

平成 22 年 第 2 回 定例会

市 議 会 会 議 録

平成 22 年 6 月 7 日 (開会)

平成 22 年 6 月 25 日 (閉会)

垂 水 市 議 会

平成二十二年第二回定例会会議録

(平成二十二年六月)

垂水市議会

第 2 回 定 例 会 会 議 録 目 次

第 1 号 (6 月 7 日) (月 曜)

| | |
|-----------------------------|----|
| 1. 開 会 | 4 |
| 発言の申し出 | |
| 1. 開 議 | 4 |
| 1. 会議録署名議員の指名 | 4 |
| 1. 会期の決定について | 4 |
| 1. 諸般の報告 | 4 |
| 1. 報告第 1 号 上程 | 7 |
| 報告 | |
| 1. 報告第 2 号～報告第 5 号 一括上程 | 7 |
| 報告、質疑、表決 (承認) | |
| 1. 議案第 39 号 上程 | 13 |
| 説明、質疑、総務文教委員会付託 | |
| 1. 議案第 40 号 上程 | 14 |
| 説明、質疑、各常任委員会付託 | |
| 1. 議案第 41 号～議案第 45 号 一括上程 | 16 |
| 説明、質疑 | |
| 議案第 41 号、議案第 42 号 総務文教委員会付託 | |
| 議案第 43 号～議案第 45 号 産業厚生委員会付託 | |
| 1. 請願第 1 号、陳情第 25 号 一括上程 | 18 |
| 請願第 1 号 総務文教委員会付託 | |
| 陳情第 25 号 産業厚生委員会付託 | |
| 1. 日程報告 | 19 |
| 1. 散 会 | 19 |

第 2 号 (6 月 15 日) (火 曜 日)

| | |
|---------------------------|----|
| 1. 開 議 | 22 |
| 1. 議案第 46 号 上程 | 22 |
| 説明、質疑、産業厚生委員会付託 | |
| 1. 議案第 47 号、議案第 48 号 一括上程 | 22 |
| 説明、質疑 | |
| 議案第 47 号 各常任委員会付託 | |
| 議案第 48 号 産業厚生委員会付託 | |
| 1. 一般質問 | 23 |
| 大 菌 藤 幸 議 員 | 24 |

| | |
|-------------------------|----|
| 若者議会設置の検討について | |
| コミュニティバス（スクールバス）の運用について | |
| 家庭介護者へ支援の検討は | |
| 池之上 誠議員 | 29 |
| 子ども手当について | |
| 垂水中央中学校の現状と施設整備計画について | |
| 北方貞明議員 | 39 |
| 安全・安心について | |
| 田平輝也議員 | 47 |
| 学校給食センターについて | |
| 本市における介護施設と一人暮らしの現状について | |
| 振興会について | |
| 川畑三郎議員 | 55 |
| 農業行政について | |
| 水産行政について | |
| 防災対策について | |
| 感王寺耕造議員 | 62 |
| 口蹄疫対策について | |
| 戸別所得補償制度について | |
| 介護保険について | |
| 子宮ガン検診について | |
| 小中学校教育施設の管理状況について | |
| 森 正勝議員 | 75 |
| 垂水市の鳥獣による農作物への被害対策について | |
| 降灰対策について | |
| 1. 日程報告 | 80 |
| 1. 散 会 | 80 |

第3号（6月16日）（水曜日）

| | |
|-----------------|----|
| 1. 開 議 | 82 |
| 1. 一般質問 | 82 |
| 池山節夫議員 | 82 |
| 福祉施策について | |
| 全国学力テストについて | |
| 垂水ビワの食害について | |
| 子宮頸ガンワクチンについて | |
| 住居手当について | |

| | |
|--------------------------|-----|
| 持留良一議員 | 89 |
| 再任用問題と再就職の対応について | |
| 非正規職員の待遇改善について（給与と処遇） | |
| 福祉行政について | |
| 防災問題について | |
| 土木行政問題について | |
| 地方税法改正による問題について | |
| 宮迫泰倫議員 | 103 |
| 安心・安全のまちづくりの桜島豪灰対策について | |
| 堀添國尚議員 | 108 |
| 牛根・新城地区の市営住宅の整備計画について | |
| 奨学金の貸与制度の改善について | |
| 旧牛根給食センターの再利用について | |
| 乗り合いタクシーの充実について | |
| 高齢者に対して、道の駅の温泉を無料開放できないか | |
| 徳留邦治議員 | 115 |
| 施政方針について | |
| ビワ農家の鳥獣被害状況について | |
| 中学校の跡地について | |
| 篠原静則議員 | 119 |
| 土木行政について | |
| 防災無線について | |
| 1. 日程報告 | 128 |
| 1. 散 会 | 128 |

第4号（6月25日）（金曜日）

| | |
|---|-----|
| 1. 開 議 | 130 |
| 1. 諸般の報告 | 130 |
| 1. 議案第39号～議案第48号、請願第1号、陳情第21号、陳情第23号、陳情第25号 一括上程 | 130 |
| 委員長報告、質疑、討論、表決 | |
| 議案第39号～議案第48号（原案可決） | |
| 請願第1号（採択） | |
| 陳情第21号、陳情第23号（継続審査） | |
| 陳情第25号（採択） | |
| 1. 意見書案第27号 上程 | 132 |
| 質疑、表決 | |

意見書案第27号（原案可決）

| | |
|----------------------------|-----|
| 1. 議案第49号、議案第50号 一括上程..... | 133 |
| 公営企業決算特別委員会設置、付託、閉会中の継続審査 | |
| 1. 閉 会 | 134 |

平成22年第2回垂水市議会定例会

1. 会期日程

| 月 日 | 曜 | 種 別 | 内 容 |
|------|---|-------|--|
| 6・7 | 月 | 本会議 | 会期の決定、議案等上程、説明、質疑、討論、一部表決、一部委員会付託 |
| 6・8 | 火 | 休 会 | |
| 6・9 | 水 | 〃 | (質問通告期限：正午) |
| 6・10 | 木 | 〃 | |
| 6・11 | 金 | 〃 | |
| 6・12 | 土 | 〃 | |
| 6・13 | 日 | 〃 | |
| 6・14 | 月 | 〃 | |
| 6・15 | 火 | 本会議 | 一般質問 |
| 6・16 | 水 | 本会議 | 一般質問 |
| 6・17 | 木 | 休 会 | |
| 6・18 | 金 | 〃 委員会 | 産業厚生委員会 (現地視察・議案審査) |
| 6・19 | 土 | 〃 | |
| 6・20 | 日 | 〃 | |
| 6・21 | 月 | 〃 | |
| 6・22 | 火 | 〃 委員会 | 総務文教委員会 (現地視察・議案審査) |
| 6・23 | 水 | 〃 | |
| 6・24 | 木 | 〃 委員会 | 議会運営委員会 |
| 6・25 | 金 | 本会議 | 委員長報告、質疑、討論、表決、議案等上程、説明、質疑、討論、一部表決、一部委員会付託 |

2. 付議事件

- | | 件 名 |
|-------|---|
| 報告第2号 | 専決処分の承認を求めることについて（垂水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例） |
| 報告第3号 | 専決処分の承認を求めることについて（垂水市税条例の一部を改正する条例） |

- 報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成22年度垂水市一般会計補正予算（第1号））
- 報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成22年度垂水市一般会計補正予算（第2号））
- 議案第39号 垂水市水力発電施設周辺地域交付金基金条例を廃止する条例 案
- 議案第40号 平成22年度垂水市一般会計補正予算（第3号）案
- 議案第41号 平成22年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案
- 議案第42号 平成22年度垂水市老人保健医療特別会計補正予算（第1号）案
- 議案第43号 平成22年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第1号）案
- 議案第44号 平成22年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）案
- 議案第45号 平成22年度垂水市水道事業会計補正予算（第1号）案
- 議案第46号 垂水市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 案
- 議案第47号 平成22年度垂水市一般会計補正予算（第4号）案
- 議案第48号 平成22年度垂水市と畜場特別会計補正予算（第1号）案
- 議案第49号 平成21年度垂水市水道事業会計決算認定について
- 議案第50号 平成21年度垂水市病院事業会計決算認定について
- 意見書案第27号 口蹄疫発症に伴う防疫対策の強化及び畜産経営安定対策の充実を求める意見書（案）

請願・陳情

- 請願第1号 桜島口交差点に信号機設置を求める請願
- 陳情第21号 快適な生活環境を守るために養豚場の移転を要望する陳情について
- 陳情第22号 垂水市議会議員定数削減について
- 陳情第25号 住民の生活基盤を支える県土防災と建設業振興を求める陳情書

平成 22 年 第 2 回 定 例 会

会 議 録

第 1 日 平成 22 年 6 月 7 日

本会議第1号(6月7日)(月曜)

出席議員 15名

| | | | |
|----|---------|-----|---------|
| 1番 | 感王寺 耕 造 | 9番 | 森 正 勝 |
| 2番 | 大 蘭 藤 幸 | 10番 | 持 留 良 一 |
| 3番 | 尾 脇 雅 弥 | 11番 | 宮 迫 泰 倫 |
| 4番 | 堀 添 國 尚 | 12番 | 川 尻 達 志 |
| 5番 | 池之上 誠 | 13番 | (欠 員) |
| 6番 | 田 平 輝 也 | 14番 | 徳 留 邦 治 |
| 7番 | 北 方 貞 明 | 15番 | 篠 原 静 則 |
| 8番 | 池 山 節 夫 | 16番 | 川 畑 三 郎 |

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

| | | | |
|---------|---------|-------------|---------|
| 市 長 | 水 迫 順 一 | 水 産 課 長 | 塚 田 光 春 |
| 副 市 長 | 小 島 憲 男 | 商工観光課長 | 倉 岡 孝 昌 |
| 総 務 課 長 | 今 井 文 弘 | 土 木 課 長 | 深 港 涉 |
| 企 画 課 長 | 山 口 親 志 | 会 計 課 長 | 尾 迫 逸 郎 |
| 財 政 課 長 | 北 迫 睦 男 | 水 道 課 長 | 白 木 修 文 |
| 税 務 課 長 | 川井田 志 郎 | 監 査 事 務 局 長 | 磯 脇 正 道 |
| 市 民 課 長 | 葛 迫 隆 博 | 消 防 長 | 宮 迫 義 秀 |
| 市 民 相 談 | | | |
| サービスク長 | 前木場 強 也 | 教 育 長 | 肥 後 昌 幸 |
| 保健福祉課長 | 城ノ下 剛 | 教育総務課長 | 三 浦 敬 志 |
| 生活環境課長 | 感王寺 八 郎 | 学校教育課長 | 有 馬 勝 広 |
| 農 林 課 長 | 森 下 利 行 | 社会教育課長 | 瀬 角 龍 平 |

議会事務局出席者

| | | | |
|---------|---------|-----|---------|
| 事 務 局 長 | 松 浦 俊 秀 | 書 記 | 篠 原 輝 義 |
| | | 書 記 | 松 尾 智 信 |

平成22年 6 月 7 日 午前10時開会

△開 会

○議長（川尻達志）定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから平成22年第2回垂水市議会定例会を開会します。

ここで、去る4月1日付で課長の異動があり、紹介のための発言の申し出がありますので、これを許可します。

○財政課長（北迫睦男）おはようございます。

財政課長に任命されました北迫睦男でございます。よろしくお願いいたします。

○企画課長（山口親志）企画課長に任命されました山口親志でございます。よろしくお願いいたします。

○農林課長（森下利行）おはようございます。

農林課長に任命されました森下利行です。どうかよろしくお願いいたします。

○生活環境課長（感王寺八郎）生活環境課長に任命されました感王寺八郎です。どうかよろしくお願いいたします。

○市民相談サービス課長兼選管事務局長（前木場強也）市民相談サービス課長兼選挙管理委員会事務局長に任命されました前木場強也です。よろしくお願いいたします。

○教育総務課長（三浦敬志）教育委員会教育総務課長に任命されました三浦敬志です。どうぞよろしくお願いいたします。

○社会教育課長（瀬角龍平）おはようございます。

教育委員会社会教育課長に任命されました瀬角龍平です。どうかよろしくお願いいたします。

○水道課長（白木修文）おはようございます。

水道課長に任命されました白木修文です。よろしくお願いいたします。

○監査事務局長（磯脇正道）おはようございます。

監査事務局長を拝命いたしました磯脇正道でございます。どうかよろしくようお願い申し上げます。

△開 議

○議長（川尻達志）これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△会議録署名議員の指名

○議長（川尻達志）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において篠原静則議員、尾脇雅弥議員を指名します。

△会期の決定

○議長（川尻達志）日程第2、会期の決定を議題とします。

去る6月1日議会運営委員会が開催され、協議なされた結果、本定例会の会期をお手元の会期日程表のとおり、本日から6月25日までの19日間とすることに意見の一致を見ております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川尻達志）異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月25日までの19日間と決定しました。

△諸般の報告（平成21年度垂水市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について）

○議長（川尻達志）日程第3、諸般の報告を行います。

この際、議長の報告を行います。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、垂水市土地開発公社に係る平成21年度の補正予算書、事業報告書及び決算諸表並びに平成22年度の事業計画書及び予算書の提出がありましたので、お手元に配付しておきましたから御了承願います。

次に、監査委員から、平成22年1月分、2月

分、3月分及び4月分の出納検査結果報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたので御了承願います。

以上で、議長報告を終わります。

[市長水迫順一登壇]

○市長（水迫順一）おはようございます。

3月定例議会後の議会に報告すべき主な事項について御報告を申し上げます。

まず、宮崎県で発生しております口蹄疫につきましては、現在まで相次いで感染が確認されており、さらに、発生地域が南下していますことから、鹿児島県への侵入リスクも変わらず高まっております。

このことを受けまして、本市では、5月6日に「垂水市口蹄疫防疫対策本部」を設置し、畜産農家へ消毒液や消石灰の配布を行いました。

また、肝属地域におきましても「肝属地域口蹄疫防疫対策協議会」を設置しまして、相互に連携し、口蹄疫の侵入防止対策としまして、肝属管内4カ所で自主消毒作業を行うこととし、本市では、牛根二川の国道220号線沿いで消毒作業を実施しているところであります。

防疫対策として、実施を予定しておりました各種イベント等の中止や自粛によりまして市民の皆様には大変な御迷惑をおかけしておりますが、いましばらく御理解と御協力を賜りたいと存じます。

今後も情報収集に努め、関係機関との連携を図りながら迅速に対処し、畜産農家への支援対策なども整えてまいりたいと考えております。

創設から40年以上が経過し、老朽化が進行しておりました内ノ野浄水場が、平成20年・21年度の2年間にわたる大規模改修工事により、最新の水処理施設として整備され、地震や台風などの災害時でも安全な水道水を市民の皆様にご安定給水できる施設として整備が完了しましたことを御報告させていただきます。

4月6日には、市内4中学校を統合した「垂

水中央中学校」が開校しました。市内唯一の中学校となりますことから、勉学やスポーツ等の学習環境に今後とも配慮してまいりたいと考えております。

新幹線全線開業を1年後に控えまして、道の駅たるみずや高峠公園と並ぶ本市の観光拠点施設として整備を進めてまいりました「猿ヶ城溪谷 森の駅 たるみず」を4月29日に開設させていただきました。当施設が、大隅の玄関口である垂水市及び大隅半島全体の観光振興のために、観光かごしまの発展に寄与できますよう取り組んでまいりたいと考えております。

昨年10月より活発化しております桜島の噴火活動につきましては、市民生活に多大な影響を与えているところでございます。5月1日に、降灰に関する相談の窓口「くらしの降灰相談センター」を市民相談サービス課に設置し、専用の直通電話を設置しました。市報5月号にも「くらしの降灰相談センター」の電話番号を掲載させていただき、市民の皆様が降灰でお困りなことなどに関しまして相談を受けてまいりたいと思っております。

高齢化が年々進む中、行政に求められる公的役割も多様化しておりますことから、市民生活の改善に幅広く対応するため、5月1日より、土木課所管の維持班を環境整備班へ名称変更し、人員もふやして体制の整備を行いました。これに先駆け、4月28日には株式会社財宝より2トンドンプにも積載可能なバックホーを寄贈していただき、9月には小型路面清掃車3台の寄贈も予定されております。機材の充実により、よりきめ細やかな市民サービスが提供できますよう、所管課であります土木課に指示してまいります。

防災関係につきましては、3月末に市内全域の土砂災害危険区域内にある全世帯に、土砂災害に備えて土砂災害ハザードマップを配布したところでございます。市民の皆様には地域の状

況を把握され、防災に活用していただきたいと考えているところでございます。

次に、4月11日に、桜島火山防災研修会として松ヶ崎地区公民館において、京都大学防災研究所火山活動研究センター井口正人准教授を招き、「桜島の火山活動と今後の見通しについて」の講演や、県の防災アドバイザーを招き、「災害に備えた避難のシミュレーション」を図上訓練という形で実施したところでございます。

次に、梅雨入りを前に、市内危険箇所の防災点検を行いました。4月19日に終日、土砂災害区域内の小規模多機能ホームを初め、県事業の砂防工事箇所及び本城川水防基準であります今川原水位計など、計14カ所の防災点検を実施したところであります。

また、垂水市総合防災訓練でございますが、5月22日から翌23日までの2日間の予定で新城地区において計画をしてまいりましたが、口蹄疫防疫の観点から、実施目的を「市民の防災意識の高揚を図る」こととし、5月22日から翌23日の早朝までの訓練に変更し、主として新城地区自主防災組織の訓練を実施したところでございます。過去の災害を教訓としまして早目の避難に心がけ、人的災害ゼロを継続するよう、危機管理対策室を中心に、さらなる防災体制の整備に努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、3月議会後の火災について御報告いたします。

建物火災2件、車両火災1件の火災が発生しております。

建物火災は、3月19日、田神（下原田）において、住家全焼1棟、非住家部分焼1棟の火災が発生しております。5月15日には海潟（源園）において、住家全焼1棟、非住家全焼1棟、部分焼2棟の火災が発生しております。車両火災は、4月26日、本城（水之上団地）におきまして、車両の一部を焼く火災が発生しております。

次に、主な出張用務について御報告申し上げます。

4月13日から14日にかけて上京いたしまして、特別交付税等に関する要望活動の一環として、総務省の事務次官ほか自治財政局、地元選出国會議員を訪問し、21年度要望活動に関するお礼と桜島の現状等も説明し、今後も特段の配慮と御支援などをお願いしてまいりました。

5月30日には関東垂水会に出席してまいりました。設立40周年の節目の年でありまして、こちらより伺いました11名を含め、総勢155名の参加者により盛大に開催されました。ふるさと納税や市報の定期購読への御協力に関しましてお礼を申し上げ、今後の協力につきましても重ねてお願いをしてまいりました。短い滞在時間ではございましたが、多くの方々と親睦を深めさせていただきました。

次に、5月31日と6月1日には、保健福祉課長と社会福祉協議会事務局長を伴いまして、長野県飯田市と下伊那郡泰阜村を視察してまいりました。

飯田市におきましては、市と社会福祉協議会との連携や業務の展開などにつきまして幅広く意見や情報の交換を行いました。

泰阜村におきましては、垂水温泉病院の池田忠先生が在宅医療のため赴任されておいて、泰阜村の診療所におきまして、松島村長を交えて在宅医療のあり方などにつきまして広く意見交換をし、医療費の抑制などに関しまして貴重な御意見などをいただいたところでございます。今後の本市における取り組みの参考にさせていただきたいと考えております。

以上で、諸般の報告を終わります。

○財政課長（北迫睦男）平成21年度歳出予算の経費のうち、年度内にその支出を終わらない見込みのものにつきまして、地方自治法第213条の規定により、平成22年度に繰り越して使用しますことは3月議会補正予算（第9号）で御承

認いただいておりますが、同法施行令第146条第2項の規定に基づき、その繰越明許費に係る繰越計算書を御報告申し上げます。

繰り越された経費は、地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業等11事業でございます。

繰り越しました理由でございますが、きめ細かな臨時交付金事業は、国の補正により事業決定し、本市も3月補正で予算措置しましたので、翌年度にわたらざるを得なくなったものでございます。

そのほか、小・中学校耐震化事業、防災情報通信設備整備事業、森林整備加速化・林業再生事業でございますが、事業が多岐にわたっておりますので、別添の繰越明許費繰越計算書説明・報告資料を作成し、議案と一緒に配付させていただきました。

資料は、繰越事業に係る予算額、事業内容、翌年度繰越額、繰り越し理由、繰越額の財源内訳、完了予定年月日等を記載しております。

この資料にて繰越明許費に係る繰越計算書の御報告にかえさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（川尻達志） 以上で、諸般の報告を終わります。

△報告第1号上程

○議長（川尻達志） 日程第4、報告第1号損害賠償の額を定め和解することについての専決処分の報告についてを議題とします。

報告を求めます。

○財政課長（北迫睦男） 地方自治法第180条第1項の規定によりまして、損害賠償の額を定め和解することについて専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。

専決の内容は、別紙のとおり、平成22年1月28日に発生しました学校給食センターの配送委託業者でありますシルバー人材センター職員によります運転中の接触事故でございますが、車両損傷だけで身体のけがはありませんでした。

市は、相手方に責任割合100%の損害賠償額4万4,175円を支払うことで和解いたしました。

なお、損害賠償額は全額、加入しております全国市有物件災害共済会の保険料で賄われます。

当事者には車の運転に慎重を期すよう指示いたしましたりましたが、全職員にも安全運転の励行を改めて喚起いたしてまいります。

以上で、報告を終わります。

○議長（川尻達志） 以上で、報告第1号損害賠償の額を定め和解することについての専決処分の報告についての報告を終わります。

△報告第2号～報告第5号一括上程

○議長（川尻達志） 日程第5、報告第2号から日程第8、報告第5号までの報告4件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（垂水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（垂水市税条例の一部を改正する条例）

報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成22年度垂水市一般会計補正予算（第1号））

報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成22年度垂水市一般会計補正予算（第2号））

○議長（川尻達志） 報告を求めます。

○市民課長（葛迫隆博） 報告第2号専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律が平成22年3月31日に公布され、平成22年4月1日から施行されたことに伴いまして、平成22年度国民健康保険税の賦課に急施を要しましたので、垂水市

国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分とし、4月1日から施行したところでございます。そのため、地方自治法第179条第3項の規定に基づき報告申し上げ、承認を求めようとするものでございます。

一部改正の趣旨でございますが、今回の地方税法の改正の1つが、厳しい経済情勢が続く中、中間所得者層の負担に配慮しながら低所得者層の国民健康保険税の軽減を図り、あわせて倒産や解雇などによる、いわゆる非自発的失業者の保険税の負担を軽減するという規定内容でありまして、本条例において引用する条項の整理を行ったものでございます。

それでは、新旧対象表により説明いたします。条文中、改正した箇所をアンダーラインで示しております。

第2条の課税額ですが、国民健康保険税の基礎賦課額の限度額を3万円、そして後期高齢者支援金賦課額の限度額を1万円、それぞれ引き上げたものであります。

次に、第23条の減額ですが、ただいま申しました限度額の引き上げ及び地方税法の一部改正に伴い、条文整理したものでございます。

3ページですが、第23条の2を追加規定いたしております。所得の少ない方に保険税の減額賦課をする際に、応益割合にかかわらず最大7割軽減することを可能にしたものであります。また、非自発的失業者の方々は、離職の日の翌日に属する年度の翌年度末までの間、前年の給与所得を100分の30として算定することを規定いたしております。

あけていただきまして、第24条の2を追加しておりますが、非自発的失業者の方々方が申告する際、離職理由や雇用保険受給者資格証等の書類の提出を求めることなどについて規定いたしております。

以上が本則の一部改正ですが、次に、附則の

改正について説明申し上げます。

地方税法の改正に伴い、第3項と第8項において引用する条項として整理したものであります。

以上、専決処分について報告申しましたが、承認くださるようお願い申し上げます。

○**税務課長（川井田志郎）** おはようございます。

報告第3号専決処分の承認を求めることにつきまして御説明を申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律が平成22年3月31日に公布され、平成22年4月1日から施行されたことに伴いまして、平成22年度の市税の賦課に急施を要しましたので、垂水市税条例等の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分とし、4月1日から施行したところでございます。そのため、地方自治法第179条第3項の規定に基づき御報告申し上げ、承認を求めようとするものでございます。

今回の地方税法の一部改正につきましては、個人住民税の扶養控除の見直し、自動車燃料課税の見直し、たばこ税の税率の引き上げ、固定資産税の見直し、そして税負担軽減措置等の透明化に関するものであります。引用する条項の整理を行ったものであります。

それでは、配付いたしました新旧対照表に基づき説明いたします。条文中、改正した箇所をアンダーラインで示しております。改正箇所が多いために、削除あるいは追加のみの説明とさせていただきます。

納期限後に納付し、また納入する税金または納入金に係る延滞金について規定する第19条では、法人市民税の申告納付に関する条文の改正で、均等割の税率について規定する第31条も条文の改正でございます。

第36条の3の2は、個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書に関する条項として追加いたしております。

次の第36条の3の3も、個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書に関する条項として追加いたしております。

次に第44条は、給与所得に係る個人市民税の特別徴収に関する規定でございますが、一部条文の削除及び4項において規定適用条文追加いたしております。

次に第45条、給与所得に係る特別徴収義務者の指定等、第48条は法人市民税の申告納付、第50条は法人市民税に係る不足税額の納付の手續、及び第54条の固定資産税の納税義務者等に関する規定につきましては、条文の改正及び削除により整理いたしております。

第95条のたばこ税の税率につきましては、1,000本当たり3,298円を4,618円に改正するものでございます。

次に、読みかえ規定の改正でございますが、第15条の2を第15条とし、第16条の2では、たばこ税の税率の特例として喫煙用紙巻たばこの紙巻きたばこ税率を1,000本につき1,564円を2,190円に改正するものでございます。

次に、第19条の3として、非課税口座内上場株式等の譲渡に係る市民税の所得計算の特例に関する規定を追加いたしております。

第20条の4に規定する条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例、及び第20条の5に規定する保険料に係る個人市民税の課税の特例に関する規定につきましては、いずれも租税条約等実施特例法による条文整理を行ったものでございます。

説明が長くなりましたが、地方税法の一部の改正に伴いまして、本則を引用する条項として本条例の一部改正として整理したものでございます。

以上、専決処分につきまして御報告いたしました、承認くださいますようお願いいたします。

○財政課長（北迫睦男）報告第4号専決処分

の承認を求めることにつきまして御説明申し上げます。

平成22年度緊急雇用創出事業計画が県に承認されたことに伴い、事業の執行に急施を要しましたので、平成22年4月22日に平成22年度垂水市一般会計補正予算（第1号）を専決処分いたしましたことを御報告申し上げます、御承認を求めようとするものでございます。

補正の理由でございますが、鹿児島県緊急雇用創出事業臨時特例基金事業として採択されました3事業の経費について追加措置をしたものでございます。

今回、歳入歳出とも1,731万8,000円を増額いたしましたので、これによります補正後の歳入歳出予算額は89億7,531万8,000円になります。

補正の款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページの第1表歳入歳出予算補正に掲げてあるとおりでございます。

事項別明細でございますが、まず歳出から申し上げます。

5ページをお開きください。

水産業費、水産業振興費でございますが、水産物販売促進支援対策事業として漁協に委託するものでございます。

次に、商工費の観光費でございますが、観光による地域活性化に関する調査事業としてコンサルタントに委託するものでございます。

次に6ページ、教育費の社会教育総務費でございますが、大野ESD自然学校を核とするグリーン・ツーリズム推進事業に係る経費でございます。

それぞれの事業で2名ずつ雇用し、事業を実施するものでございます。

これらに対する歳入は、4ページの県補助金で収支の均衡を図っております。

次に、報告第5号専決処分の承認を定めることにつきまして御説明申し上げます。

本年4月に宮崎県で発生しました家畜伝染病の口蹄疫の防疫対策経費の執行に急施を要しましたので、平成22年5月19日に平成22年度垂水市一般会計補正予算(第2号)を専決処分いたしましたことを御報告申し上げ、御承認を求めようとするものでございます。

補正の理由でございますが、消毒作業等防疫対策経費について追加措置をしたものでございます。

今回、歳入歳出とも627万2,000円を増額いたしましたので、これによります補正後の歳入歳出予算額は89億8,159万円になります。

補正の款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページの第1表歳入歳出予算補正に掲げてあるとおりでございます。

事項別明細でございますが、まず歳出から申し上げますと、5ページの畜産業費でございますが、主なものは、消石灰や消毒液等の消耗品費と鹿児島県重点分野雇用創出事業で行います消毒作業の委託料等でございます。

これらに対する歳入は、4ページの県補助金と繰越金で収支の均衡を図っております。

以上で報告を終わりますが、御承認いただきますようによりしくお願い申し上げます。

○議長(川尻達志) ただいまの各報告に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○持留良一議員 2号、3号、4号、5号なんですけれども、ここでの条例の一部改正については、この上限の引き上げなんですけれども、前もちょっと議論したことがあったと思うんですが、影響等の関係も含めて議論したんですけれども、今回このことでどれだけの人が対象になり、そして結果として財政的にどれだけのものが反映されるのか、このことでの引き上げの影響について質疑をしたいと思います。

それから、市税条例の一部を改正する条例案、

これについては民主党の子ども手当等を含めた財源の確保ということでいろいろ議論もされ、その後、今後その財源をどう確保していくかという点については非常に不透明なままこれが推移をしている中で、当初何ら予定していなかった形での控除等の廃止・縮減というふうになってきたわけなんですけれども、このことで当然プラス・マイナスがあるかというふうに思うんですが、結果としてこういうある意味での公約違反というのは、やっぱり私自身は許せないなというふうに思うのが第1点で、またその後の影響ということでお聞きしたいんですけれども、實際上、どれだけのやっぱり増税がいわゆる歳入として確保されるのか。

それと、もう1つは、このことでいわゆる、垂水もそうですけれども、保育料だとかいろんな形で影響を受けるのがありますよね、課税額が広がると、対象が広がることによって保育料だとか国保税等が引き上がっていくというそういう関連の問題と、あともう1つは、これを基準にしながらいろんなことを定めている制度もあるかと思うんですが、そのあたりの影響というのはどんなふうになっていくのか、お聞きをしたいと思います。

それと、補正関係は基本的には問題はないというふうに思うんですが、要は、私は、特に第2号の問題で口蹄疫の問題、いわゆる性格の問題ですよね。これは非常にある意味での危機管理を要する中身だったというふうに思います。新聞をずっと私も系統的に切り抜きもしているんですけれども、自治体によっては早い段階から全員協議会及び臨時議会等を開いて対策等を協議をしているわけですよ。それに伴って専決等も含めた、また6月の補正に乗せるもの等も含めてやっているんですよ。一体となつてこの問題は、議会と両輪と言われますけれども、危機管理問題というのはやっぱりそれだけ私たちは議会に対する対応というのも非常に重要だ

ったと思うんですよ。

私自身もそういう中、なかなか開かれないもんですから、申し入れもして、また県に対しても申し入れもしてきましたけれども、この口蹄疫の問題というのは、ただ単に畜産農家だけの問題じゃなくて、市民生活全般にわたっている問題点があったと思うんです。結果として、きちっと畜産農家を守っていくと、支援をしていくという最大の眼目があったと思いますけれども、もう1つの大きな問題というのは、こういう危機管理のときにどう対応していくのかという点があったと思うんです。

そうしたときに、先ほど言いましたとおり、県内の自治体では農家支援が広がるけれども、その手順として議会ともしっかり協議をしていく。議員の皆さんもそうだったと思うんです。議員の皆さんもいろんなところで農家の声を聞いたり、どうしたらいいかということいろいろな市長にも話もされたかというふうに思います。振興会のほうからも話があったかというふうに思います。しかし、やはりこれは、私たちも市民の代表として議会という形でとっているわけですから、そこあたりの危機管理というのは、やはり議会一体となってこれはしていく性格のものだったのではないかと。

市民の皆さんからも「議会は何をやっとなんだ」と、「おまえたちはこういう状況の中で、なぜしっかり市長に対してもそういう場を設けて言わないのか」ということも言われたんですけども、そのあたりのこの問題に対しての危機管理対策という形での議会との関係というのはどのように今回考えられたのかですね。

専決処分ということは確かに必要な対応だったかと思いますが、その前提としてやっぱりそういう議論の場、協議の場が必要だったのではないかなと思いますけれども、市長の見解を、それについて質疑をいたします。

○市民課長（葛迫隆博） 国保税の今回の限度

額に対する今、御質問をいただいたわけですが、まず、状況を少々説明させていただきます。

いわゆる100万円未満の所得世帯が3,252世帯中2,200世帯ほどございます。7割程度の世帯の方々がいわゆる応益割合、7割軽減、5割軽減、2割軽減の対象となっております。そうしたことで、今回の限度額の引き上げによる対象世帯でございますが、約64世帯、2%程度でございます。256万円の限度額引き上げによります税金が見込まれるわけですが、現在、21年度の決算を今、試算中でありましますけれども、単年度でいきますと、21年度は約2,000万円ほどの赤字ということでございますので、今回のこの250万円の引き上げによる税金の増というのは非常に効果があると思っております。

以上でございます。

○税務課長（川井田志郎） 今回の地方税法の改正の内容の中で、個人住民税における扶養控除の見直しの関係で御質問だと思いますが、今回の改正の中で、年少扶養控除、16歳未満の扶養親族に係る扶養控除の廃止、これに関しましては、子ども手当の重複対象となるため、33万円の控除がゼロになるということになっております。あと、特定扶養控除の16歳以上19歳未満の上乗せ部分の廃止ということで、これに関しましては、高校授業料の無償化による12万円の減額で、33万円に減額になると思われまします。

このことに関しまして、ただ特定扶養控除の上乗せ部分の廃止については、高校に行つて、その年齢で規定してありますから、高校に行っていない方がいる世帯については実質的にマイナスになるのではないかと思います。

以上です。

○市長（水迫順一） 口蹄疫の件でお答えをしたいと思ひます。

議会を決して軽視しておるわけじゃございませんし、垂水市畜産振興会会長を初め、議員の

皆さんからもたくさんの意見やいろいろなお話、現状のお話をお聞きして、対応してまいりました。対策本部を設けたのは5月6日でしたが、連休前にもいろいろな話し合いをしておりますし、連休中もいろいろな対応をしてきたと思っております。

それと、大事なことは、より早くやらなければいけないことは、肝属一体となって対応をするこのことが一番大事だと思ひまして、鹿屋市と本市の部長、課長が対応を早急にやってくれました。それによって、肝属地区のこの防疫対策協議会が発足したと。最初は鹿屋市と垂水市だけでやろうというような小さな考えでしたが、垂水の発案で「肝属一体でやらなきゃだめですよ」ということ等も提案して、そのことものんでもらいました。曾於は曾於でやっておりましたから。

そうすると、これがだんだんだんだん南下してくる問題、それからえびのの問題、その辺等を注視しながら、議会とは今後どうしていくかということは当然考えておりました。だけど、対応とすれば、決してうちもおくれたわけじゃないし、しっかり御意見をお伺いしながらやってきたと、そういうふうに思っております。

○持留良一議員 先ほどちょっと質疑の漏れがあったんですけども、市税条例の一部を改正する点ですけども、このことによる、先ほど言った控除されることによって課税額が広がる、そのことの影響ということで、先ほど言いました保育料だとか、それから他の介護保険だとか等々への影響というのはどんなふうになっていくのか。

そしてまた、他の諸制度との関係で、市民税を基準にしながらいろいろな中身を、これは例えば非課税だったら支給するとかしないとかいろいろそういうのが一方ではあったと思うんですが、そのことへの影響というのは今回は出ないのかどうなのかということをお聞きをしたい

と思います。

それと、今、市長の、確かに口蹄疫の問題はそういうふうにあったと思うんです。順序的にやってくると、やっぱり早いところはもう4月の段階で対応しているわけなんですよね。だから、そういうことを含めて、やはり議会を軽視しているとかということじゃなくて、やっぱりこういう危機管理、ある意味では非常に口蹄疫という今度の問題というのは非常にそういう点では重要な、重要性があったというふうに認識をしているわけなんですけれども、いろいろな点で、例えば市民生活への影響だとか等々含めてあったかというふうに思うんです。

だから、こういうとき、どういうふうに議会との関係というのは対応していくのかというやっぴりきちっとそのあたりがないと、私たち自身もどんなふうにして例えば市長にいろいろな意見を提案していけばいいのか。そういう場というのはやっぱり最低限議会がそういう性格を持つんじゃないかな。そういう場でいろいろ多面的に議論をしていくことが非常に重要ではないかなというふうに思ったわけですので、これは回答は要りませんし、今後そういうことの必要性をまたいろいろと議論をしていきたいと思ひます。

税制のところだけお聞きをします。

○税務課長（川井田志郎） 今回の個人市民税における扶養控除の見直しに関しまして、その課税、非課税の関係で、全庁的にこの問題は響いてくる部分があると思ひます。福祉の関係から、あと国保の関係から、あと教育委員会の関係にも出てくると思ひますけど、ここのところはうちのほうではちょっと把握しかねます。済みません。

○議長（川尻達志） ほかに質疑はありませんか。

○感王寺耕造議員 報告第1号についてちょっと質問いたします。

荷台の右側扉が開いたということなんですけれども、これは荷台の扉の閉め忘れなのか、それとも車両の老朽化によって……

○議長（川尻達志）感王寺議員、もうその件は終わっております。報告、報告のみ、質疑はなし。

○感王寺耕造議員 はい、済みません。

○議長（川尻達志）ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川尻達志）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

各報告を承認することに御異議ありませんか。

[「異議あり。2号、3号」と呼ぶ者あり]

○議長（川尻達志）御異議がありますので、報告第2、3号を除く、報告第4号及び報告第5号について、承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川尻達志）異議なしと認めます。

よって、報告第2、3号を除く、報告第4号及び5号については承認することに決定しました。

次に、報告2号を起立により採決をいたします。

本報告を承認することに賛成の方は、御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（川尻達志）起立多数です。

よって、報告第2号は承認することに決定しました。

次に、報告第3号を起立により採決いたします。

本報告を承認することに賛成の方は、御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（川尻達志）起立多数です。

よって、報告第3号は承認することに決定しました。

△議案第39号上程

○議長（川尻達志）日程第9、議案第39号垂水市水力発電施設周辺地域交付金基金条例を廃止する条例案を議題とします。

説明を求めます。

○企画課長（山口親志）おはようございます。

議案第39号垂水市水力発電施設周辺地域交付金基金条例を廃止する条例案について御説明申し上げます。

この垂水市水力発電施設周辺地域交付金基金条例は、平成22年3月31日をもって基金残高が皆無となったことから、廃止しようとするものであります。

水力発電施設周辺地域交付金は、昭和56年度より、本城川に設置された水力発電施設により生じた自然環境及び生活環境への影響を緩和する目的で市道整備などに充当し、単年度で執行をしてまいりました。

今回廃止予定の基金条例は、交付金活用事業の拡大により基金造成が認められたことから、平成12年12月22日、条例第42号で制定されたものであり、平成12年度から平成16年度の5カ年間、交付金を基金として造成してまいりました。この間、平成15年度には国の法律改正により、「水力発電施設周辺地域交付金」が「電源立地地域対策交付金」に名称変更がなされ、平成17年12月に垂水市電源立地地域対策交付金基金条例を施行しております。

基金積み立ての内訳は、水力発電施設周辺地域交付金を4年間、電源立地地域対策交付金を1年間の5年間分で、平成17年度から5年以内に処分することになっておりまして、平成21年度を最終事業年度として運用してまいりまして、猿ヶ城整備事業等に充当してまいりました。

なお、附則としまして、この条例は公布の日

から施行することとしております。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（川尻達志） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川尻達志） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、総務文教委員会に付託の上、審査したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川尻達志） 異議なしと認めます。

よって、議案第39号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

△議案第40号上程

○議長（川尻達志） 日程第10、議案第40号平成22年度垂水市一般会計補正予算（第3号）案を議題とします。

説明を求めます。

○財政課長（北迫睦男） 議案第40号平成22年度垂水市一般会計補正予算（第3号）案を御説明申し上げます。

今回の補正は、人事異動によります人件費の目ごとの組み替え並びに事業経費の追加に伴う経費を予算措置しようとするのが主な理由でございます。

今回、歳入歳出とも5,166万2,000円を追加しますので、これによる補正後の金額は90億3,325万2,000円になります。

補正の款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから5ページまで掲げてあるとおりでございます。

6ページから7ページに債務負担行為の追加がありましたので、お示ししております。

畜産経営維持緊急支援資金利子補給金は、価

格低迷により資金繰りが悪化している畜産農家の経営改善を図る目的で利子補給を行うものでございます。

また、口蹄疫経営維持緊急資金利子補給金は、口蹄疫の発生により被害を受けた畜産農家の経営を再建するために利子補給をするものでございます。

次の垂水中央中学校大規模改造工事に伴う仮設校舎リース料は、大規模改造工事が3カ年をかけて工事を行うために仮設校舎も3カ年使用することから、債務負担行為の設定が必要になったものでございます。

それぞれ元金、利率、期間、限度額はお示ししているとおりでございます。

15ページをお開きください。

歳出事項明細について御説明いたしますが、人件費や事務経費の増減及び組み替えは省略し、事業費等の補正について御説明いたします。

16ページをお開きください。

財産管理費は、本庁舎の設備修繕や屋上の手すり設置工事と納税相談室の設置工事の経費でございます。

20ページの障害者福祉費は、身障者の行動援護事業と共同介護事業でございますが、国・県で4分の3、市が4分の1の負担となっております。

21ページの介護保険事業費の地域介護・福祉空間整備補助金は、1カ所のグループホームにスプリンクラーを設置する補助経費で、全額国の補助でございます。

26ページの農業委員会費でございますが、新規事業の農地制度実施円滑化事業に不用が生じたので、減額しております。

27ページの畜産業費でございますが、補助金は、債務負担行為の補正で説明いたしました2事業の利子補給金と、子牛育成支援対策事業補助金でございます。口蹄疫の発生により家畜競り市が延期されたことに伴い、出荷できない子

牛の飼料代として、3カ月を上限に1頭当たり月1万円を農家に補助するものでございます。

貸付金につきましては、畜産の振興を図るために家畜導入資金等を農家に貸し付けるJAに対して貸し付けを行うもので、平成18年度まで実施しておりました。JAから要請がなく3年間休止しておりましたが、今回復活したものでございます。

33ページをお開きください。

住宅管理費の委託料は、本市の建築物耐震改修促進計画を策定するもので、全額国の補助でございませう。

34ページの消防施設費につきましては、水槽つき消防ポンプ自動車と油圧式救助資材を購入するものでございませう。

36ページの小学校施設整備費でございませうが、本年4月に霧島市の陵南小学校で発生しました屋上の天窓からの落下事故を受けまして、本市でも教育委員会で危険箇所の再調査を行いました。各小学校の非常階段の扉設置など、安全対策のための経費等を計上しております。

37ページの中学校施設整備費でございませうが、垂水中央中学校の大規模改造工事費の補正でございませう。債務負担行為で説明しました仮設校舎のリース料と工事費の実設計による減額分と調整を行っております。

39ページの公民館費の備品購入費は、宝くじ資金によるコミュニティ助成事業を活用しまして、市民館のいす、机を購入するものでございませう。財団法人自治総合センターより全額交付されるものでございませう。

これらに対する歳入は、前に戻りますが、8ページをお開きください。

事項別明細書の総括表及び10ページからの歳入明細にお示ししてありますように、国庫支出金、県支出金、寄附金、諸収入などの特定財源を充てられたこと、並びに職員の給与カットによる歳出削減などにより、一般財源持ち出しは

163万2,000円に抑制することができました。

なお、寄附金は、一般寄附金として株式会社福岡ソノリク様と手話同好会様及び音楽グループ「フィルハーモニック」様からいただいております。教育寄附金につきましては、昨年に引き続き、滋賀県の中武様から垂水小学校図書購入費としていただいております。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（川尻達志） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○持留良一議員 1点だけ。先ほど口蹄疫に対するさまざまな支援策、制度資金の点での支援策等があったんですけれども、県のほうでは納税の猶予等で生活面での対応をしていくというようなことが先般報告もされていたと思うんですが、私も当然、市のほうとしてもそのあたり何らかの支援策というのは考えていかなきゃならない点があるかと思っておりますけれども、県のほうも2つに分けて、対象外のところもそういう影響があった場合には対応していくというような形での報告がされていたんですけれども、市としてそのあたりは、今回予算との関係では見えないんですけれども、そのあたりでは生活支援面というそういう税制での対策というのは、特例的な対応というか、そういうことは考えていらっしゃらないのかですね。

ほかには災害とかいろいろの点については設けられていますけれども、この場合は特殊なケースでもあるかというふうに思っておりますけれども、例えば収入が減ったという中身で、臨時的なそういう猶予、納税の猶予とかいうことも含めて検討されているのか、その点についてお聞かせください。

○税務課長（川井田志郎） 持留議員の質問についてお答えします。

口蹄疫に関する関係の税制の猶予関係だと思

いますが、市税の徴収猶予の関係に関しまして、市報の7月号、市のホームページは6月11日に掲載予定にいたしております。あと、申告書を本人からいただかなきゃなりませんので、その関係で今、準備中でございます。

以上です。

○市長（水迫順一）口蹄疫関係、畜産農家に与える影響が非常に大きいということは、もう皆さん御承知のとおりでございます。これまだ宮崎が鎮静化へ向かったわけでもないし、どれだけ長引くのかという非常に懸念を持っております。その中で、県・国の対策がどういうふうに出てくるか、その辺を市として埋めなければいけない部分が出てくるか、今後、検討していきたいと思っております。

ただ、大隅の一体となった取り組みをやろうということも一応は話をしておるところです。ですから、ほかの市町村との連携、それから県・国の対応、その辺を見てから決定していきたい、そのように思います。

○議長（川尻達志）ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川尻達志）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、各所管常任委員会に付託の上、審査したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川尻達志）異議なしと認めます。

よって、議案第40号は各所管常任委員会に付託することに決定しました。

△議案第41号～議案第45号一括上程

○議長（川尻達志）日程第11、議案第41号から日程第15、議案第45号までの議案5件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第41号 平成22年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案

議案第42号 平成22年度垂水市老人保健医療特別会計補正予算（第1号）案

議案第43号 平成22年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第1号）案

議案第44号 平成22年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）案

議案第45号 平成22年度垂水市水道事業会計補正予算（第1号）案

○議長（川尻達志）説明を求めます。

○市民課長（葛迫隆博）議案第41号平成22年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案について御説明申し上げます。

4ページの歳入歳出補正予算事項別明細書をごらんください。

今回の補正は、歳入歳出とも3,499万円減額し、歳入歳出予算の総額を24億5,735万8,000円とするものでございます。

補正の主な理由を申し上げます。

歳出でございますが、先ほど報告第2号で説明いたしました非自発的失業者の方々の管理を行うためのパッケージ作成に係る経費、それから、レセプト審査支払システムの最適化に向けての基盤整備に係る所要額について補正を行いました。さらに、社会保険診療報酬支払基金からの拠出金及び前期高齢者交付金等の決定に基づき、財源更正とあわせ、確定額に沿って補正を行っております。

歳入につきましては、国庫支出金と前期高齢者交付金において年間概算交付額に基づく補正を行い、繰入金につきましては、歳入減分の財源を基金から補てんし、収支の均衡を図っております。

次に、議案第42号平成22年度垂水市老人保健医療特別会計補正予算（第1号）案について御

説明申し上げます。

同じく4ページの歳入歳出補正予算事項別明細書をごらんください。

今回の補正は、歳入歳出とも45万6,000円追加し、歳入歳出予算の総額を153万2,000円とするものでございます。

補正の主な理由を申し上げます。

歳出でございますが、平成21年度老人医療事業実績の確定による社会保険診療報酬支払基金への還付金及び一般会計への繰出金の補正を行いました。

歳入につきましては、繰越金として平成21年度交付金に基づき補正いたしております。

以上で、議案第41号、第42号の補正予算説明を終わりますが、審議のほどよろしく申し上げます。

○保健福祉課長（城ノ下 剛） おはようございます。

議案第43号平成22年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第1号）案について御説明いたします。

1ページをお開きください。

今回の補正の理由は、介護保険利用ガイドブックの増刷と、新たに始まる事業への予算組み替えが主なものでございます。

補正の額は、歳入歳出にそれぞれ36万円を追加し、補正後の予算総額は18億9,804万6,000円とするものでございます。

歳出について御説明いたします。

7ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費の一般管理費の需用費の印刷製本費は、昨年7月に作成いたしました介護保険利用ガイドブックの改訂版の増刷費用で、認知症ケア、介護予防事業の内容充実を図ろうとするもので、費用につきましては、介護従事者処遇改善臨時特例交付金の周知経費を充てるものでございます。

次に、2款保険給付費でございます。今年度

から新たに始まる事業の予算組み替えを行うものでございます。

1項サービス等諸費、3目の地域密着型介護サービス給付費の負担金、補助及び交付金の減額は、次ページの6項高額医療合算介護サービス等費、1目高額医療合算介護サービス費及び2目の高額医療合算介護予防サービス費の支給制度開始を本年度から新たに行うため予算措置を行うもので、費用につきましては、小規模多機能居宅介護費から充てるものでございます。

次に、5款地域支援事業費、2項包括的支援事業費・任意事業費は、介護予防ケアマネジメント事業費の報酬及び共済費の減額と、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費の報酬及び共済費の増額、19負担金、補助及び交付金の減額は、コスモス苑から地域包括支援センターへの派遣職員2名のうち1名が減員されたことによる負担金の減額と、地域包括支援センター嘱託職員1名の増員による報酬、共済費等の増額など、予算の組み替えが必要になったものでございます。

次に、4ページをお開きください。

歳入についてでございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書で御説明申し上げます。

7款繰入金は、介護保険制度の周知のため利用ガイドの増刷を行うもので、費用につきましては、介護従事者処遇改善臨時特例基金を充てるものでございます。

以上、歳入合計36万円で歳入歳出の均衡を図っております。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしく願いいたします。

○水道課長（白木修文） 議案第44号及び議案第45号につきましては、水道課所管でございますので、一括して御説明申し上げます。

まず、議案第44号平成22年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）案について御

説明申し上げます。

今回の補正の理由でございますが、平成22年度4月定期人事異動、共済負担金の確定及び子ども手当の新設等に伴い、補正が必要になったものでございます。

1 ページ目をお開きください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ106万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,283万3,000円とするものでございます。

まず、歳出から御説明申し上げます。

4 ページをお開きください。

1 款総務費、1 項一般管理費、1 目一般管理費でございますが、給料の減額、職員手当等の増額、共済費の減額により、106万8,000円減額補正するものでございます。

次に、歳入でございますが、同じ4ページの上の段のほうをごらんください。

2 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金は、一般会計からの繰入金を歳出と同額の106万8,000円減額補正することによりまして、収支の均衡を図っております。

次に、議案第45号平成22年度垂水市水道事業会計補正予算（第1号）案について御説明申し上げます。

今回の補正の理由でございますが、4月定期人事異動、共済負担金の確定及び子ども手当の新設等により人件費に変更があったことと、本年3月末に竣工しました内ノ野浄水場改修工事で生じた固定資産の償却年数を精査いたしました結果、本年度分の減価償却費が増加したことに伴い、補正が必要になったものでございます。

1 ページ目をお開きください。

第2条におきまして、収益的収入及び支出の支出について補正を行っております。

補正内容は、営業費用を512万9,000円増額いたしまして、総額を2億1,241万5,000円とするものでございます。

次に、第3条におきまして、資本的収入及び

支出の支出について補正を行っております。

資本的収入が資本的支出に対し不足する額につきましても、お示ししている資金で補てんすることとしております。補正内容は、建設改良費を2万5,000円増額いたしまして、総額を8,365万5,000円とするものでございます。

次に、第4条におきまして、議会の議決を経なければ流用することができない経費である予算第8条に定めました職員給与費を5,495万4,000円から103万9,000円減額し、5,391万5,000円にするものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（川尻達志） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川尻達志） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいまの議案5件については、いずれも所管の常任委員会にそれぞれ付託の上、審査したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川尻達志） 異議なしと認めます。

よって、議案第41号から議案第45号までの議案5件については、いずれも所管の常任委員会にそれぞれ付託することに決定しました。

△請願第1号・陳情第25号一括上程

○議長（川尻達志） 日程第16、請願第1号及び日程第17、陳情第25号の請願1件及び陳情1件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

請願第1号 桜島口交差点に信号機設置を求める請願

陳情第25号 住民の生活基盤を支える県土防災

と建設業振興を求める陳情書

○議長（川尻達志）お諮りします。

ただいまの請願1件及び陳情1件については、いずれも所管の各常任委員会にそれぞれ付託の上、審査したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川尻達志）異議なしと認めます。

よって、請願第1号及び陳情第25号の請願1件及び陳情1件については、いずれも所管の各常任委員会にそれぞれ付託することに決定しました。

本日の日程は、以上で全部終了しました。

△日程報告

○議長（川尻達志）明8日から14日までは、議事の都合により休会といたします。

次の本会議は、15日及び16日の午前9時30分から開き、一般質問を行います。

質問者は、会議規則第62条第2項の規定により、9日の正午までに質問事項を具体的に文書で議会事務局へ提出願います。

△散 会

○議長（川尻達志）本日は、これをもって散会します。

午前11時10分散会

平成 22 年 第 2 回 定例会

会 議 録

第 2 日 平成 22 年 6 月 15 日

本会議第2号(6月15日)(火曜)

出席議員 15名

| | | | |
|----|---------|-----|---------|
| 1番 | 感王寺 耕 造 | 9番 | 森 正 勝 |
| 2番 | 大 藪 藤 幸 | 10番 | 持 留 良 一 |
| 3番 | 尾 脇 雅 弥 | 11番 | 宮 迫 泰 倫 |
| 4番 | 堀 添 國 尚 | 12番 | 川 尻 達 志 |
| 5番 | 池之上 誠 | 13番 | (欠 員) |
| 6番 | 田 平 輝 也 | 14番 | 徳 留 邦 治 |
| 7番 | 北 方 貞 明 | 15番 | 篠 原 静 則 |
| 8番 | 池 山 節 夫 | 16番 | 川 畑 三 郎 |

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

| | | | |
|---------|---------|---------|---------|
| 市 長 | 水 迫 順 一 | 水 産 課 長 | 塚 田 光 春 |
| 副 市 長 | 小 島 憲 男 | 商工観光課長 | 倉 岡 孝 昌 |
| 総 務 課 長 | 今 井 文 弘 | 土 木 課 長 | 深 港 涉 |
| 企 画 課 長 | 山 口 親 志 | 会 計 課 長 | 尾 迫 逸 郎 |
| 財 政 課 長 | 北 迫 睦 男 | 水 道 課 長 | 白 木 修 文 |
| 税 務 課 長 | 川井田 志 郎 | 監査事務局長 | 磯 脇 正 道 |
| 市 民 課 長 | 葛 迫 隆 博 | 消 防 長 | 宮 迫 義 秀 |
| 市 民 相 談 | | | |
| サービスク長 | 前木場 強 也 | 教 育 長 | 肥 後 昌 幸 |
| 保健福祉課長 | 城ノ下 剛 | 教育総務課長 | 三 浦 敬 志 |
| 生活環境課長 | 感王寺 八 郎 | 学校教育課長 | 有 馬 勝 広 |
| 農 林 課 長 | 森 下 利 行 | 社会教育課長 | 瀬 角 龍 平 |

議会事務局出席者

| | | | |
|---------|---------|-----|---------|
| 事 務 局 長 | 松 浦 俊 秀 | 書 記 | 篠 原 輝 義 |
| | | 書 記 | 松 尾 智 信 |

平成21年6月15日午前9時30分開議

△開 議

○議長（川尻達志）定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから休会明けの本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

△議案第46号上程

○議長（川尻達志）日程第1、議案第46号垂水市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

説明を求めます。

○保健福祉課長（城ノ下 剛）おはようございます。

それでは、議案第46号垂水市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

今回の条例改正案は、よりよい医療環境を整えるため、垂水市中央病院へ鹿児島大学病院より非常勤の血液内科医師の派遣が決定し、標榜科目の追加を行うため、垂水市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正内容でございますが、添付してごさいます新旧対照表で御説明いたします。

第2条第2項中第13号を第14号とし、第6号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に第6号として血液内科を加えようとするものでございます。

なお、附則におきまして、この条例は公布の日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（川尻達志）ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川尻達志）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、産業厚生委員会に付託の上、審査したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川尻達志）異議なしと認めます。

よって、議案第46号は産業厚生委員会に付託することに決定しました。

△議案第47号、議案第48号一括上程

○議長（川尻達志）日程第2、議案第47号及び日程第3、議案第48号の議案2件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第47号 平成22年度垂水市一般会計補正予算（第4号）案

議案第48号 平成22年度垂水市と畜場特別会計補正予算（第1号）案

○議長（川尻達志）説明を求めます。

○財政課長（北迫睦男）おはようございます。

議案第47号平成22年度垂水市一般会計補正予算（第4号）案を御説明申し上げます。

今回の補正は、家畜伝染病の口蹄疫防疫対策経費を予算措置しようとするものでございます。

先般5月19日に一般会計補正予算（第2号）を専決処分いたしまして、本議会開会日に皆様に御報告し、御承認をいただいたところでございますが、当初、口蹄疫の終息を6月末と予測して経費を計上しておりました。また、補正予算（第3号）では農家に対する補助金等をお願いしているところでございます。しかしながら、依然として感染拡大が続いておりますので、その処理には3カ月以上を要する見込みでございます。

このような状況を踏まえ、2市4町と関係団体で設置しています肝属地区口蹄疫防疫対策協議会では、肝属管内への感染を防ぐため、自主消毒作業については終息宣言があるまでは継続する意向でございます。また、畜産農家への消毒液等の配布につきましても今後も継続し、感染防止に努めたいと考えておりまして、それらの経費について追加措置をするものでございます。

今回、歳入歳出とも1,359万9,000円を増額いたしましたので、これによります補正後の歳入歳出予算額は90億4,685万1,000円となります。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページの第1表歳入歳出予算補正に掲げてあるとおりでございます。

事項別明細でございますが、まず歳出から申し上げます。

7ページをお開きください。

畜産業費でございますが、主なものは、消石灰や消毒液等の消耗品費と、鹿児島県緊急雇用創出事業で行います消毒作業の委託料等でございます。また、繰入金は、と畜場における消毒作業委託料に係る分につきまして、と畜場特別会計へ繰り出すものでございます。

これらに対する歳入は、4ページでございますが、事項別明細書の総括表及び6ページの歳入明細にお示ししておりますように、県支出金及び繰越金で収支の均衡を図っております。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしく願い申し上げます。

○生活環境課長（感王寺八郎）おはようございます。

議案第48号平成22年度垂水市と畜場特別会計補正予算（第1号）案について御説明申し上げます。

補正の理由でございますが、4月から宮崎県で発生しております口蹄疫の防疫のためと畜

場搬入前検査、車両消毒作業を実施しておりますが、長期にわたることから、緊急雇用創出事業により実施しようとするものでございます。

7ページの歳出から御説明いたします。

1款総務費の1項1目一般管理費の13節委託料を追加補正しようとするものであります。

次に、6ページの歳入につきましては、4款繰入金、2項1目一般会計繰入金を充て、収支の均衡を図っております。

なお、補正後の歳入歳出予算の総額は、それぞれ1億427万2,000円になります。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（川尻達志）ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。

質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川尻達志）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいまの議案2件については、いずれも所管の各常任委員会にそれぞれ付託の上、審査したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川尻達志）異議なしと認めます。

よって、議案第47号及び議案第48号の議案2件については、いずれも所管の各常任委員会に付託することに決定しました。

△一般質問

○議長（川尻達志）日程第4、これより一般質問を行います。

質問者は、1回目は登壇して行い、再質問は質問席からお願いします。

質問回数については4回までとしますが、一問一答方式を選択した場合は、1回目は一括で行い、2回目の質問から1項目につき3回までとします。

なお、本日の質問時間は、答弁時間を含めて1時間以内とします。

また、いずれも初回の発言時間を20分以内に制限しますので、御協力をお願いいたします。

それでは、通告に従って順次質問を許可します。

最初に、2番大藪藤幸議員の質問を許可します。

[大藪藤幸議員登壇]

○大藪藤幸議員 おはようございます。

待ちに待ったといいますか、やっと梅雨入り宣言が九州南部でも出ました。この梅雨入り、過去30年において最も遅い梅雨入り宣言だそうでございます。平均の梅雨日数が43日、これから一月半程度、我々はこの梅雨に悩まされることになると思いますが、やはり季節は必ず覚えておりまして、毎年やってまいります。この梅雨に負けないように、我々垂水市議会も頑張っていきたいと思っております。

議長の許可をいただいておりますので、早速質問に入らせていただきます。

まず1番目に、若者議会の設置を提案したいと思っております。

これは、「よそ者、若者、ばか者」と、少し乱暴な言葉ではございますけれども、この三者がこれからの地域活性化のかぎを握ると言っても過言ではないと思っております。客観的に地域の魅力を指摘できるよそ者、既成概念にとらわれない柔軟なアイデアを提供できる若者、損得を考えず突っ走ることができるばか者、この三者のアイデアや行動は、時折、地元が受け継いできた慣例や秩序を乱すと受け取られます。特に、よそ者に対しては、「地元を知らない人間がわかったようなことを」と反発されるケースも少なくないと思っております。

ここで最も大切なことは、三者の考え、意見を受け入れる包容力ではないかと思っております。このよそ者、若者、ばか者は、我々がこれまで気

づかなかった垂水の魅力や課題を提示してくれるに違いないと思っております。

以上の理由をもって若者議会の創設を提案いたしますので、答弁をいただきたいと思っております。

2番目に、コミュニティバスの運行について。

私は幼いころ、自宅前を通るバスに「上境行き」「下境行き」と表示されていたのを記憶しております。当時は自家用の車はなく、このバスだけが遠出する際の交通手段でありました。車社会になった昨今、路線バス運行会社は、乗車・利用率低迷等を理由に運行の廃止を余儀なくされております。

本年4月、中学校統合により、牛根・協和方面、新城・柘原方面からスクールバスの運用が開始されました。このスクールバスは、朝1回、夕方2回の運行で、昼間はバスもドライバーもあいていると思っております。このあいている時間帯を活用して、コミュニティバスに利用できないのか、スクールバスの運行経路、時間帯とともにお示しをください。

3番目に、家庭介護者への支援策は。

近年、高齢化による要介護者が猛烈に増大していると思っております。私の身近にも、お母さんが肩を骨折して、介護のために息子さんが仕事をやめ介護している。また、お父さんの介護のため、娘さんが仕事をやめ介護している。この娘さんは鹿屋に住居があり、子供3人と御主人が鹿屋で生活をし、娘さんだけがお父さんと生活をしています。と申しまして、四六時中御主人と子供さんと離れて生活することは不可能でございますので、垂水と鹿屋を往復をされております。ならば入院すればいいのではありませんかと反論されるかもしれませんが、弱った父をほうっておけない、これが娘さんの考えです。当然なことだと思っております。そのほかにも、歩行器なしでは歩けない奥さんを毎日リハビリに送迎されている御主人もいらっしゃいます。入院させれば自由な時間がとれるとも御主人は言われます。

このような人たちが入院されたら、垂水市の医療費はどうなるのでしょうか。現在の介護者への支援策をお伺いいたします。

これで、1回目の質問を終わります。

○企画課長（山口親志） 大菌議員の質問にお答えいたします。

今回提案の若者議会の検討ではありますが、垂水市においては、若者にとらわれず、市民の自由な意見を行政に届けていただく取り組みとしましては、市長へのメッセージ、電子メールなどの広聴事業を初め、各課においても必要に応じ住民説明会や意見交換会を実施するなど、多様な取り組みを行っております。そのような中、今回、特色ある取り組みとして若者議会を提案いただきました。

指摘の、若者らが独自で組織を設立し、市への政策提言を行う方法もあるかと思われまので、その際は設立の相談をお受けしたいと思えます。また、若者議会について調査しました鳥取市での若者議会は、市民と協働と市民サービスの向上の中、若者との協働によるまちづくりを実践するために、平成19年1月に設置されており、活動としては、日常生活で感じた市政に対する問題や政策提案などを執行部に、市議会議場で行っているようであります。

以上であります。

○教育総務課長（三浦敬志） 大菌議員のスクールバスを昼間にコミュニティバスとして有効利用できないかの御提案にお答えします。

現在、教育委員会では、牛根・協和方面、新城・水之上方面、柘原方面、大野原方面の4路線で運行しております。バスの台数といたしましては、牛根・協和方面の路線が2台、他の路線はそれぞれ1台で、合計5台のスクールバスの運行をしております。

大菌議員から、運行経路に沿って運行時間の説明も求められましたので、少々詳細な答弁となりますが、お許しください。

牛根・協和方面からの運行は、境地区から中央中に向かいますバスは、海潟の江ノ島渡まで各停留所に停車し、江ノ島渡からは、中央中まで直通で運行されます。海潟の天神であります。中央中に向かうバスは脇田バス停まで停車し、中央中までが直通であります。以上2便で運行しております。

運行時間につきましては、牛根方面からのバスが、登校時では下境を7時3分発、牛根二川を7時10分、江ノ島渡が7時32分、中央中到着が7時48分となっております。

海潟を起点とする海潟天神発のバスが7時33分発、協和中前を7時35分、中央中到着が7時47分となっております。

下校時では、牛根方面まで向かうバスが、まず授業終了後すぐ出発の便が16時45分に中央中を出発し、協和中前を16時57分、江ノ島渡を17時、牛根二川が17時22分、下境が17時28分となっております。

部活終了後出発の便は19時の出発で、江ノ島渡を19時16分、牛根二川を19時38分、下境を19時44分着の1便と、もう1便は海潟までで、海潟天神着が19時14分着の2回の運行を行っております。

次に、新城・水之上方面の運行につきましては、まさかりを7時26分発、新城大都を7時31分、中央中到着が7時45分となっております。

下校時につきましては、授業終了後16時45分出発、新城大都を16時59分、まさかり着が17時5分であります。

部活終了後につきましては、牛根方面同様19時出発で、新城大都を19時14分、まさかり着が19時20分の2回運行となっております。

柘原方面の運行につきましては、登校時が新城諏訪を7時32分出発、柘原局前7時39分、中央中着が7時50分となっております。

下校時につきましては、授業終了後16時45分出発、柘原局前を16時55分、新城諏訪着が17時

1分となっております。

部活終了後の19時出発は、柘原局前を19時10分、新城諏訪に19時16分着の2回運行となっております。

大野原方面については、大野原を7時25分発、垂桜を7時30分、水之上小学校を7時48分、中央中到着が7時55分となっております。

下校時については、授業終了後、水之上小学校を16時25分に出発し、中央中に帰り、中央中を16時32分に出発し、垂桜に16時57分、大野原に17時2分着であります。

部活終了後の便につきましては、中央中を19時出発、垂桜を19時25分、大野原に19時30分到着となっております。

以上、運行につきましては、基本的には日曜日を除いて毎日運行しており、部活動等に対応するため、土曜日・祝祭日も運行しております。運行回数は、平日は朝の登校時が1回、下校時は通常時と部活終了時の2回とし、土曜日・祝祭日は、登校時・下校時それぞれ1回ずつ運行しております。

つまり、このスクールバスの運用は、これらの運行回数をもとに路線ごとの入札で委託業者を決定し、運行業務の対価として委託料を委託業者に支払うという、全路線、車両、運転手を含めた全業務を民間業者に委託する専用スクールバス委託型であり、市でバスを保有しての運行ではなく、昼間は活用していない状況とは異なります。スクールバスの運行については、これらの計画、契約で一応完結しているわけであります。

大菌議員が言われるスクールバスの有効利用としてのコミュニティバスの運用を行うとなると、また新たな運行計画に基づく新たな契約が必要となりますので、現状では無理ではないかと思われまます。

以上でございます。

○保健福祉課長（城ノ下 剛）大菌議員の家

庭介護者への支援の現状についてお答えいたします。

高齢者を取り巻く社会環境や生活様式の変化は、介護に対する考え方や価値観についても多様化しており、特に在宅で介護を行っている家族の中には、高齢な介護者や女性介護者の心身の負担が重くのしかかっていることが高齢者実態調査でも明らかになっております。

そのような中、家庭介護者への支援の具体的な取り組みとしまして、在宅寝たきり高齢者等に対し、紙おむつの現物支給や、介護家族におむつの使用法等の相談・教室を、また、寝たきり高齢者等の介護家族に対しては在宅介護手当の支給を行っております。

支給手当の額は、寝たきり老人等の一日の介護に要する時間、並びに日常生活自立度及び日常生活動作状況等に応じ、7万円、4万円、2万円、1万円の4段階に分かれており、平成21年度の支払い状況は件数で106件、579万円を支給し、介護者の負担軽減を図っておるところでございます。

さらに、介護家族への訪問指導を実施し、介護に対する不安や負担に対する相談、介護教室の開催、介護者の健康に対する保健指導を保健師、看護師で行っているのが現状でございます。

また、介護者や介護家族が住みなれた地域で安心して暮らし続けるためには、近隣や地域での支えが最も必要となってくると思われます。そのために傾聴ボランティアの養成や認知症サポーターなど、知識や体験を備えたボランティアを養成しているところがございます。今後、年度を踏まえまして、そのボランティアの人員をふやしていって対応したいというふうに考えております。

以上でございます。

○大菌藤幸議員 これからは一問一答でお願いいたします。

この若者議会のテーマですが、鳥取県では現

在行われているところもあると。実はこれ道の駅の問題なんですけど、問題といいましても、道の駅に課題があるわけですが、昼間、バイキング料理を開催されておりますね、それから午後の時間帯にケーキバイキングをやっている。あそこの職員の方、もしくは客観的に眺めてみますと、昼間のケーキバイキングの時間帯に客がいない。あれだけの施設をもったいなというふうに施設のほうでも言われております。何かいい方法はないのかなと、職員の方からそのような質問をよく受けます。これは、市長を初め、私ども議員とそれから市の執行部、市職員を挙げてもいまだにそのようないい提案ができていない。やはり、私たちにないものを持っている若者もたくさんいるはずなんです。ですから、ぜひ道の駅の昼間3時間程度の有効な利用についても、レストランの有効な利用についても、今の時代を背負っている、これからの時代を背負っていく若者の発想が欲しいのだと、こういうことを言われております。ぜひ道の駅でも若者を呼んで、提案を、発想を取り入れてみたいというのが、これ道の駅の職員の考え方です。ですので、我が垂水市議会も、執行部も含めて、私は特にですけども、凝り固まっていると思っております、私自身はね。ですから、やはり柔軟な対応が非常に大事なことであってですね。

ちょっと市長にお伺いいたしますけれども、きのうの報道で、垂水も20億円程度地方債の残高が減らすことができた。これは本当に市長を初めとして執行部の行政の力、そして市民の力だと思っております。ところが、経常収支比率では100.4%、2年度はですね。8年度は98.8%。この経常収支比率というのは、入ってきたお金と使ったお金、100万円入ってきて98万8,000円使ったということだと思っております、わかりやすく申し上げます。ですから、今後、市民からもいろいろ批判をいただきました、脆弱な財

政というタイトルだと。平成の大合併、単独の自治体で垂水はさあどうなっていくんだということ批判をいただいております。しかし、市債の残高も126億円から106億円と、20億円減っているのは事実なんです。

ですから、今後、財政の出動も締めなければいかんと思いますが、いつまでも削減、削減では、市民も納得しない面がある。じゃ何をやればいいのか。私はやはり思い切った手だてを考えなければならない。今やれることは何なのか。垂水市が経済的に浮揚をするには何をすればいいのかということ、若い人たちの意見を、本当に垂水市の将来を担う若者、生産性を持って行政に、議会に興味を示し、関心を持つ若者、自由闊達で忌憚のない意見提案ができる若者、このような若者の提案を我々は真摯に受けとめなければならないと思っておりますが、市長、どのようにお考えでしょうか。御答弁をよろしくお願いいたします。

○市長（水迫順一） 議員提案の若者を生かす、意見を吸い取るという意味では非常に大事だろうと、そういうふうに思うんですね。何年前に実は経験しておるんですね、本市でも。ですから、そのときの若者の議会がどういう状況だったのか、私もちょっとその辺わかっておりません。検証してみて、どのような意見の吸い取り方があるのか、その辺は研究していかなければいけないと思っております。

ですから、よそ者の話もされました。それから、若者の話もされました。よそ者の話も、本市で取り組んでないわけじゃございませんし、カレーライスを食べる会をやって意見を吸い取るとかいうことを何回かやりました。そういう斬新な意見が出るのはもう事実でございます。ですから、若者がどういう意見を持っておるかというのは今後、行政の中では注視しなきゃなりませんので、何ができるのかを検討してみたいと思っております。

ただ、行政が絡んでやっていくとなりますと、要綱等をつくってしっかりしたものでやらなければいけません。そういうものが合うのかどうか。今、道の駅の話をされましたが、道の駅に限って、問題があるところで、道の駅で集まってもらってやるとか、そういうのは非常にやりやすいとは思うんですね。ですから、そういうようなののほうが意見が出やすいのかどうか。そしてまた昼間は仕事を持っていますので、それが土日にやれるのかどうか。そういう開催からなんからいろんな検討が必要だろうと、そういうふうに思います。

○大藺藤幸議員 やはり我々の議会と違っていて、名前は若者議会と、議会であっても行政に拘束力のない、市長の諮問機関でない議会でなければならないと思っております。ならば、さほど大きな負担は行政にはないのではないかと。そして、行政のほうからもその議会に対して質問ができる。討論形式でやれば何ら問題はないと思っております。

ただ、やはり仕事がございますので、日曜日あたりに開催をしなければ意味がなくなるような気もいたします。そして将来的に、今の若い人たちが将来の垂水を支えていく、産業面においても議会面においても興味を持っていただいて、議会にチャレンジをしていただくような構図になろうかと思っておりますので、ぜひ早い時期に御検討をいただきまして、結論をいただけるようお願いいたします。

次に、コミュニティバスの件でございますが、先ほど教育委員会の答弁の中で、昼間のあいている時間帯は契約をしてないのであるから、再度契約事務が発生する。これは当然なことだと思っております。

しかし、現在、スクールバスの運行会社側から見ても、これドライバーもあいている、車もあいている。先ほどの登下校の時間帯を見ますと、8時から夕方4時30分、8時間半あいてい

るわけですね。これを有効に利用しない手はないような気がするんですが、いろいろと料金の必要性も出てまいります。それと、乗り合いタクシーとの並行的な運用も考えなければならぬ。

昔は、冒頭で申し上げましたが、本当にバスしかなかったわけですね。当時の人たちはバスを活用して、鹿屋に行くも、牛根の下境まで行くも活用されていたわけですが、今、病院もしくは福祉介護バス等を利用して買い物に出てこられる車をお持ちでない方もたくさん見受けられます。

このスクールバスを将来的に、このまま昼間8時間半あいておいていいのだろうか。確かに契約は8時間半以上あくという条件で入札は執行され、契約をされております。しかし、前向きにできる方法があるのではないかと。運行会社との協議も必要になってくると思います。垂水市独自でスクールバス本体を購入しているわけではないので難しいのではという考え方ですが、ちょっとおかしいんですね、それね。方法はあはずです。方法がないはずがない、世の中に。多少面倒かもわかりませんが、やはりそれは市民のニーズにこたえるべく検討をしていただかなければならないと思っておりますが、いかがでしょうか。

○教育総務課長（三浦敬志） この大藺議員の質問をいただいてから、企画課にも御相談いたしました。乗り合いタクシーを導入する以前の検討をいたしまして、コミュニティバスの導入も検討したんだと言われました、担当の方が。ただ、なかなかその費用対効果ですかね、そのあたりのところが難しいというような判断の回答がありました。

以上です。

○大藺藤幸議員 これは乗り合いタクシーが始まる前の話ですね、今のはですね。私が言っているのは、費用対効果上、無理と、これは当然

そうでしょう。だから、8時間半あいている車をどうするのか、あかしておいていいのか。コミュニティバスが欲しいという方はいっぱいいらっしゃるわけですよ、牛根は特に多いですよ。

だから、ちょっと感覚が私はずれていると思いますが、企画課長、企画課長には通告しておりますが、当時、乗り合いタクシーでということに決定づけをされた経緯について、そして、路線バスでは、コミュニティバスでは採算性が無理と、これは当然ですね。ですから、乗り合いタクシーのほうに決定をされたと思うんですよ。しかし、乗り合いタクシーとコミュニティバスをなぜ併用できないのか。並行的に運用できるはずでございますが、例えば企画課長が民間の会社の社長さんなら、8時間バスを、運転手をあけて、多分相当低い報酬でドライバーの方は働いていらっしゃると思いますね、昼間は何をされているか存じ上げませんけれども。しかし、その昼間を何とかしようという考えは浮かばないでしょうかね。どうぞ答弁をお願いします。

○企画課長（山口親志） 今、スクールバスとコミュニティバスと、現在運行されている大隅交通ネットワークのバスとの関係で、交通体系の関係で私のほうに振られたんだと思いますが、牛根については、確かに岳野、高野、向こうのほうに行く交通体系はないんですが、路線としましては、現在、鹿児島交通等のバス等が走っているという考えで、大隅交通ネットワークの交通体系の中ではそのスクールバスを利用するというのは難しいんじゃないかと思われま

す。ただ、それから、この市内のバス等が廃止になった路線のためにタクシーの利用を、交通体系を整備しようとする中でタクシーの整備をしましたので、そのあたりはクリアできているかとは思いますが、ただ、そのスクールバスを、あいている時間帯の路線としての利用については、やはり大隅交通ネットワークの中できち

と協議をする必要があるのではないかと考えております。

○大園藤幸議員 確かに大隅交通ネットワークさんは自分のところの路線バスが走っているわけですが、それは市民のニーズから言わせていただきますと、便数が少ないんですね。乗客数が少ないから便数を少なくされているんです。それはよくわかります。しかし、そのネットワークさんとも協議をされて、例えば昼間1本往復でも増便することはできないのか、もちろんスクールバスを運用してですよ。そのような考え方で協議をしていただきたいと思います。

このタイトルはこれで終わります。

次に、家庭介護者への支援策ということで、今、垂水は在宅介護、在宅医療を目指していらっしゃると思っておりますが、家庭介護者がいなければ医療施設等の入所、入院患者がふえてくることは間違いのない事実ですね。ですから、例えば年間106件、579万円の支給と。あと現物の支給もございますが、今後やはりふえ続ける要介護者への支援は何らかの、国の方策以外にも我が垂水市でも考えなければならぬような気がいたしますので、社会福祉費の増大とともに、その増大を最小限にとめるために協議をしていただきまして、将来的な垂水市の福祉行政に展開をさせていただければと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（川尻達志） 次に、5番池之上誠議員の質問を許可します。

[池之上 誠議員登壇]

○池之上 誠議員 皆さん、おはようございます。

きのうは一日の半分ぐらいテレビの前に座っていたんじゃないかなと思っております。少々寝不足の感がありますが、御容赦お願いいたします。

1年前の衆議院選挙で歴史的圧勝により誕生

した民主党政権でしたが、選挙戦用の総花的なマニフェストに国民の多くが惑わされた結果が、今のこの現実にあるのではないかと考えております。

党代表として、普天間基地の移設問題で「最低でも県外移設」と沖縄県民初め国民に公約し、「プリーズ・トラスト・ミー」とオバマ大統領に大見えを切った鳩山由紀夫元首相でしたが、本人みずから「5月までに」と期限を切った発言、そしてまた、アメリカや移転先住民との交渉を重ねることもなく、そして何十年も国会議員をやってきた先生ですが、日本国総理になられて、ようやく今になって沖縄米軍基地の抑止力を勉強して理解されたと平然と会見されるような、まさに宇宙人的感覚と言える、行き当たりばったりのパフォーマンスだけの政治スタイルで、沖縄や徳之島を初めとする日本国を翻弄した5カ月に映り、国民感情から乖離した名門家系の世襲議員のてんまつに、哀れみさえ感じた終えんでございました。

しかし、天下りや無駄な税金の使い道等をチェックする事業仕分けや公務員改革へは国民の期待度も高く、過去の自民政権への反発も根強いものを感じます。鳩山内閣終盤の支持率20%から、菅内閣支持率65%というV型の支持率回復が、日本国民の政権交代への期待度を今なお示しているのだらうと思います。

政治と関係ないところで、今、ワールドカップが南アフリカ大会が開催されております。昨晚も11時からカメルーン戦がございまして、1対0で日本が勝ちました。これまでの練習試合4連敗中で本当に、ああ弱いなど、だめだなど、期待が持てないなどという国民の目であつたのだらうと思いますが、その当事者たちはベスト4という目的のために前向きに取り組んできた結果が、きのうの結果にあらわれたのだらうと思います。今後の日本代表の活躍を期待いたします。

さて、議長より許可をいただいておりますので、通告に従い、順次質問をしていきます。

まず、子ども手当についてお伺いします。

御承知のように、選挙戦マニフェストの代表格の民主党の政策です。財源なきばらまき政策との批判が当初からありましたが、月額2万6,000円を15歳まで一律支給するという、子育て世帯には大変に歓迎された政策だったろうと思います。しかし、案の定、財源のめどが立たず、平成22年度は半額の月額1万3,000円を支給する内容で本年4月1日に施行され、6月より支給が始まり、垂水市でも10日に支給されたと思います。

平成22年度2.3兆円の財源が必要であり、平成23年度以降はさらに3.1兆円の財源が必要なことから、満額支給は困難であると早々と断念し、今夏の参議院選挙マニフェストには1年前の2万6,000円を明記しない方針を決定しております。台所事情は別として、国民、庶民の立場からは、もらえるものはやはり単純にうれしいものです。ただほど怖いものはないとよく言われます。得るものがあれば失うものがあるのが世の道理だと思います。

そこで質問いたしますが、まず初めに、具体的施策の内容を簡潔に説明いただき、実施に伴う諸施策への影響、例えば児童手当、就学援助費、所得税・住民税の扶養控除廃止等について、関係課長にそれぞれ答弁を求めます。

次に、子ども手当創設に伴い、全国の自治体で子育て世帯向けの施策を見直す動きが見られます。中でも、給食費、保育料等の滞納者対策として、同意を得た上で窓口支給等の措置をとっている自治体もあります。文部科学省は5月14日付で、学校給食費の滞納問題をめぐり、子ども手当の受給と給食の引き落としを同一口座にするよう保護者に呼びかけるべきだとして、都道府県教育委員会に通知しております。

そこで質問いたしますが、文科省の通知の内

容を説明いただきたいと思います。

また、既に滞納対策として実施あるいは予定されている他市町村の取り組み等がわかれば、あわせて御説明をいただきたいと思います。

次に、垂水中央中学校の現状と施設整備計画についてお伺いいたします。

3月議会が終わり、旧4中学校の閉校式も盛大な式典でそれぞれの歴史に幕をおろしました。閉校準備にかかわられた各委員、関係者の皆様には心から御慰労を申し上げたいと思います。

さて、4月6日に、4中学校が統合し、垂水中央中学校の開校式並びに第1回入学式が行われてから、早くも2カ月がたちました。御承知のとおり、学校規模適正化、財政改革の一環として教育委員会が推進してまいりました中学校統合ですので、市当局の新中学校にける思いは理解しているところであります。私も縁ありまして垂水中央中学校のPTA役員をさせていただいております。この2カ月、さまざまな声を聞いてまいりました。

そこで質問いたします。

まず最初に、学校運営、教職員配置等、特に勤務実態、学校主事補加配についての見解、生徒の校内外生活、スクールバスの運行状況などについて、開校から今日までの現状について、お伺いいたします。

また、施設整備については、本年度から大規模改修工事、耐震化工事が並行して進められる予定であり、仮設校舎等の補正予算案も提出され、いよいよ動き出した感があります。校舎建物改修については年次的な計画が示されておりますが、あわせて、校庭整備の計画もあり、東側市道のマイロード側へのつけかえ、また、民有地の買収等により校庭を拡幅計画だと聞いております。また、武道館とプールの併設建物の計画も聞こえてまいりますが、それらの全体計画についてわかる範囲で説明をいただきたいと思ひます。

最後に、PTAでもしばしば話題に上ります購買部についてお伺いいたします。

現在の垂水中央中学校の購買部は、垂水中学校からの流れのままに継続運営されていると聞きます。生徒、保護者からも、いつ、何を、幾らでという運営への問い合わせも多数寄せられております。運営に関しては校長先生の権限であり、市教委としては施設使用許可のみであり、関知しない、できない立場であろうと思ひますが、市内唯一の中学校を県下に誇れる中学校に育て上げる立場にある教育委員会として、ハード面・ソフト面、両面からの支援は必要かと思ひます。この件に関して、現状把握と見解を答えられる範囲で答弁をお願いいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

○税務課長（川井田志郎）池之上議員御質問の、子ども手当施行に伴う具体的内容及び諸施策への影響はどの御質問に回答させていただきます。

御質問の子ども手当及び高校無償化による税務課関係で考えられます影響としまして、対象者に対する扶養控除の廃止及び減額が考えられます。

平成22年度地方税制改正による扶養控除廃止の具体的内容につきまして、年少扶養控除、16歳未満の扶養親族に係る扶養控除が、子ども手当の支給対象と重なるために33万円が廃止されることとされ、特定扶養控除分の16歳以上19歳未満の上乗せ部分45万円が、高校授業料無償化によりまして12万円減額となりまして、33万円の扶養控除額となります。結果、所得税、市県民税ともに、平成23年度分の所得から該当扶養控除が廃止されますと、収入が変わらなくても課税所得が増額となることが考えられます。

今回の改正では、その他扶養控除、特定扶養控除19歳以上23歳未満45万円、一般扶養控除23歳以上70歳未満33万円、70歳以上の老人扶養控除38万円につきましての改正はございません。

参考としまして、本市の現時点での扶養控除廃止対象世帯及び対象者数としましては、年少扶養控除廃止対象ケースが1,102世帯の1,900人、特定扶養控除上乗せ分の廃止ケースが408世帯の448人、このような世帯に影響が考えられると思われま。

以上でございます。

○保健福祉課長（城ノ下 剛） 少し前後しますが、子ども手当の支給内容について、具体的内容についてお答えいたします。

今月の10日に初めて子ども手当が支給されたところでございます。制度の内容につきまして御説明いたします。

子ども手当の趣旨は、次代の社会を担う子供の健やかな成長を応援するため、子供を養育している親等に支給するもので、支給対象は0歳児から満15歳になった次の3月31日までの間にある子供に対し、月額1万3,000円を支給するものでございます。

支給月は年3回、6月、10月、2月、それぞれ4カ月分まとめて支給することになっております。

児童手当と子ども手当の関係でございますが、子ども手当1万3,000円のうち、児童手当分を従来どおり国・県・市で負担し、児童手当と子ども手当の差額分を国が全額負担するというものでございます。児童手当のない中1から中3、児童手当の所得制限を受ける世帯の子供については全額国庫負担となっております。

なお、本市の今回の6月支給分につきまして、対象が912件、4,041万7,000円を支給しております。

以上でございます。

○学校教育課長（有馬勝広） それでは、池之上議員の子ども手当につきまして、就学援助費に関する御質問にお答えいたします。

就学援助費は、学校教育法第19条によりまして、経済的理由によって就学が困難と認められ

る児童生徒の保護者に対して、市町村は必要な援助を与えなければならないとされておりまして、実施されている制度でございます。そこで、学用品や給食費、医療費等の援助を行っております。

今回の子ども手当は、対象年齢の子供に対して所得制限などを設定しない制度で、子供の健やかな成長のために使われるものであることから、子ども手当の支給に伴う就学援助費制度への影響は特にないものと認識しております。

引き続きまして、御質問の滞納給食費の窓口相殺につきましてお答えいたします。

まず、池之上議員が述べられました通知の内容についてでございますが、通知名は、「平成22年度における子ども手当の支給に関する法律等の施行と学校給食費の未納問題への対応について」という名称でございます。5月14日付で文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長名で出されております。

通知では、まず子ども手当法の施行通知から次のことを引用しています。それは、「子ども手当の趣旨や受給者の責務、受給権の保護を踏まえると、仮に子どもの育ちに係る費用である学校給食費や保育料等を滞納しながら、子ども手当が子どもの健やかな育ちと関係ない用途に用いられることは、法の趣旨にそぐわないものと考えられる」ということです。

そのことを受けまして、通知では次の2つの内容が記されています。

1つ目は、学校給食の意義、役割及び学校給食費の重要性についての保護者への周知に関し、今回の子ども手当法の施行通知の趣旨を踏まえつつ、保護者の理解と協力が得られるようさまざまな機会をとらえて周知を図りたいこと。2つ目は、学校給食費の徴収方法として、金融機関の保護者の口座からの引き落としを行っているところについては、今回の子ども手当の支給開始に合わせ、子ども手当の支給が行われる

口座と学校給食費の引き落としを行う口座とを同一のものとするよう保護者に協力を求めることも1つの方策として考えられることとなっております。

子ども手当の滞納給食費の窓口相殺につきましてでございますが、保護者の理解と協力が得られれば可能と考えられておりますけれども、現在、そのことにつきまして鹿屋市に問い合わせたところでございますが、窓口相殺について実際にどのように行うかという課題解決ということは、まだ至っていない現状でございます。今後も引き続き研究をしてまいりたいと考えております。

では、2点目の垂水中央中まで引き続きいいでしょうか。

○議長（川尻達志）はい。

○学校教育課長（有馬勝広）引き続きまして、垂水中央中学校の現状ということにつきまして、学校教育課に関するものについて御質問にお答えいたします。

まず、教職員配置についてでございますが、垂水中央中学校は、1年生から3年生までそれぞれ4学級ずつで12学級、それに特別支援学級を合わせまして計13学級でスタートしました。現在の生徒数は408名であります。

教職員配置につきましては、県費教職員28名が配置されております。内訳は、校長、教頭、養護教諭、事務職員の4名と、教諭等の24名となっております。

教職員配置につきましては、統合という特殊事情を教育長が県教育委員会にもお願いしてまいりましたが、教諭につきましては、統合加配の教諭、理数教育の加配など、よく配慮していただいたところです。

現在、学校長を中心に新しい学校づくりに向けて努力しておりますが、課題としましては、生徒指導の充実が大きな課題でございますので、職員が一致団結して危機感を持ちながら、共通

理解、共通実践できるようにすることが大切であります。学校長によりますと、今回の人事異動によりまして指導体制が充実しまして、教職員が一体となって取り組んでいると報告を受けております。

次に、教職員勤務時間の実態についてでございますが、勤務時間につきましては、垂水中央中学校だけでなくすべての校長に対して、勤務時間を超えて長時間に及ぶ業務がなされないよう、適正な勤務時間の管理について指導をしております。

垂水中央中学校の勤務実態についてですが、校長によりますと、授業終了後部活動を指導したり、教材研究をしたりすることもありまして、なかなか定時に退庁できない実態も聞いております。生徒の教育に関する業務ではございますが、今後とも、校長が職員の職務の状況を十分に把握しまして、ノ一部活デーや定時退庁日などを活用して適正な勤務時間が守られますよう指導してまいりたいと考えております。

最後に、生徒の校内生活実態でございますが、新学期が始まりまして2カ月経過しました。4つの中学校から集まったことから、垂水中央中学校では、生徒間の人間関係を確立したり、新しい環境での学校生活に適応したりということにつきまして特に配慮して指導してきております。学校長によりますと、学校生活も落ち着きを見せてきたとのことでございます。

生徒の学校生活については、6月に生徒への学校生活についての調査を行っております。その結果について御紹介いたします。

質問は、「学校での生活は楽しいですか」として実施しました。「楽しい」「とても楽しい」「どちらかというとならない」「楽しくない」の4つから選択するものでしたが、「楽しい」「どちらかというとならない」の2つを合わせた回答では、1年生が95.8%、2年生が86.6%、3年生が88.2%となっております。この結果か

ら見ますと、おおむね良好ではないかと考えております。

ただし、少数ではありましても学校生活に対して不安などを持つ生徒もおりますので、今後とも、生徒の観察、生徒の理解に努めまして、保護者と連携しながら、生徒が楽しい学校生活を送ることができるよう指導、助言してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○教育総務課長（三浦敬志） 池之上議員の垂水中央中学校の現状と施設整備計画に関するお尋ねのうち、教育総務課に関する部分についてお答えいたします。

まず、学校主事につきましては、現在のところ、学校規模に関係なく市内全小・中学校に1名配置しております。中央中学校から、統合前後での学校主事の業務量の増加に対応していただきたいとの要望にこたえて、平成22年1月から6月までの6カ月間にわたり、主事の臨時職員を1名加配して対応してまいりました。市内小・中学校9校中、4校の学校主事につきましては臨時職員を配置しております。長期休業中は雇用しておらず、学校側に対応をお願いしている状況でございますので、中央中学校につきましても、他の学校とのバランスを考えながら、学校側の状況をお聞きして対応していきたいと考えております。

スクールバスの運行状況につきましては、旧垂水中学校区以外の生徒及び水之上方面で4キロメートル以上の生徒でスクールバス利用申請をした生徒全員に利用許可を与えており、現在、利用者数は134名でございます。ふだんは自転車通学していて、天気が悪い日だけの利用も認めております。

運行経路につきましては、先ほど大藪議員にも御説明いたしました（池之上誠議員「運行経路はいいですよ」と呼ぶ）よろしいですか。大藪議員の答弁で御理解ください。（池之上誠

議員「はい、理解しています」と呼ぶ）

次に、中央中学校の施設整備計画についてお答えいたします。

校舎、体育館につきましては、平成22年度から24年度までの3カ年で耐震補強工事と大規模改造工事を同時に行っています。本年度は、仮設校舎の設置とトイレ棟、B棟、C棟の西側の工事を行います。23年度はA棟、24年度でC棟の東側、D棟、体育館の工事を行う予定です。

運動場の整備計画につきましては、本年度で用地取得を行い、大規模改造が終了した平成25年度に外壁を含めた整備を行う計画です。

購買部の運営状況につきましては、教育委員会といたしましても統合前から懸念しており、学校長に対しても助言してまいりましたので、現状の把握はできておるつもりでございます。

ただ、教育委員会といたしましては、学校長の認めた業者からの、学校施設の一部を行政財産の使用許可申請に対して使用許可を与えているにすぎませんので、運営までなかなか踏み込めない問題だと考えております。

以上でございます。

○池之上 誠議員 一問一答でお願いいたします。

まず、諸手当への影響、子ども手当ですね。本当に2万6,000円もらって、うちは児童手当ももらってなかったんですけども、所得制限なしということで2万6,000円もらえる。計算をしたんですね、二十何万円にしかならんんですね、30万円にならない。30万円にならなくても、ただでもらえるんだからいいんだなと思ってたんですけども、いろいろ聞いてみれば、さっき言われたように所得税の問題とかいろいろな問題が出てくる。

民主党は、日本国に集まる税金の無駄遣いを精査して、それを子ども手当に回すと言っていたんですけども、そういう無駄な税金を事業仕分け等でしても、それだけの2兆幾らも集ま

らんかったというような、本当にお粗末な政策をやっているんだなというふうに思っております。しかし、国がすることでございますので、どうのこうのと言えぬわけではないなというふうに思っております。

それはそれで、影響は理解したいと思っております。この影響については、それぞれこういうのがあると、反対の面もあるんだということを理解できれば、認識できればいいんじゃないかなと思っております。

次に、滞納給食費、保育料ですね、この問題についてちょっと聞きたいと思うんですけども、文科省の通知はわかりました。要は協力をしてくださいと、そういうお願いしかできないということはわかっております。

それで、他市町の動向を言われました。鹿屋市に聞いたと。インターネットで見ても、いろんなところがやっているわけですね。島田市とか、もろもろやっておりますよ。そういうところを見て、垂水市に滞納がないのであればそういうのは関係なしということではうっておいてもいいけれども、やっぱり現実を見れば少々あるわけですね。

そういう中で保育料並びに給食費、本市の状況はどうであるのか、滞納があるのか、どれぐらいの滞納なのか。そしてまた、そういう対応策はどういうふうにとっているのか。2回目にそれをちょっとお聞きします。

○保健福祉課長（城ノ下 剛） 御質問の保育料の滞納についてでございますが、就園児が児童手当支給対象でありますことから、従来、納付がおくれる世帯に対しましては児童手当からの納付をお願いしております。現年度の滞納につきましては、例年ない状況でございます。現在残っている滞納分としましては、このようなやり方をしておりませんでした十数年前のものが残っているようでございます。

今回から子ども手当と名称も変わりましたが、

納付のおくれがちな世帯に対しましては、今後も子ども手当からの納付を保護者のほうにお願いしまして、滞納が生じないように努めることとしております。

以上でございます。

○学校教育課長（有馬勝広） では、本市の給食費滞納の実情についてお答えいたします。

平成21年度決算では、給食費の請求額は5,888万3,550円です。収入額は5,769万6,520円でした。未納額は118万7,030円でございます。徴収率は98%でございます。

未納問題への対応でございますが、学級担任や校長、教頭、学校事務職員等、そして場合によりましてはPTA役員の方々の協力も得ながら、督促などを行っております。

以上でございます。

○池之上 誠議員 ありがとうございます。

保育料については、児童手当、そういうところからお願いをして、その手当から差し引いてというか、そういう感じで徴収をしているということではいいわけですね。

それであれば、給食費、就学援助費の中にも給食費とか学用品とかいろいろ入っております。それは、子供たちを学校にやらす必要経費として給食費も就学援助費で払うということで、そういう子供たちには滞納はないんだろうと思えます。要は、市長がいつも言われますね、税金の滞納ですね、あるのに払わん人がいると。あるのに払わん人には厳正に処置をしていきたいということであります。

21年度が未納額が118万円ということですが、21年度の決算が、収入が5,875万円、支出が5,851万円、繰り越しが23万円ですね。未納が118万円あっても繰り越しを出しているということは何かと。食材を抑えているということにつながりませんか。私はそう思います。これが滞納がなければ、繰り越しは多くつくってもいいかしらんけれども、この118万円の、あるのに払わな

い、難癖をつけて払わない、そういう人たちからちゃんともらえる、もらえる手だてをとるといふことであれば、この118万円の食材がまだ子供たちに還元をできるという意味から言っているんですよ。

そういうところを思っ、ほかの、鹿屋市ばかりじゃないんですよ、ほかのところもいっぱいやっております。そういうところの動きがある中で垂水市は、私が言うまでというか、話はしておったということですので、それはそれでいいだろうと思います。しかし、こういう市民の目線に立って動ける、動かないといけないのがあるんじゃないかと。ほかの市もそういうところで、滞納費問題というのは全国的に結構な問題になっております。それを敏感に受けて、垂水市もすべきじゃなかったのかなと思っております。

そういう中で、納税じゃないけれども、そういう給食費とか保育料とかそういうのを払わせやすくすることも市の行政のサービスの一環ではないかと、こういうせつかく子ども手当と願ってもないお金が降ってくるわけですから、それを市のほうも、行政も一体となって、学校任せ、PTA任せにせずに、その辺をもうちょっと一体となって考えてほしいなと思っているわけです。

そういうところでもう1回、他市町村を、動向を調べて積極的な取り組みをしていただきたいと思いますが、その辺はどう思われますか、もう1回聞きます。

○学校教育課長（有馬勝広） ありがとうございます。ありがとうございました。

議員がおっしゃるとおり、他市町の研究について、もっともっと情報を集めてまいりたいと考えております。特に全国的なそういう取り組みもやはりあるかと思っておりますので、研究させていただきますと考えております。

今回、先ほど答弁もございましたが、また6

月、10月、2月というふうに、また支給がございますので、今、給食センター、そして学校長とも、この通知を踏まえまして、この前校長会でもこれを取り上げたところでございます。

では、どのようにして実際この作業が進められるのか、慎重にタイムテーブルといたしますか、シミュレーションしまして、やはりこれは保護者に払っていただくという理解が大前提でございますので、やはりそのところは慎重に、失礼がないように、きちんとした構想というのをもちたいと考えております。

6月中にまた管理職研修会がございますので、10月には何らかの文書を出しまして、保護者にもそういう協力を求めていくという体制を、教育委員会のほうがまたひとつリーダーシップをとりながら、学校長と連携して進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○池之上 誠議員 ありがとうございます。

教育委員会がリーダーシップをとっていくということですが、保育料はそうあるかないかわかりませんが、保育料はそうあるかないかわかりませんが、しっかりと、そういう先例がこの垂水市役所にもあるわけですから、そういうノウハウを聞いて、失礼がないようにという保護者への気持ちもわかるんですけれども、やっぱり義務ですからね、これは保護者も。そこ辺はぴしゃっと保護者にも強く言っていると、私は思うんです。払わん得をさせたらいけないと思います。そういう親のもとで育った子供たちは、なおさら今度は税金までしなくなるというふうに思っております。やるべきことはちゃんとやる。そういう姿勢をつくっていただきたい。

そしてもう1つ、課の連携、子ども手当と就学援助費あります。全部、課が分かれております。保健福祉、学校教育課ですね、分かれております。1つ、市の課の連携ということで、これもちょっとパソコンから引いたんですけれども、みのう市ですね、子ども関連窓口を1つに

していると。だから、そういう子ども手当から児童手当から就学援助費、全部一緒にワンフロアで済んだというようなこともやっております。ぜひ、この制度がいつまで続くかわかりませんが、即対応できるような市の組織も対応していただければいいのかなと思っております。これについては今後、期待をいたしておりますので、失礼のないように取り組んでいただきたいと思います。

次に移りたいと思います。

開校からの垂水中央中学校です。1回目の答弁、すごく落ち着いているなということで安心をしました。私も見ながら、大体はそういう感じかなとは思っていたんですが、それなりに頑張っていると、子供たちも本当になじんで、一生懸命頑張っていると思っております。

1つ、学校主事の加配についてを聞きたいと思うんですけども、中学校の統合前後、閉校、開校、6カ月間ということで、教育長の配慮で臨職を1人やっていたんだと。本当に助かっていると思います。

1つ、閉校は閉校として、開校の3カ月間の期間限定ですね、その根拠はどこ辺にあったのか。私がヒアリングを受けたときとニュアンスがちょっと違うかもしれんけど、その辺の根拠ですね、3カ月にした根拠。それで十分だと思われたのか、そこ辺はどうですか、わかれば。

○教育長（肥後昌幸）前後3カ月でよかったのかと、その根拠は何かと言われましたけれども、年度末、年度当初とすると、大体前後3カ月ぐらいかなと。そのぐらいあると一応学校も落ち着くであろうということになったんだろうというふうに思います。

確かに今、議員がおっしゃいましたように、学校も主事さんのことでも助かっていると、校長から聞いております。しかし、これは予算も6月までということで決定しておりますので、一応これで終わりますけれども、ただ、今後、

統合してまだ2カ月しかたっていないわけでございまして、中央中学校が順調にやっていくためにはまだ必要なかどうか、その付近は先ほど教育総務課長も話をしましたけれども、各学校とのバランスもありますので、そこも考えながら、校長ともよく連携をとって、今後検討してみたいというふうに思います。

○池之上 誠議員 ありがとうございます。

予算が6月で切れると。いつでも上げてほしいと思います、臨時でもですね。ぜひそういうところは、垂水中央中のいい方向になるのであればこの議会も否決はしないだろうと思っておりますので、どうかよろしくお願いします。

それでもう1つ、9校ですね、小学校が8校、中学校は1校です。そのバランスをとると言われますけれども、バランスをとる問題じゃないんですよね、この1年、2年は、垂水中央中学校は。そこ辺の認識を変えてもらわんと、市です、議会が採決しましたけれども、市の施政です、統合したのは。学校規模適正、そして財政、財革、その問題で4中を1校にしたわけだから、その責任はまだありますよ。その辺をずっと思っておってもらわんと、あとの8小学校のバランスをとる云々は関係ないと私は思う。それはもう、その8小学校をどうでもしいいということではない。それ以上に、垂水中央中学校に関してはそれ以上のことをせんといかんというふうな思いを教育委員会、行政も持っていたきたいと思っております。

「政策は現場にある」と森山先生ですかね、だったっけ。まあいいが、そういうふうに言われております。本当に現場の声とその当事者の声をよく聞いていただいて、教育長もそういうふうに言われました。それは本当をお願いをしていきたいと思っております。現場の声、当事者の声、そしていろんな話し合いを、協議を進めながら、この問題は進めていかなければいけないと思っておりますので、どうか協力していただきたいと思います。

ております。よろしく願いをいたしまして、この問題は今後見守っていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

続きまして、中央中学校の施設整備のほうに移ります。大規模改修、耐震、そして購買、これはちょっと要望になると思います。

22年、23年、24年度にわたりまして、既存校舎の改修が行われます。工事車両、工事期間、いろんな危険性が含まれております。十分に安全対策には気を使っただいて工事をしてもらおうと思いますが、どうかひとつお願いがございますので、事故のないように徹底した安全管理を行っていただきたいと思っております。

それでもう1つ、購買部については、今、教育委員会としてはその施設だけで、与えているから、運営に関しては踏み込めないということがありました。

1つ考えるのが、この購買部というのでどれだけ利益が出るんだろうかと思うわけですね。今の世の中、利益が出ない事業をだれが好きこのんでやるんだろうかという思いもあります。そうした中で、だけど、子供たちは必要なものを買いたい、コンパスを買いたい、物差しを買いたいというのがあれば購買部に行かざるを得ない。垂水中央の子供たちはすぐ店に行っ去买うかしらんけど、よそから来た、遠いところから来た子供たちは家に帰る暇もないし、購買部というのは今後ますます必要になってくる、必要最小限度ですね。

そういったときに、民間の運営とか、あるいはPTAでそういう運営をすとかいう事態も来るかもしれません。そういう仮定の話には、こうしますという回答は出てこないだろうと思いますが、多様な運営形態が考えられると思うんです。その中で、やはり行政としても、やはり子供たちのためにそういう運営形態に携わらんといかんという時期が来たときは、しっかりとした支援をいただきたいというふうに要望

をしておきたいと思っております。

次ですね、24年度までで建物改修を終わって、25年度以降外構工事のほうに移ると、校庭整備に移るとなっております。そうした中で、建物は今やっておりますが、25年度以降、本当にすぐ優先順位をトップにしてやっていけるのかどうか、そこ辺をひとつ聞きたいと思っております。これは市の予算もございますので、教育総務課が単独で答えるわけにもいかんだろうと思っておりますが、そういう意気込みを持って市長のほうに予算取りをされるかどうか、その辺をちょっと聞きます。

○教育総務課長（三浦敬志）外壁の部分につきましては、今もう若干、外部の方々が侵入されるというような点も校長先生から御報告いただいております。できるだけ早急にこれには対応したいと考えております。その点、財政当局とも相談しながら対応できるよう頑張りたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○池之上 誠議員 財政当局はどうですか。

○財政課長（北迫親男）私も、前任者という立場ではございますけれども、外構の問題につきましては総合計画の実施計画のほうにも年次計画で上げておりますので、できるだけそのような形で実施できるように考えてまいりたいと思っております。

○池之上 誠議員 市長、よろしく願いいたします。やっぱり市長が決めないといけないことですので、財政の予算のほうはですね。よろしく願いいたします。

最後ですね、そういうところでいろいろ学校教育、委員会のほうにいろんな質問をしてまいりました。もうわかっておりながら、随分と御無礼な質問もいたしましたけれども、御容赦いただきたいと思っております。

本日は2番目に質問に立ったのは、よく言えば、きょう、本来であれば15日、16日、中学校の総体があったわけですね。ところが、宮崎県

の口蹄疫、あの問題が、えびのが終息したからもういいかなと思ったら、今度は都城に移ってきました、急遽1カ月延びました。子供たちも今、1週間前にそういう延期の決定が入って、ちょっとモチベーションというか、意気が下がっているのかなと思いますけれども、またテスト期間、テストが終わったらその総体に向けて頑張っていくだろうと思っております。

その中で、1つお礼を言いたいと思っておりますけれども、中央中学校は今、部活動、12団体あります。その中で中央中学校の名を広めるためには何がいかと。まず部活を頑張ろうと、部活を頑張らせようということで、では、何がいかと。応援の横断幕をつくらうということで、これも市の予算というか、お金は一切受けておりませんが、垂中の閉校記念事業実行委員会、その予算が余りまして、垂水中央中学校のほうに、子供たちのために何か使ってくださいということをお願いしております。それで立派な横断幕をつくりました。この横断幕を背に、子供たちも我々市民の思いを酌んで一生懸命頑張ってくれるだろうと思っております。

そういうところで、今、標語があります。「ふるさと垂水を愛し」とか「垂水の子らを光に」というモットーですか、それを教育長、掲げておりますけれども、本当に子供たちのために一生懸命に頑張っていきたい。そのためにも我々も協力をいたします。どうか「中学校を統合させたで、これでえたいが、あとはもうバランスを考えさせ、しっくいばえが」ということじゃなくて、この2～3年、一生懸命、中央中学校を筆頭に考えていただきたいということで私の質問を終わりたいと思っておりますが、最後に、ちょっとくどいですが、今夏の参議院選挙、支持率アップが出まして、もう会議も何もせんじ国会を閉めましょうという民主党の本当に選挙オンリーの姿勢が見えております。ぜひ我々、地方を大事にする自民党が再生を期して頑張っ

ていただきたいという思いでいっぱいでございます。

終わります。ありがとうございました。

○議長（川尻達志）ここで、暫時休憩します。

次は、11時15分から再開します。

午前11時8分休憩

午前11時15分開議

○議長（川尻達志）休憩前に引き続き会議を開きます。

7番北方貞明議員の質問を許可します。

[北方貞明議員登壇]

○北方貞明議員 それでは、議長のお許しをいただきましたので、早速質問に入らせていただきます。

私は今回、安全・安心について、4項目を掲げました。ひとつよろしく願いいたします。

まず、学校の安全対策について。

今年4月8日に、霧島溝辺町の小学校で男子児童が校舎屋上の天窓から4.6メートル下に転落し、頭蓋底骨折のけがを負った事故は、既に皆様方もニュース等で御存じのことと思います。この事故は、以前、東京杉並区の小学校の天窓転落死亡事故の教訓が生かされず起きた事故であります。

それでは、本市に対しての質問をいたします。

本市では、学校内での施設危険箇所の把握をしているのか。学校側から挙げた危険箇所はどのくらいあるのか。今後、どのような対応をしていくのか、まず教えてください。

次に、狂犬病予防注射接種について。

狂犬病は、発生するとほぼ100%死亡する感染症です。日本は、犬の発生予防に重点を置いて予防対策をとっています。飼い主は、狂犬病予防法に基づき、生後91日以上の犬は自治体に登録し、年1回予防注射を受けなければならないと決まっています。日本は狂犬病の清浄国ではありますが、周辺国では狂犬病の被害が繰り返

し起こっていると聞いております。いつ侵入してもおかしくない状況ではないかと思えます。日本が清浄国と言われていますが、その根拠と垂水市の過去3年間の予防接種率をお聞かせください。

市の財政について。

平成17年、18年に起きた集中豪雨、台風などの大きな災害で、市の貯金、財政調整基金積立残高は、平成17年度は2億3,100万円まで落ち込みました。その後、行財政改革により、市長、職員を初め、議会、市民の辛抱努力により、平成21年度は基金残高も6億1,100万円まで回復いたしました。また、市の借入金、地方債残高も、平成16年126億円をピークに、平成21年度は106億円まで、この間20億円も削減できました。

貯金の基金積み立ては6億1,100万円とふえ、借金の残高は106億円と減ってきています。以前、財政調整基金は5億円ほどあれば安心できると答弁されています。6億円を超えた現在、財政的には安心できるのか。

次に、口蹄疫対策について。

宮崎県で口蹄疫が発生して以来、連日テレビ、ラジオ、新聞等で報道されています。本市では今後、防疫対策と畜産農家への支援対策についてどのように考えているか、お聞かせください。

これで、1回目の質問を終わります。

○教育総務課長（三浦敬志） 北方議員の学校安全対策に関するお尋ねにお答えいたします。

老朽化した教育施設の安全管理対策につきましては、教育総務課としても非常に心配しているところがございます。今も北方議員も申されました、霧島市で起きました天窓からの児童転落などの報道を聞きますと、他市で起きた事故とは考えにくく、屋上への階段などの状況を再度確認・点検をすぐさま実施したところでありました。

また、4月13日に行われました市内校長研修会時におきまして、6月補正予算において各学

校の危険箇所について予算要望したいので、各学校の危険箇所の把握をお願いいたしました。老朽化した教育施設を抱える各学校からはさまざまな要望をいただき、今回、ある程度の額を予算措置していただきました。ただ、まだこの額では十分には対応できませんので、各学校の状況を再度確認し、優先順位をつけながら、施設の安全管理に努めるつもりであります。現在、準備を行い、予算が可決され次第、着手したいと考えております。

また、その箇所についての御質問もありましたが、小学校におきましては、各学校の非常階段への、屋上への上がり部分の扉の設置等、それからさまざまなジャンクルジムの撤去の要望とか、そのような資料がありますが、ちょっと整理をしておりませんので、申し訳ありませんが、後ほど資料をごらんいただきたいと思えます。

以上で終わります。

○生活環境課長（感王寺八郎） 狂犬病の国内の発生状況、予防注射接種率についてお答えいたします。

狂犬病の国内における発生状況ですが、昭和31年、死亡者数1名、犬の発生数6頭を最後に日本での発生はありませんが、昭和45年ネパールを旅行中に犬にかまれ1名、平成18年フィリピンを旅行中に犬にかまれ2名の方が、それぞれ帰国後に発症し、死亡された輸入症例がございます。

日本が清浄国と言われる根拠ですが、地球レベルの伝染病を防ぐために、各国の連携を図るための国際機関として国際獣疫事務局（OIE）があり、日本は1930年（昭和5年）に加入しております。その国際獣疫事務局が定めている清浄国は、「その国で届け出疾病であり、有効な疾病広域調査システムが機能し、狂犬病の予防と制御のためのすべての法的措置が有効な輸入手段を含めて実施され、領土内で狂犬病感染症

例が人及び動物種において過去2年間確認されていない。肉食動物の輸入症例が検疫所以外の場所で過去6カ月間に確認されていないこと」のすべてを満たしていることとされております。

次に、予防接種率ですが、平成19年度72.9%、平成20年度は76.9%、平成21年度は73.4%の予防接種率となっております。

○財政課長（北迫睦男）市の財政についてお答えいたします。

議員も言われましたように、平成21年度末時点での財政調整基金の積立額は約6億1,000万円で、平成17年度末との比較では約2.6倍の3億8,000万円の増となっております。

また、地方債は、最も残高が大きかった平成16年度末の約126億円に対しまして、平成21年度末は106億円と、およそ20億円を減らしてきております。これを市民1人当たりで換算しますと、平成16年度の約67万円に対し、平成21年度は約56万円と、1人当たり11万円の借金が減った計算になります。

本市は、これまで5年間、財政の破綻を回避し、重要課題に適切に対応できる弾力的で足腰の強い健全な財政構造を構築するため、財政改革プログラムを策定し、市民や議会の御協力のもと歳入・歳出両面にわたる徹底した見直しを進めてまいりました。その結果として、人件費の抑制・財政調整基金の積み立て増、地方債残高の削減などについてほぼ計画に近い実績を上げることができました。

財政改革は道半ばではございます。安全宣言とまではいきませんが、一時の危機的な財政状況は脱しつつあるのではないかと考えているところでございます。

○農林課長（森下利行）口蹄疫の今後の防疫対策と支援対策についての御質問にお答えいたします。

宮崎県における口蹄疫の発生を受けまして、本市におきましては、市長の諸般報告にもあり

ましたとおり、垂水市口蹄疫防疫対策本部を設置するとともに、畜産農家への消毒液、消石灰などの配布や消毒マットの設置を行い、侵入防止に努めてまいりました。

また、肝属地区の2市4町と関係団体で設置しております肝属地区口蹄疫防疫対策協議会では、口蹄疫の侵入防止対策としまして肝属管内4カ所で自主消毒を行っており、本市におきましても、牛根二川の国道220号線沿いで消毒作業を行っているところでございます。

また、えびの市につきましては制限区域が解除されましたが、川南町を中心とした発生地域では依然として感染が拡大していることや、今回、曾於市に隣接しています都城や宮崎市等に発生したことから、本県への侵入リスクが非常に高まっているところでございます。そのため、市としましては、今後とも畜産農家への消毒液、消石灰の配布や自主消毒作業を継続し、侵入防止対策に努めてまいりたいと思っております。

続きまして、畜産農家への支援対策でございますが、口蹄疫の発生により家畜競り市が延期されたことに伴い、飼養期間に給与しました飼料代の増大を軽減するために、3カ月上限に、子牛1頭当たり月1万円を助成する計画であります。

また、口蹄疫で被害を受けた畜産農家の経営を再建するため設置されました口蹄疫経営維持緊急資金の利子補給を行い、農家負担の軽減を図るなどの経営の継続のための支援に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○北方貞明議員 それでは、2回目の質問に入ります。一問一答でお願いします。

学校関係のことで質問いたします。

私はせんだって溝辺の小学校に電話をしたら、転落した児童はもう今、元気に通っているということでした。それで先生方も大変喜んでおられました。

その溝辺のことですけれども、新聞記事で皆さんも読んでおられると思いますけれども、東京の天窓事件があってから県教委は調査をされたと思うんですけれども、その調査を2回されて、2回とも天窓はないというふうに報告されておったらしいです。

だから、我が垂水市も1回は調査をされたかもしれませんけれども、再度念を入れてまた調査されるのもいいんじゃないかと思っていますので、よろしく願いいたします。

それで私はことし、卒業式のとき、垂水小学校の卒業式に毎年呼ばれるもんですから、行ったわけなんですけど、そこで、垂水小学校の正面入り口に、玄関入り口に鉄板があったもんですからね、60センチぐらいの角の。「先生、これ何ですか」と一応聞いたわけですよ。そうしたら、これは古井戸の跡だということで、玄関の角の真っ正面のところにあるんですよ。

これも大変、天窓ではないですけれども、その鉄板が朽ち果てたら、それこそ何といいますかね、落とし穴的なあれで、すぽっと入っていくと思うんですよ。今のところは大丈夫とは思いますが、そういう箇所が正面玄関にあるということは私もびっくりしたわけですが、この対策を、今、各学校の屋上の、生徒が上らんように封鎖ですか、そのようなのも検討されておりますけれども、ぜひ垂水の小学校のそれも早急に改善していただきたい。

そういうことで、その井戸を、今まで定期的に点検されておりましたか。そしてまた、前回いつ点検されているか。それでもう1つ、スライド式のといっていますかね、かぎ状のあるわけですよ。これを外したらこれがあくようになっておると思います。そしてこれが動かないように、今こっち側がコンクリートで固めてあるわけですよ、これぐらいの大きさです。そういうことで、いつかは点検されたと思うんですけれども、定期的にされているか、前回した

のはいつか、ちょっとその点を1つ教えてください。

○教育総務課長（三浦敬志） その定期的な検査ということにつきましては、現在把握しておりません。これからの話でございますけれども、今回の予算でその井戸につきましては対応したいというふうに考えております。

以上です。

○北方貞明議員 定期的な検査はしていないということですが、これはやはり定期的にする必要が多分あると思いますよね、今の状態であれば。これを封鎖とか、また埋めるとか、そうならば別でしょうけれども、今の現状のままではやはり定期的に検査が必要だと思っています。これだけは必ず実施していただくように要望しておきます。

それから今回、垂水小はそれですけれども、もう1つ、横にそれるかもしれませんけど、閉校した後の跡地はまだ教育委員会の管轄とおるんですが、閉校したからといって児童生徒が学校へ行かないということはないと思うんですよ。各校区に帰れば、やはりそこでサッカーとか何か運動をして遊ぶと思うんですけれども、そういうような確認もまたしておく必要があるんじゃないかなと思っています。

また、井戸のほうに戻りますけど、この井戸は、校舎が建ったのがたしか昭和50年と、たしかだったと思うんですけど、その以前の生徒は皆その井戸の水にお世話になっておるわけで、市長も垂水小学校、副市長も垂水小学校ですから、恐らくその水で潤っておられた。この中で大半の方々はその水にお世話になっておると思うんですよ。そういう水が今そういう玄関の前にあって、土足で通るわけですよ。それはとにかく教育上もよくないと思うんです。

私は、皆さんも御存じのように「水のかんさあ」とか「水神さあ」とか、そういつて先人たちや先輩たちからいろいろな教えを受けました。

だから、公立学校で宗教的な指導はできないということは僕も十分わかっております。それはこの間の教育長の、市長室からということで、ここにコラムをちょっと読ませていただきますけれども、今さっき言いましたように、「日本では公立学校において特定の宗教を教える宗教教育はできません。しかし、親兄弟や友達を大事にする。祖先をうやまう心や人間の力の及ばない自然への畏敬の念をはぐくむことが大切です」と書いてあります。「これらのことを指導することは宗教教育とは言いません。強いて言えば、宗教的情操教育と言います」と書いてあります。

この情操教育を今度聞きたいんですけど、それで、教育長も小さいころ、「私は幼いころからお父さんやお母さんが毎日神棚の水をかえ、拝む姿を見て育った」とこういうことで、水の大切さというのは皆さんも本当に重要な大切なことと、皆さん感じておられるんですけど、この情操教育のことをちょっと今から、これから生徒、子供たちにどうしていったらいいのか。情操教育についてちょっと私は、その井戸が何かちょっと欠けておるんじゃないかなと思いますので、ちょっと。

○教育長（肥後昌幸）私のつたない文章を読んでいただいております、大変うれしく思います。

まず、この古井戸のことからちょっと触れますけれども、私も見ております。これは、先ほど議員がおっしゃいましたように、昭和51年に今の校舎は完成をしておりますね。それまでこの古井戸、この井戸を水源としていたようでございます。そして、その前に大きなタンクがあって、そのタンクからパイプが出て、それに蛇口がたくさんついていて、子供たちはそれを飲んでいたということでございます。

この新校舎ができて井戸が不要になったわけでございますけれども、普通ならば恐らくそれ

は埋めてしまうんだらうと思っておりますけれども、これまで垂水の子供たちがこれで育ってきた非常に大事なものであるということで、埋めなかったんだらうと思っておりますね。そして、ふたをして現在に至っているということでございます。

ただ、今のままでは、議員がおっしゃるよう安全性の問題がございます。ただ、今、急に、すぐ何か危険があるかということ、それではないわけですね。先ほど教育総務課長が点検はしていないと言いましたけれども、教育委員会がしていなくて、学校側はいつも、毎月ずっと安全の日ということでしております。これをできるだけ早い時期に、子供たちの安全を第一に考えながら何とかしないといけないというふうに思っております。

ただ、今、議員がおっしゃいましたように、こういうような大切な井戸、これをどんなふうにして守っていくのか。情操教育のことと絡めて今おっしゃいましたので、私は、同じことになりますけれども、今の子供たちに欠けている、足りないものとして、私はいわゆる宗教心というのがあるだろうと思うんですね。そのコラムにも書きましたけれども、各家庭にはそれぞれ先祖伝来伝わっている宗教があるだろうと思えますね。神道であり仏教であり、その他いろいろなのがあるかもしれない。ですから、その家に代々伝えられている宗教を親がどれだけ子供たちに教えているのかなということなんですね。

ですから、宗教教育はできないとそこに書きましたのは、宗派教育ができないということであり、特定の宗教を教えることは学校ではできない。ただ、子供たちに、親兄弟を大事にすると、先祖をうやまう心と、こういうのは当然しなければならないことである。それから、人間の力の及ばないものへの畏敬の念、こういうのを育てるといえるのは、これは道徳教育の中でもちゃんとうたわれているわけでございます。

そういうのがまだ育っていないということじ

やないかということであり、これは学校でももちろん教育をいたしますけれども、家庭でしなければならないのがまず基本であろうというふうに思います。そういうことを踏まえて、そのようなことを育てるのがやはり宗教的情操教育と言ったほうがいいのではないかなということ、そういうふうにしたわけでございます。

先ほど議員がおっしゃいましたようにこういう大事な井戸、「危ないから、埋め」というわけにはいかない。ですから、ちょうど場所が場所でございます、これを踏まないように歩くというのは非常に難しいですね。ですから、これはどうしたほうがいいのか、実はきのうも学校訪問をいたしまして、見て、あそこに「通るな」とすると何かまた違和感がある。だから、非常に難しい問題でございます。

ただ、このままでは済まないと思いますので、ちょっと時間がかかるかもしれませんが、すぐ危険があるということじゃありませんので、今、議員のおっしゃったことをよく踏まえて、どういう方法があるのか、ちょっと時間をいただいて検討してまいりたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

○北方貞明議員 すぐにはできないと。確かに井戸という形ですぐにはできない。先ほど出ました宗教的なそういう面もあるだろうと思っております。もしこれが解決の方向にいきましたら、そういうふうに、現在の財政課長も教育委員会におられました。十分こちらも入れかわったわけですから、その辺はまた財政的なものもお互いに語り合って、もし工事のときには安全対策をよろしく願いいたします。

それで、学校関係は終わります。

狂犬病のことについて。過去50年ほど国内では発生していないということなんですけど、旅行中の方が2名、平成18年に亡くなっておられます。50年といいますと、口蹄疫で言いますけど、口蹄疫も10年前、2000年ですか、宮崎で発

生しました。それで今回、10年目なんですけど、2000年の発生したときは、国内で98年でしたかね、九十何年ぶりに口蹄疫が発生したわけですから、この狂犬病も50年としても、まだ危険な状態と私は思っていますので、この予防接種率を今後どんどん高めていただけてもらいたいと思います。

なぜかといいましたら、やっぱり輸入動物が外国から入ってくるわけですから、いつ侵入してもおかしくない状況だと私は思っていますので、そして、まして清浄国と言われる世界各国で言えば、日本、イギリス、スウェーデン、あちらの北欧のわずか数カ国であると聞いております。それで、アジアの中国はもうレッドラインの真っ赤に地図上では示されています。医療の発達しているアメリカさえ、まだ危険だというような状況でありますので、これは十分予防接種率を高める。

そして、未登録がどれくらいおるか。この未登録を入れたら、接種率は頭数からいけばかなり低くなると思うんですが、この未登録のことをちょっとどれくらい把握されておるか、ちょっと教えてください。

○生活環境課長（感王寺八郎） 本来、先ほどもありましたとおり、所有者は市町村に登録をしなければならないということになっておりますが、以前は狩猟犬がかなり多かったわけなんですけど、現在は室内犬が多いということもございまして、未登録犬がどのくらいあるかという問題につきましては、うちの生活環境課のほうでは把握をしておりません。

○北方貞明議員 未登録を把握していないということなんですけど、私は振興会長をしている関係上、よく配り物に行くわけですよ。私は今まで3回かまれております。それで、その話をしたら、持留議員も「もう数回、僕もかまれるよ」というようなことを今、言われました。座敷犬は大変おとなしいと思います、それは飼っている人

にしたら。だけど、配り物をして、あいさつして、出ようとすれば、わっと向かってきます。

(発言する者あり) おいしい足を持っているわけじゃないんですけども、私が1回かまれたのは、両足かまれました、ばばっと2匹から。そういうことで、未登録犬、座敷犬というのは多頭飼っている方が多いんですよ、それで未登録犬が多いんじゃないかと僕は思うんですけども。

以前、私の団地内で起こったことなんですけど、御婦人が兄弟して毎日元気に散歩をさせておったんです。それでその散歩中にそれこそ座敷犬が出て、その方も両足をかまれて、それがショックでそれで寝つかれて、全然回復されなくて、それが原因とは言いませんけれども、気持ちの問題でしょうかね、亡くなられた方もおられるんですよ。そういうような形で、この未登録犬を把握していただきたいと思っています。この努力はよろしく願いいたします。

ちょっとつけ加えますけど、その御婦人がかまれたわけですがね、5匹おって、5匹とも未登録犬だったんです。そして被害者の方が保健所に届けた関係上、接種もしていない未登録犬だったということもありますので、十分この辺のことは調査してください。そのことに一言。

○生活環境課長(感王寺八郎) 未登録犬の調査といいますか、登録につきましては、市町村に登録という制度もありますし、これを行うにつきましても、振興会長さん方、あるいは特に室内犬が多い中で、ほかの予防注射等についても動物病院等で受けるという例が多々あるかというふうに思っております。ですから、市内の動物病院、獣医師さんのほうにお願いをしまして、登録をまずしていただくという方向での働きかけをしていきたいというふうに考えております。

○北方貞明議員 そちらのほうはよろしく願いいたします。

そうしたら次、市の財政についてお伺いいたします。

財調も貯金も6億円になりました。以前答弁では5億円あれば安心と言われたんですけども、(発言する者あり) ずんばいありますね。お金は幾らあってもそれはいいわけなんですけれども、今後、一時的な危機は脱したんじゃないかと思っております。今後の目標として、財政基金はどれぐらいを目標とされているのか、そしてまた地方残高はどれほどを目標にされておるか、ちょっとお聞かせください。

○財政課長(北迫睦男) 2回目の御質問にお答えいたします。

今後の目標額についての御質問でございますが、先ほどお答えしましたとおり、本市の財政状況は数年前に比べますと好転しておりますが、自主財源比率が低く、地方交付税等に依存する脆弱な財政構造に基本的には変化がございません。また、国の財政状況の悪化による今後の地方財政への影響などを考慮すると、さらなる財政改革が必要と考えまして、本年2月に第2次垂水市財政改革プログラムを作成したところでございます。

第2次垂水市財政改革プログラムは、平成22年度から平成26年度を計画期間といたしまして、目標を設定して、各種取り組み方を掲げております。その中で、財政調整基金の積立額につきましては、通常、標準財政規模の10%から15%程度が適正であると言われていたこと、また県内各市の平成20年度実績による平均が約13%であったことから、本市の平成20年度標準財政規模である53億円の約13%に当たります7億円を目標に設定しております。

次に、地方債残高につきましては、平成21年度末で標準財政規模の約2倍の残高がありますので、これを5年後には標準財政規模の約1.7倍の90億円にまで削減することを目標としているところでございます。

○北方貞明議員 26年でしたかね、5年間の目標を今、聞きました。財政基金が7億円、地方債残高が90億円、これの目標に向かって市全体、議員、また市民の努力も必要と思いますけれども、これが達成になるように、一日も早くなるように努力してください。

先ほど大菌議員もこの新聞記事のことを言われましたけれども、私もここに持ってきておるわけなんですけれども、昨日の新聞に、平成の大合併で、ここに書いてありますけれども、平成20年度経常収支比率98.8%、将来負担比率150.4%、県内18市でワースト3位であったということが掲載されているわけです。その要因と今後の見込みをひとつお聞かせください。

○財政課長（北迫睦男） 3回目の御質問にお答えします。

経常収支比率は、平成18年度、19年度には95%前後まで改善しておりましたが、平成20年度に悪化した要因は、定年退職者の増により退職手当が前年度から2億4,000万円ふえたことなどによるものでございます。今後の見込みといたしましては、人件費の削減や公債費の圧縮などの改革を進めていくことで、第2次財政改革プログラムに設定しております目標の95.4%は達成していけるものと考えております。

また、将来負担比率につきましては、平成20年度は150.4%で当時の県内18市でワースト3位でございましたが、平成19年度と比較すると約23%、数値を改善させております。本市の場合、土地開発公社の債務保証や両漁協への損失補償などの特殊な要因がございますので、市債残高の削減や職員の定数減などとともに、両漁協への損失補償が終了すれば、今後、将来負担比率はさらに改善が可能と考えているところでございます。

○北方貞明議員 わかりました。

最後、財政積立基金、平成20年から21年までのこの1年間で約1億6,000万円積み立てができ

たわけですよ。違えますかね、確かだと思わんですけど、引き算をしたら。間違っていたらごめんなさい。7億円に達するには、来年はもう達するんじゃないかなと、あともう何千万円かですから。そうなったときは、市長、お伺いします。垂水は銭持っじゃっどと、安心していいよというような宣言ができるでしょうか。

○市長（水迫順一） 財政調整基金だけが基本じゃございませんし、御案内のとおり、平成17年度から17、18、19と、そしてまた20年度は竜巻と、4年続きの災害をこうむった土地柄、それから平成5年、元年を見ますと、本当に災害の多い土地柄でございますので、どうしても災害が来た場合、いつも申し上げておりますように、17年度から3年間の災害でうちが出さなければならなかった分が6億円あったんですね。これが毎年続いたからそういうことだったということでございまして、これだけ3年も続く災害というのはそう滅多にないとは思わんですが、いずれにしましても、財調は今、課長が申しましたように、ある程度緊急な対応に耐えられるということが目的でございますので、目的とすればまず5億円が欲しいなという段階を過ぎましたから、次の5年間で7億円を目指したいということでございます。

それと、これも課長が申しましたとおり、国の財政事情は非常に厳しくなっております。880兆円を越す借金、国民1人当たり690万円になろうかというような借金をからっておるわけでございますから、これはこのままずっとふえ続けております。これが地方の交付税に影響を与えないわけではないというふうに思っております。これが2～3年後なのか、非常に厳しい時代が来るよということを今、覚悟しておかなければいけない、そのように思っております。

○北方貞明議員 次、口蹄疫ですけど、口蹄疫については、あと感王寺議員、川畑議員が質問を控えていますので、そちらのほうにゆだねま

す。

私の質問はこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（川尻達志）ここで、暫時休憩します。

次は、1時10分から再開します。

午前11時57分休憩

午後1時10分開議

○議長（川尻達志）休憩前に引き続き会議を開きます。

6番田平輝也議員の質問を許可します。

[田平輝也議員登壇]

○田平輝也議員 皆さん、お疲れさまです。

農家にとりましては春の収穫も終わり、田植えの時期となってまいりました。そしていよいよ梅雨に入り、災害が心配される時期にもなってきましたが、今後、災害のないことを願っております。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、さきの通告に従い一般質問させていただきます。

本市の行財政改革推進を図るために市民代表の委員から、議員定数の削減、職員定員適正化、中学校の統廃合、そして給食センターの民間委託などいろいろと意見が出されました。そして、議員定数の削減、職員定員適正化、中学校の統廃合など、それぞれ改革されてきていると思っております。

一方、給食センターにつきましては、17年12月議会の答弁で、「市民代表の行財政改革推進委員会の意見が民間委託をすべきであるとのことであり、また行財政改革による効果を上げるために、18年度及び19年度の2年間で民間委託に向けて努力するよう指示されている」とのことでありました。そして20年12月議会で、「これまで調理員の方々の理解を得られないことで計画の実施を先延ばししてきたが、行財政改革を推進し、市全般にわたり見直しをしている中、

給食センターの業務委託はどうしてもやらなければならない。具体的には23年4月から実施できるように協議させている」との回答でございました。

その後の経過と22年度の取り組み方をどのように計画されておられるのか、お伺いいたします。

次に、本市の介護施設とひとり暮らしの単身高齢者の現状について伺います。

今、全国的に少子高齢化が急速に進展しております。家族機能の変容、住民相互のつながりの希薄化など、福祉に対するニーズが年々増加し、多様化しております。施政方針の中でも、すべての人が住みなれた地域で安心して暮らせることができる地域社会を、そして福祉の向上を言われておられます。今後ますます行政の果たす役割はとて大きなものがあると思っております。

本市の高齢化率は34.72%となり、県内でも上位であります。そして寝たきり老人を抱える世帯が年々ふえております。介護施設に入所したくても、待機者が多くなかなか入所できないのが現状かと思っております。

以前にも伺いましたが、現在の施設などへの入所者数と待機者数など、また今後の動向などを伺います。あわせて、現在の校区ごとの単身高齢者世帯数、また推移をお伺いいたします。

次に、振興会についてですが、私も、以前にも振興会会員の高齢化が急速に進展する中で、今後、行政として限界集落などの対応などについて質問をいたしました。今までの回答では、「振興会は、その設立から運営まで地区住民みずからの手で行われている自主自立の団体であり、行政が強く指導できない現状であります。しかし、高齢化が進展する中、振興連の理事会などで合併や委託料など十分に検討する」とのことでありましたが、どのように検討、協議されているのか伺います。

また、高齢化率50%以上の集落、いわゆる限界集落は現在までどれぐらいあるのか、また、今までの推移をお伺いたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

○学校教育課長（有馬勝広） 田平議員の学校給食センターについての御質問にお答えします。

給食センターの調理業務等の委託につきましては、行財政改革を推進する中で財政の健全化を進める方策の1つであります。これまでもほかの議員の方々からも質問をいただいております。経過につきましては、その都度市長が答弁されたとおりでございます。

ここでは、私からはこれまでの取り組みについてお答えします。

教育委員会では、昨年より、曾於市を初め、県内の幾つかの給食センター運営状況を視察して情報収集をしております。そして、給食センターとも連携しながら、垂水市立学校給食センター運営方針の検討を継続しているところでございます。今後、市長部局との打ち合わせも必要となります。そして、検討結果につきましては、後日、市長ヒアリングを受けたいと考えております。

以上でございます。

○保健福祉課長（城ノ下 剛） 田平議員の御質問にお答えいたします。

本市の介護施設とひとり暮らしの現状ということでございますが、初めに、現在の介護施設へ入所されている人数でございますが、平成22年3月利用者分で見ますと、介護老人福祉施設恵光園でございます、介護老人保健施設コスモス苑、介護療養型医療施設温泉病院と東内科と市外の施設を合わせて225名が施設サービスを利用されております。

このほか、居宅系のサービスでございますグループホーム、市内に4カ所、グループホームに57名、養護老人ホーム華厳園でございますが、56名が利用されており、施設系、居住系を合算

しまして338人の方がサービスを利用されております。

お尋ねの介護施設の待機者数でございますが、今回調査しました結果、恵光園が98名、コスモス苑が15名、温泉病院・東内科が11名、グループホームが18名、華厳園が41名の計183名という状況になっております。

今後の予想としまして、本市の高齢者人口の動きは、75歳以上の後期高齢者の方は増加してきておりますが、65歳以上の高齢者全体で見ると、人口は年々減少してきており、待機者数についても今後はわずかにふえるぐらいで推移するのではないかと考えているところでございます。

以上です。

○市民相談サービス課長（前木場強也） 振興会の現状と限界集落数についての御質問にお答えいたします。

振興連の理事会などで、合併や委託料などについてどのように検討、協議されたのかという御質問でございますが、平成21年度の振興連理事会では、合併を進めるためには委託料の改正が必要であるとの認識から、20年度と同様に、再度委託料の変更について協議をしていただきました。しかしながら、委託料については従来そのままいいのではないかという意見が多く、賛同を得ることができず、従来の方針で委託料の計算をすることになりました。

また、今年度の第1回理事会では委託料の変更につきましては協議いただいておりますが、今後の理事会では合併や委託料の問題について協議していただく必要があるのではないかと考えております。

次に、限界集落数についての御質問にお答えいたします。

まず、現在の振興会数でございますが、本年度は宮崎小路、中小路、東小路振興会が合併し、新たに牛根麓振興会となり、また、高峠振興会

が住民の転出により世帯がなくなったため、144振興会となりました。

65歳以上の高齢者が人口の50%を占めるいわゆる限界集落に該当する振興会は、27振興会でございます。また、65歳以上が45%から49%になる振興会、間もなく限界集落に達する振興会が、21振興会でございます。

過去のデータでは19年度が一番古く、19年度が26振興会でございますので、1振興会ふえていくこととなります。しかしながら、20年度に新城地区の3つの限界集落が合併したことにより、2振興会が減ったことを勘案しますと、3振興会がふえたという計算となります。

今後も少子高齢化が進むことが予想されますことから、限界集落数もふえてくると思われま

す。

以上です。

○保健福祉課長（城ノ下 剛） 申しわけございませんでした。2番目のひとり暮らしの高齢者の現状と対策について、答弁漏れがございましたので、説明をさせていただきます。

5月末現在の65歳以上の高齢者で見た場合、垂水市全体で1,781世帯が単身高齢者世帯となっております。平成17年の国勢調査では1,337世帯となっておりますので、この5年間で約450世帯ふえてきている状況であるようでございます。特に85歳以上で見ると、市内全体で514世帯となっており、65歳以上の単身高齢者世帯のうち約3割を占めている状況でございます。

校区別の世帯数と割合でございますが、単身高齢者世帯が多い地区順として、垂水地区が698世帯、協和地区が228世帯、柗原地区が196世帯、水之上・大野地区181世帯、新城地区が175世帯となっております。

また、校区世帯数に占める単身高齢者世帯数の割合が高くなっているのが、牛根境地区で31.7%、松ヶ崎地区が28.5%、新城地区が27%、柗原地区が26%、協和地区が24.7%の順となっ

てるようでございます。

以上でございます。

○田平輝也議員 それでは、一問一答でお願いいたします。

昨日ですか、「ぜい弱な財政、基盤強化へ改革進む」と垂水市のことが昨日の新聞に掲載されておりました。大隅中央法定合併協議会からの離脱までの経過、現在までの改革についてなどでありました。

以前、給食センターの19年度の人件費が、18名だと思いますが、合計で1億848万円とのことでございます。昨年12月議会の同僚議員の回答では、給食センターの人件費が正規職員12名で年間8,833万円、臨時職員5名ですかね、1,017万5,000円の、合計17名の9,851万2,000円との回答でございました。正規職員1人当たりの年間人件費が平均736万円になるようでございます。17年度には既に民間委託への話が議会でも出ておりましたが、センターの職員の方々、一般職員などにはない、春・夏・冬休みなどを利用した研修などはその時点からもう行っておられたのか、伺います。

また、県内それぞれ条件は違うかと思いますが、本市と同じぐらいのところの状況、正規職員、臨時職員数など、わかる範囲で伺います。また、現在の給食数をお伺いいたします。

以上で、2回目。

○学校教育課長（有馬勝広） それでは、田平議員の2回目の御質問にお答えいたします。

まず、本市と給食数が同程度の運営体制からお答えいたします。給食数と調理に係る職員についてお答えいたします。

指宿市山川学校給食センターでは1,302食で、正規職員3名、臨時職員10名の13名体制です。南九州市川辺学校給食センターは1,138食で、委託職員6名、パート7名の計13名、伊佐市学校給食センターは1,651食で、正規職員1名、臨時職員8名、臨時代替5名の計14名体制となっ

おります。

本市の現在の調理給食数でございますが、1,326食でございます。

また、もう1件、最後に研修についてでございますが、春・夏・冬休みの研修につきましてでございますが、これは調理等の業務に関する研修などを行ってきております。

以上でございます。

○田平輝也議員 行財政改革を進めている中で、市民代表の委員の方々から給食センターの業務委託をすべきと意見を受けて、既にもう5年になるようでございます。その間、私どもも研修視察などをしてまいりました。

愛知県大府市については、以前同僚議員からも話がありましたが、大府市は単独の自校方式で12小・中学校に2名ずつの正規職員を配置され、12校ですので、合計24名の人件費が9,800万円、臨時職員が43名で、2,940万円、合計67名で、人件費が年間1億2,740万円とのことでございます。大府市全体で8,210食をつくられておられました。

そして、そのような中の大府小学校は、毎日の給食数が1,413食で、正規職員が2名で人件費が年間850万円、5時間勤務の臨時職員9名の人件費が約650万円となっているようで、本市と比較しまして6分の1以下であり、驚いているところでございます。本市は17名で1,320食ですか、先ほど。大府市は11名で1,410食でございます。

今までいろいろと検討されているようですが、なかなか前に進んでおりません。市民代表の委員の方々も、本市の財政を心配しての提案、意見であったかと思っております。しかし、いつまでも長引くのはそこで働く職員の方々も大変だと思っております。23年4月より実施することのございましたが、本当にできるのかできないのか、結論を出すべき時期ではないかと考えますが、どうでしょうか、お伺いいたします。

○市長（水迫順一） この給食センター問題につきましては、議員の皆様からいろんな意見もいただきました。今言われたとおり、もともとやはり行財政改革の一環として計画した、そのとおりでございます。

ただ、今、多くの自治体が、行財政改革の中で民間委託をかなり実施してきました。ところが、その中には本当に計画どおりいかなかったという部分も見えてきておる部分もございます。給食センター問題で言っておるんじゃないで、すべての問題でそういうところは出てきておるわけですね。

ですから、特にこの給食センターの場合は、いろんな議員からの指摘がありましたように、おいしい給食であって、安心・安全でなければいけないということと、食育の大切さが含まれていると、非常に大きな問題を抱えておりますので、本当に安心・安全の確保の観点から、本当にどうあるべきかということをおわせて検討をしてきておったわけでございます。

それで最近、今、事例を学校教育課長のほうから申し上げましたように、類似団体、給食の数が同じようなところの民間委託をしたところがある一定の期間が経過しておるので、それを検証してみなさいということで今やっておりますが、今、幾つか事例を挙げた分に匹敵をするところでございます。

ですから、これを民間委託して本当に財政的な効果が出ているかということもひっくり返して今、検証しているところでございまして、給食の目的の一番大事なところ、先ほど申しましたところを担保しながら、それで本当に財政にも貢献するという方策を早く見出さなければいけない、そういうふうになっております。

ですから、一方では、PTAの父兄にしましても、本当に安心が確保されるのか、安全が確保されるのかというのは非常に重要な要件でございますので、半官半民といいますか、いいと

ころだけをとった方法はできないのかもひっくり返して今、検討を、いろんな形で検討を進めている中でそういうことも進めておるといふことで御了解をいただきたいと思ひます。

○田平輝也議員 今回、行財政改革委員の活動報告書が配付されました。委員の方々は、市政運営のことを真剣に検討されていらっしゃると思ひております。行財政改革をするために、当初この市民の代表の委員の方などからも給食センターの民間委託をすべきとの意見が多く出ていたことに、私、驚いております。私も議会で数回質問をしましたが、なかなか難しいかなと思ひております。財政状況が以前よりも大きく改善され、また今後も大きく改善されるなら、また状況も違ってくると思ひております。

ただ、今後も行財政改革委員会の意見なども踏まえて、コスト削減には努力をしていただきたいと思ひます。

2回目の先ほどの回答で、ほかの市などの類似するところの状況をお聞きしました。本市は、1職員当たり幾らぐらいの、職員が給食をつくられるのか、県内平均はどれぐらいなのか。ちなみに、大府市におきましては、1職員で1日大体122食でしたか、つくられておられました。

今、職員の定員適正化が盛んに言われている中ですが、給食センターの職員数は少ないのか、適当だと思われているのか、伺ひます。

○学校教育課長（有馬勝広） 質問にお答えしますが、はっきり申し上げまして、ちょっと私からも今、類似の施設のところの実態を調べましてお答えしたところがございますが、それぞれまた給食数と実際働いていらっしゃる方の数も違うという実態がございました。

先ほど市長から答弁がございましたとおり、いろいろ指示を受けまして、その検証をするよふにということがございますので、今、私がまだここに来て2年目でございますので、職員がどうこうということ、まだちょっと私もそう

いう責任のあることは申し上げられませんが、検証する中で、そのことも含めて検証しているところでございます。申しわけございません。

○田平輝也議員 どうもありがとうございます。

ちなみに、垂水市は、大体85から90食だと思ひております。

次に移ります。

次に、介護、ひとり暮らし高齢者についてですが、以前に、今後、垂水市に望む高齢者の医療や介護施策として調査をされたときの報告で、在宅で受けられる医療や介護サービスの整備を、そして病気や介護の予防、寝たきり予防対策などを多くの方が望まれているとのことございました。高齢者が地域で暮らし続けるための健康づくり、介護予防対策の推進、高齢者の生活を地域で支えるための地域福祉が、今後は大変重要かと考えております。

そこで、介護施設に入所したくてもできない人も多いかと思ひております。そこで、先ほど大菌議員に回答がありましたが、再度お聞きします。家庭で介護の必要な方々の重度者に対する手当を支給されておられるとお聞きしましたが、先ほどの回答で7万円から1万円ぐらいだと思ひましたが、それは月なのか年なのか。それと、対象者人数と年間の支給額などをお伺ひいたします。

今後、ひとり暮らしの単身高齢者の方々が年々増加してくると思ひます。新聞、テレビなどでひとり暮らしの孤独死などのことがよく報道されますが、垂水市の実態はどうなのか、お伺ひいたします。

○保健福祉課長（城ノ下 剛） それでは、在宅での介護手当についてでございますが、本市においても老人介護手当支給条例において取り扱いを定めておりますが、介護者の労をねぎらうとともに、寝たきり老人等の福祉の増進並びに親族の扶養意識を高めることを目的に支給し

ております。

支給手当の額は、寝たきり老人等の一日の介護に要する時間、並びに日常生活自立度及び日常生活動作状況等に応じ、年額7万円、4万円、2万円、1万円の4段階に分かれており、平成21年度の状況としましては合計106件、579万円を支給しております。

参考としまして、平成20年度は118件、683万円を支給しております。それと、平成22年度につきましては740万円を予算化し、介護者の負担軽減を図っておるところでございます。

この在宅介護手当支給事業につきましては4段階に分けてございますが、「6カ月以上在宅で高齢者を介護している家族に対し」ということがございますので、それに基づいて支給しているところでございます。

次に、孤独死の問題についてでございますが、本市におきましても、社会情勢の変化や価値観、人生観の多様化、地域の関係性の希薄さなどから、孤立化する高齢者や障害者がふえてきており、現在、高齢者が住みなれた地域で安心・安全に暮らせるために、市や地域包括支援センター、垂水市社会福祉協議会が連携し、高齢者等くらし安心ネットワーク事業に取り組んでいるところでございます。

この事業は、ひとり暮らしや寝たきりの高齢者、障害者など、地域での生活支援を必要とする人々に対し、在宅アドバイザーや民生委員を中心に声かけや安否確認などの見守りを行い、地域の関係づくりを関係機関との協力をもって行っているところでございます。

このほか、訪問給食サービス事業においても、食事の支援もさることながら、安否確認も含め実施しており、平成21年度は8名の方が医療機関へ搬送されておるようでございます。

さらに、地域や近隣の方とつながりや関係がとりづらい方には、在宅高齢者等緊急通報体制整備事業を実施し、ひとり暮らしの高齢者等に

対し緊急通報装置を貸与することで、緊急時の対応を図っているところでございます。ちなみに、平成21年度、6件の申し込みで運用しております。以上でございます。

○田平輝也議員 今ちょっと高齢者くらし安心ネットワーク事業の取り組みをお聞きしました。すばらしい事業だと思います。

この前、ひとり暮らしの高齢者の方々が数人して、子供は近くにいない、倒れたときに電話でだれかに連絡ができればよいが、心配だ。そして、いつ亡くなったかもわからないなどと孤独死のことを非常に心配されておられました。確かに、緊急のときなど大変だと思います。そのひとり暮らしの方に、近所の人たちにわかるような緊急ベルなどの取り付けなどを何か検討しなければということでもございました。今後、このようなことの相談などがふえてくるのではないかと考えております。

以前テレビ放送で、ひとり暮らしの高齢者対策として、毎日朝、元気の印の旗を近所の人たちがわかるところに夕方まで立てる。立てておられないときは様子を見に行くという内容のテレビ放送がありました。

私どもも今回、集落が3世帯のうち1世帯が既にひとり暮らしの高齢者でございます。今、振興会長などから、私どもの振興会で元気印の旗の配付を検討したらということでもございます。これらのことについては行政としてはどう考えるのか、伺います。

また、先ほどちょっと聞き忘れだったかもしれませんが、最近において孤独死が数件発生しておりますとの回答でしたが、差し支えがなければもう1回、何件ぐらいなのかお聞かせください。

以上です。

○保健福祉課長（城ノ下 剛） 先ほどの数につきましては、医療機関搬送が8件ということで答弁しております。

それでは、3回目の御質問にお答えします。

先ほども申し上げましたとおり、近所の声かけや安否確認など、行政としましても、いきいき元気会やサロン、高齢者大学など、あらゆる機会をとらえて市民の方々をお願いしているところでございますが、在宅で暮らし続けるためには、市全体で取り組む必要があると強く思うところでございます。

支援の必要な方について、見守り活動のみならず、災害時の避難支援などにも活用できるように体制整備を進めていますが、地域の中で要援護者を支援してくれる支援者を探すことが難しい状況でございます。

そこで、議員御提案の元気印の旗の件ですが、全国でも、ひとり暮らしの高齢者の安否確認に、朝に掲げて夕方しまう方法でされているところもあるようで、大分県杵築市では、脳梗塞で倒れた方が、旗が出ていないことで一命をとりとめた事例もあるようでございます。

実際に、ひとり暮らしの方々が自分は1人ではないと感じたり、万が一何かあってもだれか来てくれるという安心感があるということで、今後、地域の方々の連携も密になり、自分たちのことは自分たちで守るという自助効果もあるようで、元気印の旗でその地域がまとまり、一体感が生まれ、助け合いの精神が生まれてくるとも考えられます。今後は、地域性も勘案し、全国の事例等も参考に、前向きに検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○田平輝也議員 先ほど高齢者等くらし安心ネットワーク事業の取り組みをお聞きしました。近所の方々が毎日声をかければ、すばらしい事業だというふうに思っています。また、これらの事業について広報などをさらに図っていただきたいと思えます。

また、元気印の旗については、御理解をいただきありがとうございます。さらに、検討を我々

もしてまいりたいと思います。

次に、振興会についてでございます。

私ども振興会は、3振興会が合併して3年になります。今まで、振興会長1名、副会長2名で、その2名の副会長も以前と変わらない業務をされており、また、校区の公民館行事にも参加しております。合併しても特例で3年間は以前のとおり運営がされてきましたが、今後どのような方法で運営をしていくのかとの声が出ております。

当初、高齢化が進展する中で、合併してリーダーの育成強化と、そして地域の活性化という目的でありました。今後ますます限界集落がふえていくと予想されますが、合併を進めやすくするためにどのようにすべきか、行政として何か検討されていないのか。また、市は、振興会や会長に委託料を支給しておられますが、行政としての主導はできないのか、伺います。

○市民相談サービス課長（前木場強也） 合併を進めやすくするためにどのようにすべきか、行政として何か検討していないのか、また行政主導でできないのかという御質問ですが、合併を進めるためには委託料の改正が効果的であると判断し、均等割を1万円から5,000円に、戸数割を200円から300円に変更できないか、振興連に協議していただきましたが、なかなか理解してもらえない状況が続いております。

今後も、振興連に対し理解を求めるとともに、合併をするためにほかに方法はないのか、検討したいと思っております。

合併の推進を行政主導でできないかという御質問ですが、振興会は、設立・運営が地域住民みずからの手で行われている自主・自立の団体であり、共同生活を通じてさまざまな地域活動を行っている団体でございます。また、振興会は、法律的な根拠はなく、自主的・民主的な任意の団体でございますので、行政としては強く指導できないのが現状でございます。

世帯数が少なくなり、役員になる人がいない、奉仕作業ができないなど、振興会活動に支障を来し、運営に困っている場合には、御相談いただければ、行政としても最大限に協力させていただきたいと思っております。

以上です。

○田平輝也議員 行財政改革推進委員会の報告でも、振興会統合や限界集落の意見が出されていたようでございます。合併した振興会も、また市も何らかのメリット、デメリットですか、あるかと思えます。合併した振興会は、先ほども言いましたようにリーダーの育成強化を、そして地域の活性化を図る。市としては行財政改革を進める中、振興会の活性化と経費削減を図るべきかと考えます。

そこで、合併しても3年間は現状のままの特例を、そしてその後は現状の均等割手当などが改正されるまでの間、別に何か対策を図るべきではないかという声があります。合併をしやすくするために、各校区の公民館長や、また、合併したところの振興会長などを交えて意見交換できる委員会の設置など検討できないのか、また今後、合併予定の振興会はないのか、お伺いたします。

○市民相談サービス課長（前木場強也） 合併を進めるための委員会の設置は検討できないかという御質問にお答えいたします。

今年度、牛根麓地区での合併がありました、そのほかに合併を予定している振興会は今のところありません。今後も少子高齢化が進み、世帯数が減少する中、振興会での役員確保、地域行事や奉仕作業など、社会的共同生活が徐々に困難となる振興会がふえることが危惧されております。

地域の振興を図るためには振興会の活性化が重要であり、振興会が活性化することで地域が活性化し、市全体に影響してくるものと考えられますことから、合併した振興会での問題点を

検証しながら、今後の合併を進めるための対策を協議することは必要であると思っております。

今後、振興会長、公民館長の皆さん、そして合併したところの振興会長さんを含めて、振興連理事会などでのさまざまな機会を利用し、意見をお聞きしながら、委員会などの設置につきましては検討させていただきたいと思えます。

○田平輝也議員 振興会の均等割手当や戸数割手当の改正は、行政主導でなければ難しいと考えます。例えば、10世帯の振興会は市が1世帯当たり年間1万4,400円ですか、100世帯の振興会では市が1世帯当たり年間3,600円を委託料として支払われております。これらの改革をしない限り、振興会の合併はなかなか難しいと思っております。

今後、高齢化が進んで、限界集落がますますふえてくると予想されている中ですが、行政としても振興会の合併など、協議されていくべきかと考えます。合併してよかったと言えるような市の協力体制をつくっていただきたいと思いますが、どう考えられますか。できますれば、市長のお考えを伺います。

○市長（水迫順一） 振興会の統合といいますか、合併につきましては、本当に今の状況を考えますと、急がなければいけないという大きな課題であるということは、議員と同じ認識を持っております。

地域が住みやすい地域にするためには、地域が活性化しなければいけませんし、そこにはやはりリーダーの存在も必要でございます。地域力をつけることが町全体、垂水市全体の振興につながるという意味からも重要であると思えますので、今、課長が申しましたことのほかに何ができるのか、いろいろ検討を急いでみたいと、そのように思います。

○市民相談サービス課長（前木場強也） 委託料の改正を行政主導でできないかという御質問がありましたので、当然、市の委託契約でござ

いますので、市の判断で改正ができるわけですが、契約先である各振興会の意向を考慮せずに一方的に改正してしまうようなことをしますと、地域との関係に影響し、連携がとれなくなってしましておそれもございます。そのために、改正については振興連理事会で御了承をいただく方法をとっているのが現状でございます。今後も、委託料の改正について、振興連理事会に理解を求めていくと同時に、振興会の合併を進めるためにほかの方法はないか、検討をしていきたいと思っております。

また、議員が言われるとおり、合併してよかったと言われるように、全面的に協力をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（川尻達志）次に、16番川畑三郎議員の質問を許可します。

[川畑三郎登壇]

○川畑三郎議員 鳩山内閣が総辞職し、菅内閣が誕生いたしました。鳩山元総理は、野党幹事長としての発言は何かしら私には腹立たしいものがございました。もう少し野党のとき、しっかりと誠実に対応されていたならばと私は考えさせられます。

6月12日、九州南部が梅雨入りしたと見られると発表されました。過去30年では最も遅い梅雨入りであるようです。本来ならば水不足が心配されるところでありますが、春先から適量の雨が降っていて、早い地域での田植えも心配なく済んでいるようでございます。

宮崎県で4月に発生した口蹄疫は、終息することなく、新たに都城市に飛び火いたしました。えびの市を中心とした5市5町1村の制限が37日ぶりに解除されたばかりで、どうにか終息に向かうのではないかと安心いたしておりましたが、大変残念なことであり、今後の広がりがなないことを願うものであります。

垂水市も対策本部を設置し、対応をしている

ようであります。口蹄疫の発生状況と防疫対策についてお知らせください。

次に、中山間直接支払制度について。平成12年度に始まったこの事業は、5年経過後、平成17年度からの2期対策も終わり、今年度から第3期対策が5カ年計画で始まりました。内容が幾分変わると聞いておりますが、今までの事業の概要と新制度の改正点等をお知らせください。

水産行政について。長引く不況で基幹産業であります水産業も、養殖業を初め、厳しい状況が続いております。昨年は緊急融資により一時落ち着いたところでありますが、厳しい状況に変わりはありません。垂水市も両漁協に対し、いろいろな指導、援助をしていただいております。関係する1人として大変ありがたく思っております。

そこで、水産業の現状と養殖漁業にかかわる経費等の問題点はどうか、わかっているだけでもお知らせください。

防災対策について。梅雨入りが発表されました。垂水市では、平成17年、18年、19年と豪雨と台風で土砂災害により、とうとい5名の人的被害をこうむったところであります。そういったことを教訓に万全の体制をとらなければなりません。土砂災害対策についてどのような取り組みをされているのか、お伺いいたします。

また、自主防災組織の設立状況もあわせてお知らせください。

以上で、1回目の質問を終わります。

○農林課長（森下利行）川畑議員の口蹄疫対策についての御質問にお答えいたします。

宮崎県における口蹄疫の発生は、過去の発生に比べますと感染力が非常に強く、6月14日現在で289例で、殺処分対象の家畜は約19万6,000頭となっております。

また、川南町を中心とします10キロ圏内の移動制限区域内のすべての家畜には国内初のワクチン接種も行われましたが、感染はいまだに衰

えておらず、今回、曾於市に隣接しております都城市や宮崎市などの新たな地域に感染が拡大し、終息の兆しは見えておりません。

次に、口蹄疫が蔓延した理由でございますが、新聞、テレビ等の報道によりますと、初動態勢のおくれと埋却地の確保等に時間を要し、防疫措置のおくれが要因ではないかと言われております。現在、殺処分対象の家畜は19万頭以上いますが、うち約2万9,000頭の処分が終わっていない状況にあり、さらに梅雨入りで作業が一層おくれるのではないかと懸念しているところでございます。

続きまして、口蹄疫対策として制定されました口蹄疫対策特別措置法の概要でございますが、口蹄疫の感染拡大を未然に防ぐため、家畜の予防的な殺処分を可能とすることを柱に、平成24年3月までの時限立法として、平成22年6月4日に施行されております。

措置法の内容につきましては、指定した地域内での車両等の消毒義務や、患畜などの死体の埋却の支援に関する措置、及び蔓延防止のため患畜以外の家畜の処分等に関して勧告できる措置、そして国による費用の負担に関することや、家畜の生産者等への経営再建等のための措置のほか、税制上の措置などが講じられております。

続きまして、中山間地域等直接支払事業につきましては、平地と比較して農業生産条件の不利を補うための施策として平成12年度より導入され、平成17年度からは第2期対策として、担い手の育成などや、より前向きな体制整備を推進するための制度の見直しを実施しており、農地の保全などに高い効果を発揮しているところであります。

本市におきましても、現在、12の集落で協定が締結され、耕作放棄地の防止の活動が展開され、適切な農地の維持管理や共同作業による水路、農道等の管理作業が行われております。

続いて平成22年度から実施されます第3期対策につきましては、中山間地域では平地に比べ高齢化の進行が著しく、このままでは将来において農業生産活動が困難と考えられる高齢農家の多くが協定から離脱していくことが懸念されるため、高齢化の進行にも十分配慮した、より取り組みやすい制度に見直しながら引き続き実施することで、取り組み面積の維持拡大を目指すとされております。

制度的には従来とほとんど変わりはありませんが、集团的かつ持続可能な体制整備としまして、高齢農家も安心して制度に取り組めるように、共同で支え合う仕組みを集落内で取り決めた場合などが交付要件の1つとして認められております。

また、これまでの要件の1つでありました非農家・他集落との連携等につきましては、廃止となっております。

以上でございます。

○水産課長（塚田光春） 議員御質問の養殖漁業に係る経費と魚価の現状についてお答えいたします。

養殖漁業の生産コストのなかめであります配合飼料や生えさの価格でございますが、今年度より、配合飼料に占める割合の多い魚粉の価格が高騰しておりまして、配合飼料が高騰し始めております。

この魚粉でございますが、国内の消費量のうち7割近くは海外からの輸入に依存しておりまして、その輸入元である南米ペルーで、魚粉の原料となるイワシ・アジの漁獲量がエルニーニョ現象等に伴い漁獲不振を招いているようでございます。また、今年2月発生しましたチリ沖地震により、チリの漁港や魚粉工場にも被害を受けており、これらの被害の影響により魚粉が高騰してきており、今後の配合飼料の価格動向について危惧しているところでございます。

次に、生えさの価格でございますが、生えさ

となります。サバ、イワシ等の銚子沖などによる漁獲不振や、配合飼料の高騰による生えさへのシフトにより、生えさの需要が増加し、生えさも次第に高騰してきております。

次に、漁船燃料でございますA重油の価格でございますが、昨年中は一時安定してきたものの、ことしに入ってから少しずつ上昇しているため、このことも油断ができない状況でございます。

このように養殖経費が上昇してくる中で、カンパチ、ブリの販売価格の動向について述べたいと思います。

まず、カンパチの価格でございますが、全体的に昨年の稚魚の導入尾数が少なかったことから、今年1月より価格が上昇し、現在、浜値が1,130円まで上昇してきております。価格が上がることは養殖漁業者にとって大変よいことではありますが、これ以上に上がり過ぎますと大型量販店等からカンパチのメニューが消えるおそれがありますので、今年新物が出荷される秋口まではこのままの価格で推移してほしいと願っているところでございます。

次に、ブリの価格でございますが、ブリは、昨年の秋の9月と10月の2カ月程度は少し上昇したものの、それ以前とそれ以降は価格が低迷し、コスト割れを起こしている状況でございます。その要因としましては、天然ブリ等の漁獲の大漁と世界的な不況による消費の落ち込みが原因だろうと思われまます。

以上でございます。

○総務課長（今井文弘） 川畑議員の御質問にお答えいたします。

防災対策についてでございますが、本市は、ただいま議員言われましたとおり、平成17年の台風、平成18年の豪雨、そして平成19年の台風と3年連続しての土砂災害により、平成17年度の5名の人的被害を含め、甚大な被害をこうむったところであります。その後、大きな土砂災

害はありませんが、市ではこれまでも災害犠牲者ゼロを目指して防災対策に取り組んできているところでございます。

ことしは4月の初めに、土砂災害に備えて、土砂災害ハザードマップを市内全域の土砂災害危険区域内にある全世帯に配布したところでございます。これは、土砂災害危険区域や避難所、公共施設等を示したもので、自分の家や自分たちの地域の状況を把握することができ、早期自主避難等を行う場合のために事前に確認をしてもらうなど、防災のために活用していただくこととしております。

また、ことしも梅雨や台風シーズンを前に4月19日に、土砂災害危険区域内の小規模多機能ホームを初め、県事業の砂防工事箇所及び本城川水防基準である今川原水位計など、計14カ所の防災点検を実施したところでございます。5月11日には垂水市防災会議を開催しまして、垂水市地域防災計画・水防計画の見直しについて承認をいただいたところでもございます。

また、ことしの総合防災訓練であります。5月22・23日、新城地区において2日間の開催予定で計画しておりましたが、口蹄疫防疫の観点から日曜日の訓練につきましては中止とし、新城地区自主防災組織の訓練を主としました前日の訓練のみを実施したところであります。

訓練には、地域の方々とあわせまして、協力関係機関など多くの方が参加いただき、消火訓練、炊き出し訓練、応急救護訓練、図上訓練、情報収集訓練などを体験してもらったところであります。このことで地域住民にとってさらに防災意識の高揚が図られ、災害シーズンを前に意義ある訓練ができたのではないかと考えております。

これまでも土砂災害が頻発してきていることから、大雨や台風時には市民の皆様への的確な情報の発信・伝達が迅速にできるよう体制の強化をしますとともに、災害犠牲者を出さないた

めにも、早目の避難をしてもらうよう避難体制の充実に努めてまいります。

次に、自主防災組織についてであります。平成17年にはわずか10.3%であった組織率も、平成22年5月1日現在で83.13%となっております。このことは、市民の皆さんが過去の災害を教訓として自主防災組織の必要性を理解していただき、防災意識の高揚が図られてきた結果だろうと考えます。

これまで行政といたしましても、土砂災害等の危険区域で未設置の地域を優先的に、出前講座による自主防災組織の説明、また広報紙や直接の文書による組織結成のお願いをしてきたところであり、そして、高齢化により実際活動できない、1振興会で設立どうしてもできないようなところについては、複数の振興会が一緒になった設立についてもお願いをしてきたところでございます。

また、設立されている自主防災組織におきましては、自助、共助の防災意識をさらに高めてもらい、地域住民自身による防災点検や防災訓練を実施するなど、地域の防災意識の共有化や地域コミュニティの連帯強化を図ってほしいと考えております。

そのようなことから、市といたしましては、これまでに組織されている自主防災組織を活性化していくために、自主的な防災活動を行うためのリーダー育成のための地域防災スキルアップ研修会の開催や、県の防災推進員育成講座にも参加をしていただき、受講修了後は自主防災組織の活動支援等をしてもらえるよう、防災推進員の養成も実施してきているところであります。

以上でございます。

○消防長（宮迫義秀）川畑議員の防災対策についての御質問にお答えいたします。

まず、これまでの取り組みでございますが、去る4月19日に、市長部局と消防、自衛隊の方々

と一緒に、土砂災害警戒区域内の小規模多機能ホームを初め、県事業の砂防工事箇所につきまして防災点検を実施し、確認を行ったところがあります。

また、4月30日には、本署・分遣所職員で市内全域の河川調査及び水防資材の保有状況等を調査しております。

消防団につきましては、各分団に土砂災害ハザードマップを配布いたしまして、災害警戒区域の把握、防災点検をお願いし、有事の際に備えていただいております。

次に、市の総合防災訓練でございますが、ただいま総務課長から答弁がありましたとおり、口蹄疫防疫の関係から5月22日から翌23日の早朝までの訓練となりましたが、今回の訓練の目的でありました、市民の防災意識の高揚を図ることは達成できた訓練であったと思っております。

しかし、今回の訓練で実施できませんでした消防団員によります水防工法訓練につきましては、現在、各分団と日程調整中であります。日程が決まり次第、早急に訓練を実施したいと考えております。

今後、消防といたしましても、自主防災組織の訓練、指導を徹底し、組織力をさらに強化しまして、行政と自主防災組織の連携を深めていくことが市民の安心・安全につながると思っております。

これからいよいよ梅雨・台風シーズンとなりますが、大雨・台風情報を的確に収集し、災害に備えて、消防署・消防団車両等の出動態勢の確立を図り、市民の皆様には正確な情報を迅速に伝達して、早目の避難を呼びかけていきたいと思っております。

それと、新たな避難指示等の伝達の手段といたしまして、各校区のサイレン吹鳴によります周知方法を定めましたので、市民の方々につきましても正確な情報の把握に十分努めていただき、早目の避難に心がけてもらい、人災ゼロを

目指していきたいと思います。

以上でございます。

○川畑三郎議員 2回目に入ります。一括方式でお願いいたします。

農業行政についてですけれども、口蹄疫対策ということで挙げてみました。私の前に北方議員も一部お尋ねがありました。この問題も今、課長のほうでお話がありましたように、初動態勢に何か私も不手際があったのではないかと考えるところですが、現在に至ってそういうことを話す状況では、話してもいたし方ないことで、これからの発生の防止が大事ではないかと思えます。市のほうでも対策室を持って対処されているというようなことで、先日も南日本新聞にも垂水市の状況が載っておったところでもあります。

今後、これが都城まで来ていますので、曾於郡ですね、そこまで飛び火しなければいいがなという、これはもう全国の皆さんがそう思っている状況であります。どうしても宮崎で食い止めなければならない状況であります。市の職員も一生懸命頑張って対策をされていると思えますので、肝属、曾於、連携をとりながら、ぜひともこれで食い止めるといようなことで頑張ってくださいたいと。

あとは、この口蹄疫対策については、私の後に本番の感王寺耕造議員がされると思えます。どうかそういうことでしっかりとした対応をしていただきたいということをお願いして、この分を終わりたいと思います。

中山間直接支払制度についてお尋ねいたします。

これも大変いい制度でありまして、2期で終わるのかなという状況だったわけですが、これに対しては、政権交代で民主党もこの事業は続けなければならないということで、第3期対策が22年度から始まります。これと連携して農地・水・環境保全事業、これと連携していって、その地域の農業行政に大変私は貢献してい

るのではないかと考えているところです。

そういった中で、支払制度もいろいろな面で活用されますけれども、水路の補修とか農道の舗装とかいろんな分野に各地域で、集落でされているようでもあります。私も海潟のほうで脇登集落というところの代表をさせていただいて、大変ありがたいと思っている事業であります。

この事業の中で一番ありがたいのが、農道の舗装ができるということで、大方済んでいる状況ではあります。今後、まだまだやらなければならない箇所があるわけですが、これも、この農道の舗装につきましても中山間直接支払制度で大方できる分もありますけれども、市といたしましてもまだまだ援助をしなければならない点が私は結構あるのではないかと考えるところではあります。

今回も海潟の分をちょっとお願いといいますか、お話ししますと、鉄道跡地が、去年はK A Mのほうで立派な舗装工事をさせていただきまして、海潟の上のほうに立派な道路ができまして大変喜ばれているところですが、あと残された分が、まだ脇登の私たちが管轄する田畑の中心にあるわけですが、その鉄道跡地が結構高さが高くて、まだ未舗装であります。

前日も私が質問いたしまして、舗装を中山間でやりますのでいろんな面でまた援助をしてくださいと、前の農林課長の山口課長にお願いしたところでしたが、快く援助はいたしますという回答をいただいているわけですが、考えてみますと、最近、ここが道路が高いもんだから危険があるということで、ここ1週間ぐらいですかね、通行どめに今してあります。普通みんな歩いて、結構景色もいい場所で大変いいんですけれども、危険があるということで、農地係のほうで両方をロープでストップしているわけでもあります。

先日も我々の集落のほうでここに花を植えようということで、もう数年前から取り組んでお

って、先日も日曜日、きょうは火曜日ですから、おととい、ちょっと草払いをしてきれいになったところですけども、大変いい眺めではありますが、危険が生じているということで、ぜひともここにガードレールを取りつけなければここはいけないなと思っているところです。

そういう方向では進んでいるんですけども、舗装とガードレールの設置ということで、相当これはお金が要るなとしているわけですよ。中山間のお金を全部使ってしまうと、また後の事業ができないということで、農林のほうにもお願いして状況を話しておりますので。今、話をしますと、ちょっと余裕、お金がないというような回答をいただいているわけですので、ぜひともこれは危険が生じますので、中山間で、これは市も援助をいたしますけれども、別なほうに使わないで農道の舗装に使うということになりますので、不足する分を、ガードレールもつけますとガードレールも結構お金が、1カ所じゃなくて何カ所ですので相当お金が要ります。ですから、その不足する分をぜひとも今度の9月の補正でいただいて、みんなが楽しくその道路を歩けるように私はしていただきたいと思いますが、これについて農林課長、どうですか、検討をお願いいたしたいと思います。

それと、続いて水産行政についてです。

水産業の状況は、やや値段が高くなって好転はしておりますけれども、値段が今度は上がれば、今度は経費が、えさが高くなる。燃料もややまた上がってきたと。それで、課長がおっしゃったように、また飼料も幾分上がってきたということですが、やっぱり利幅が、値段が上がってよくなった分、また経費がかさんできて、なかなかうまくいかないなと思っております。

今、御存じのように大変厳しい状況の中で、垂水市漁協の中でも養殖をやめた方が数名いらっしゃいます。数名やめられましたけど、あとの負債というのが結構あるようですが、そこら

辺が大変心配される中であります。ですから、今現在生き残った方々がずっと永遠に養殖業ができるように、でなければ私はいけないと思っております。市長もそれなりにその面については両漁協にいろんな面で援助をしていただいて、私はありがたいなと思っております。

そういった中で、今、垂水市漁協も自主的な経営をとということで、修学旅行生を入れたり、いろんな面で頑張っているところです。そのために、今後のそういった事業の展開はどういった方向に進んでいこうかと思っております。ですので、課長、ここら辺はどうお考えになっているのか、少しお聞かせいただきたいと思います。

次に、防災対策についてお願いいたしたいと思います。

総務課長と消防長がいろいろこの対策についてお話をいただきました。今回は口蹄疫の関係で総合の防災訓練も中止になったわけですが、地域の新城地区のほうでは訓練があったようでありまして、大がかりな分は今回は中止というようなことであります。

そしてまた消防の関係も、その水防訓練をする予定が大がかりな水防訓練はやめたと、そして操法大会はことしは、2年に1回あるわけですが、その操法大会も肝属・曾於も中止、県の大会も中止ということで、ちょっと寂しい気もしておりますけれども、消防のほうでは今、消防長がお話がありましたように、それにかわる各分団での水防訓練をされるということのようです。これは本当に私は、やっぱり小さくても各分団ですということは大変私は意義あることですので、これも各分団と連携をとりながら頑張ってやっていただきたいと思います。

それと、避難指示等で今回はサイレンの吹鳴がやるというようなことで、全戸にですかね、文書が配られたわけですけども、これも初め

てのことで、防災無線もありますけれども、サイレンが鳴ると、みんな物すごく緊張をするだろうと思います。そういった関係でこのサイレンを有効に使えるように、いろんな種類が、サイレンの鳴らし方の回数とか引っ張るとかいうのはありますけれども、これを早く係の人が把握して、これを有効に使えるれば的確な指示ができるのじゃないかなと思いますので、ここら辺も大変いい思いつきだと思いますので、この辺も頑張っただけで進めて、ありがたいなと思っております。

それと、総務課長、口蹄疫の関係でいろんなイベント、行事を中止、したくてもできない状況が今、来ているわけですがけれども、この口蹄疫の終息宣言はまだまだ先ではないかと思いますが、今後、垂水市のいろんなイベント、行事があるわけですがけれども、これらをこの口蹄疫でどういった考えで進めていこうとされているのか、わかっておりましたらひとつお答えをお願いしたいと思います。

自主防災組織のほうもいろいろ説明がございました。これも、数はふえてもなかなか代表が、振興会単位でいたしますと、振興会長がかわるたびにまた代表もかわるということで、なかなか機能が果たされているのかなと危惧する面もありますが、ここら辺も1振興会ですのか、2つ、3つするのとどちらがいいのかというような状況で、もう少しそこら辺もしっかりとして、組織固めをして、進めてやっていただけたらなと思います。

そういうことで、2回目を終わります。

○農林課長（森下利行）川畑議員の2回目の御質問にお答えします。

農道整備につきましては、地域の方々の御協力をいただきながら、中山間地域等直接支払事業や農地・水・環境保全向上支援対策事業等でも整備していただきまして、感謝申し上げます。

さて、議員指摘の箇所につきましては、市民

から、通行するには危険な箇所があるとの連絡をいただきまして、早速現場の確認を行いました結果、鉄橋が2カ所あり、ガードレールが設置されていないことから、議員も言われましたとおり、現在、ロープを張り、通行どめにさせていただいているところでございます。

市としましても、大変危険な箇所であることは認識しておりますので、補正も協議しながら、なるべく早い段階で整備できるように検討してまいりたいと思います。

○水産課長（塚田光春）川畑議員の2回目の御質問についてお答えいたします。

御指摘のように、生えさや配合飼料の価格の動向によっては厳しい状況が続いてまいりますので、何らかの対策と収益の確保を講じなければなりません。

そこで、養殖漁業の経営ですが、養殖漁業者それぞれがさらに給餌方法を検討し、効果的な給餌量を考え、コストを抑える努力が必要であろうと考えています。

また、地元での販売も強化し、収益の確保と同時に、まずは地元の人に認めてもらい、地元から県外へPRしてもらうような取り組みも必要でございますので、地産地消の推進にも力を入れているところでございます。

また、観光漁業を利用したところの副収入の確保として、各種イベントや修学旅行生の受け入れにも市と漁協と連携し、取り組んでいるところでございます。

そこで、議員御指摘の観光漁業のブルー・ツーリズムの中の修学旅行生の受け入れの現状ですが、昨年、奈良県生駒市立大瀬中学校の修学旅行の漁業体験を皮切りに、現在、4中・高校の漁業体験を終了したところでございます。

なお、この大瀬中学校は昨年に続く2回目のリピーターとして修学旅行に来ていただき、心から歓迎したところでございます。本年度も残り1高校の修学旅行と、全日空の家族旅行プラ

ンとして漁業体験メニューが組み込まれております。

ただ、今年度までは日帰りでの漁業体験でしたが、今後は、各漁家の収益の確保を図らなければ意味がございませんので、来年度からは漁家民泊をしての修学旅行生の受け入れがスムーズにできるように、これまで商工観光課と連携し、民泊インストラクター養成講座の受講のための支援をしてきたところでございます。現在のところ、この民泊インストラクター講座を受講されている漁家は、両漁協合わせて11件程度でございますが、今年度はこの件数を漁協と連携してさらにふやす努力をし、来年度からの民泊受け入れの体系を整えていきたいと思っております。

以上でございます。

○農林課長（森下利行） 口蹄疫に関するイベント等の関係でございますが、垂水市口蹄疫防疫対策本部におきましては、今までいろいろな行事に対しまして、延期とか自粛をお願いしてきたところでございます。

また、市民の皆様方にはそういう面ではいろいろな迷惑をかけているところでございますが、今現在、昨日、夏祭りにつきましても今回中止という形でされたところでございます。また、本日も、六月灯の部分につきましてもできるだけ自粛をお願いできないだろうかということで、対策本部の中でもきょう話をしたところで、近日中にその関係者に自粛のお願いの通知を出そうというところでございます。

また、今回、先ほども言いましたとおり、都城に口蹄疫が発生したということで、また牛根方面とかその方面に宮崎からの釣り客が多いということで、できるだけその部分につきましても、口蹄疫が終息する間につきまして、釣りにつきましては自粛願えないだろうかということで、看板を市内15カ所に設置しようということできょう決まったところでございます。

また、今後のイベントの開催につきましても、対策本部で随時検討して、またいろいろな形で自粛のお願いをしていきたいと考えております。

以上です。

○川畑三郎議員 口蹄疫対策について課長のほうで説明がございました。いろんな面で行事がストップするわけですけれども、この状況はいたし方ない状況であろうかと思っておりますので、しっかりとした対策をとっていただくよう、よろしくお願いいたしたいと思っております。

水産行政についてもいろいろ課長のほうでお話がありました。課長も水産のほうの方が長い方ありますので、いろいろまだ両漁協も苦しい状況でありますので、市長と一緒に、課長がまたいろんな面で先頭に立って、役所の中で両漁協と連携をとっていただきたいなどお願いいたしておきたいと思っております。

防災対策についてはそういうことであるようですので、了解いたします。

これで、私の質問を終わります。

○議長（川尻達志） ここで、暫時休憩します。

次は、2時45分から再開します。

午後2時30分休憩

午後2時45分開議

○議長（川尻達志） 休憩前に引き続き会議を開きます。

1番感王寺耕造議員の質問を許可します。

[感王寺耕造議員登壇]

○感王寺耕造議員 議長の許可をいただきましたので、早速質問に入らせていただきます。同僚議員の質問と重複する点がございますが、市長初め、各担当課長の明確な答弁をお願いいたします。

まず、口蹄疫対策について伺います。

今般宮崎県で発生した口蹄疫は、えびの市を中心とする移動搬出制限区域が6月4日午前0時をもって解除され、県・国の畜産関係者は終

息への一筋の光が見えてきたと喜んでおりました。ところが、6月9日都城で、6月10日には宮崎、日向、西都市と、これまで未感染だった自治体へも感染が拡大してしまいました。もはや宮崎県全域に口蹄疫のウイルスが広まり、まさにパンデミックの状態です。

国、宮崎県は、都農町、川南町の移動制限区域については、ワクチン接種を行い、一時的にウイルスの勢いを抑え、その後、全頭を殺処分する。搬出制限区域については、速やかに全頭殺処分し、精肉化することによって、家畜のいない緩衝地帯をつくり、ウイルスを封じ込める二本立ての対策を行ってまいりました。ワクチン網に穴があった緩衝帯づくりの作業も遅々として進まないため、ウイルスが移動搬出制限区域を越えてしまったということだと思います。

今回、都城市高崎町で感染牛が出たため、曾於市財部町も搬出制限区域に入ってしまいました。この地域の面積はわずか12平方キロメートルですが、51戸もの畜産農家が密集いたしております。また、曾於市は都城市に次ぐ、単独市としては全国で第2位の大畜産王国であります。鹿児島県はもとより全国の畜産関係者はまさに戦々恐々の心境です。夜も眠れない状態であります。

農林課長に3点、お尋ねいたします。

現在、牛根二川地区で自主消毒ポイントを設けていただいておりますが、問題点は出ていないのか。

また、畜産関係車両だけではなく一般車両への消毒など体制強化は考えられないのか。道の駅、森の駅、公共施設の対策状況、民間の温泉、宿泊施設、大型スーパーへの協力依頼は行っておられるのか。

今議会で口蹄疫経営維持緊急支援利子補給金が上程されております。口蹄疫経営維持緊急資金の内容と加入手続について。また、子牛生産農家は2カ月間競り市が中止され、競り市再開

のめども立っておりません。一刻も早い資金供給が必要となっておりますが、資金実行はいつごろになるのか。また、資金実行を早めるため、農林課が関与できることはないのか。以上3点伺います。

市県民税、国保税、国民年金、農業者年金等の納付猶予について、国・県から通達が出ておりますが、その中身と対象者への周知徹底について、各担当課長に伺います。

市営食肉処理場について、生活環境課長に伺います。宮崎県からの搬入はないのか、教えてください。

6月18日、県下の農協、畜産関係者が集まり、競り市再開について協議がなされることになっておりましたが、都城市への口蹄疫発生を受け、競り市再開のめどもは全く立っておりません。今議会で子牛育成支援対策事業補助金を394万円、5、6、7月分と組んでいただいておりますが、8月以降も競り市再開がない場合、専決処分、9月議会での補正予算を組まれるのか、市長に伺います。

国・県の経営支援策は、融資支援にとどまっておりますが、畜産農家の経営は今でも苦しく、直接的補助支援策が求められております。この点についても市長の見解をお伺いいたします。

次に、戸別所得補償制度について伺います。申請者数と面積、助成金総額はいかほどになるのか、水田利活用自給力向上事業、米戸別所得補償モデル事業ごとにお示しください。農林課長にお願いいたします。

助成金については雑所得となると聞いておりますが、どうなのか。また、中山間直払い制度については、農家戸別の受け取り助成金の額も数万円程度で、本市の農林課が支払い窓口になっていたため、所得の捕捉もできていたと思います。しかし、今回の戸別所得補償制度については、20から30万円の助成金を受け取る農家はざらで、100万円超の助成金を受け取る農家も出

てまいりますし、支払い窓口も農政事務所となっております。税務課はこの助成金について捕捉できるのか。以上2点について税務課長に伺います。

次に、農林課長にもう2点、お願いいたします。

この助成金について、担い手に対する税制特例として、農業経営基盤強化準備金の創設が図られております。この内容を教えてください。当該積立額を個人は必要経費算入、法人は損金算入できる、農業者にとって大変有利な制度です。対象者への周知徹底と簿記記帳、認定計画作成等の指導が必要だと考えますが、見解を伺います。

次に、介護保険について、保健福祉課長に3点伺います。

1点目、65歳以上の介護保険料について、垂水市の基準額は幾らか。県内の他市町村、全国的な比較をした場合、高いのかどうか教えてください。

2点目、議案第43号垂水市介護保険特別会計補正予算案で、小規模多機能型居宅介護費936万9,000円が減額となり、高額医療合算介護サービス費に905万8,000円、高額医療合算介護予防サービス費に31万1,000円振り分けられております。その背景について教えてください。

3点目、介護保険で利用できる車いすやベッド等については、事業者が自由に価格を設定できるため、同じ製品で価格差が生じている場合があります。横浜市は昨年11月時点で、福祉用具のレンタル制度を利用している約2万7,000人の実態を調査、ベッドからの落下を防ぐサイドレールで、神奈川県内の平均額560円に対して、5.4倍の3,000円で貸し出している事例もあったとのこと。高価な用具の利用は介護保険の財政を圧迫しかねませんが、本市の状況をお示してください。

市長に伺います。現在、本市の介護保険制度

は、第4期介護保険事業計画、平成21年度から23年度に基づいて運営されております。現時点での問題点と、平成24年度からの第5次事業計画策定に向けて、どのような医療・介護体制をつくっていくのか、見解をお示してください。

次に、子宮がん検診について、助成額と受診料、また、対象年齢についてお示してください。

子宮頸がんワクチン接種を本市の中学3年生全員に全額公費助成で行った場合、幾らかかるのかお示してください。

以上2点、保健福祉課長にお願いいたします。

また、子宮頸がんワクチン接種の全額公費助成の考えはないのか、市長に伺います。

小・中学校教育施設の管理状況について、教育総務課長に伺います。危険箇所の把握、補修が必要な施設など、定期的に教育総務課が現場に出て状況把握に努めておられるのか、説明願います。

以上で、1回目の質問を終わります。

○農林課長（森下利行） 感王寺議員の牛根二川地区での自主消毒についての御質問にお答えいたします。

肝属口蹄疫防疫対策協議会におきましては、現在、肝属管内で4カ所の自主消毒を実施しておりますが、牛根二川地区での自主消毒ポイントは、他の実施箇所からしますと畜産関係車両等の通行が少ないことから、特に問題は起きておりません。また、一般車両への消毒につきましては、自主消毒作業でありますので強制はできず、作業ポイントに自主的に入ってくる車両のみを消毒しているのが現状であります。

しかしながら、曾於市に隣接した都城市に発生したことから、肝属地区口蹄疫防疫対策協議会では、なお一層侵入防止対策に万全を期すために、既存の消毒作業に加え、一般車両への消毒につきましては、新たに消毒マットに準ずる措置として、車が通行する道路に消毒液を散布するなどの対策を講じております。

ただし、牛根地区には養殖業への影響を考慮し、消毒液の散布については差し控えたところであり、水でも車両の泥等を洗い流す効果があるとのことでしたので、現在は、牛根地区につきましましては、消毒液のかわりに水を道路に散布しているところがございます。

また、道の駅、森の駅、公共施設での対策につきましましては、消毒マットの設置を行っております。また、道の駅につきましましては、県外ナンバーの車両が多いことから、車両用の消毒マットも設置してもらっているところがございます。

民間企業への協力依頼につきましましては、病院、福祉施設、幼稚園、郵便局、両漁協等にはお願いしておりますが、宿泊施設や大型スーパー等へは行っておりませんので、早急に協力方をお願いしたいと思っております。

続きまして、口蹄疫経営維持緊急資金の概要について説明させていただきます。

この口蹄疫経営維持緊急資金は、口蹄疫の発生により被害を受けた畜産農家の経営を再建するために、必要な資金を優遇することにより、経営の継続を支援することを目的に設置され、資金の使途は、経営の維持継続に必要な飼料代、家畜購入費、動物用医薬品及び消毒薬等のほか、法人経営における雇用労働費やその他経営の維持継続に必要な経費となっております。

また、貸し付け条件におきましましては、畜種ごとに1頭当たりの貸し付け上限が設定され、1戸当たりの貸し付け限度額は1,800万円で、返済期間は10年以内とされ、うち据え置きが2年となっております。貸し付け利率につきましましては基準金利が2.95%ですが、県、市、融資機関による利子補給が義務づけられており、市は、市の負担分と合わせて農家負担の金利についても利子補給を行うこととしております。

なお、借り入れ手続につきましましては、農協等の金融機関が窓口になっておりますので、そちらのほうで手続することになります。

資金の実行につきましては、申し込みが6月18日までとなっており、各金融機関を通じ、農業信用基金協会へ債務保証の申し込みや、県等の審査を受けてからになりますので、現時点ではいつごろになるか見当がつかかかっているところがございます。

また、市が資金実行を早めるために関与できることはどのようなことがあるかということですが、市としましては、大隅地域振興局を通じまして、畜産農家の実情を強く訴え、県の審査会等の早期開催を働きかけてまいりたいと思っております。

次に、農業者年金の保険料免除についてですが、対象となる期間は平成22年4月から平成24年2月までの23カ月間を限度とした期間において、口蹄疫の被害により保険料を納付することが困難であると認められる期間とされており、対象者は、口蹄疫により家畜が殺処分された農家や、移動搬出制限区域の設定に伴って家畜を搬出できなかった農家のほか、制限区域外での口蹄疫の影響により損害が著しい農家となっております。

また、啓発につきましましては、6月17日に説明会が実施されるということですので、その後を待って、対象者に免除等に関する概要等を通知するなどの啓発を図ってまいりたいと思っております。

続きまして、戸別所得補償制度における水田利活用自給力向上事業と米戸別所得補償モデル事業についての御質問にお答えします。

まず、水田利活用自給力向上事業の申請者数ですが、5月末時点で156名、申し込み面積は約50ヘクタールの申請であり、助成金総額につきましましては約1,000万円となっております。

次に、米戸別所得補償モデル事業の申請者数は、同じく5月末時点で197名、申し込み面積は約80ヘクタールの申請がありました。助成金総額は約900万円となっております。

続きまして、農業経営基盤強化準備金について

てでございますが、品目横断的経営安定対策や米政策改革推進対策等の交付金等を受領した担い手が、交付金等を有効に活用して規模拡大等に向けた経営発展の取り組みが行えるよう、税制上の特例措置である農業経営基盤強化準備金制度が講じられたところであります。

この準備金の内容につきましては、認定農家が品目横断的経営安定対策などの交付金等を農業経営改善計画などに従い農業経営基盤強化準備金として積み立てられた場合は、必要経費等に算入できるようになり、さらに5年以内に積み立てた準備金を取り崩したり、受領した交付金等をそのまま用いて農用地や農業機械・施設などの固定資産を取得した場合、圧縮記帳ができることとなっております。

また、周知方法につきましては、この特例を受けられる方は認定農業者で青色申告をされる方が対象となっておりますので、認定農家の会の開催時を通じまして周知を図ってまいりたいと思っております。

以上です。

○市長（水迫順一）感王寺議員にお答えをします。

畜産農家におかれましては、かねてよりかなり飼料等の高騰の中で、経済のほうも低迷している中で非常に苦しい経営であるという中に、今回の口蹄疫が発生いたしました。そういう意味では大変な状態であろうと思えますし、感王寺議員言われますように、夜も寝られないような状態であろうということは、本当に察しておるところでございます。

本市としましてもできるだけのことをやらなければいけないというふうに思っておりますし、また本市だけじゃなくて2市4町で歩調を合わせながら対策を講じていくと、またその後のケアもそういうようなことを基準にしながら協議していこうと、そういうふうに考えております。

そしてまた一方では、国に対しまして、九州

市長会で強く要望をさせていただきましたし、それが結果としてまた全国市長会でも取り上げられまして、喫緊の大きな課題であるということで、その対策と正常化に向けての最大限の努力を要望しているところでございますので、御理解をいただきたいと、そのように思います。

それから、私のほうに振られました医療介護制度についてでございますが、平成18年の医療制度改革によりまして、県の地域ケア体制整備構想で定めます療養病床転換計画を再来年の3月までに計画的に進めなければならないこととなっております。本市におきましても、垂水温泉病院の介護療養病床廃止など大きな影響があると考えております。

県の地域ケア体制整備構想の中でも、目標といたしまして、医療や介護が必要な状態になっても住みなれた地域や自宅で療養がしたい、介護を受けたいという、希望する高齢者の意向を最大限に尊重できる体制づくりが求められているところでございます。そのために本市では、地域包括支援センターの強化や地域での見守り活動の支援を進める一方で、各関係機関と連携を図った在宅医療のあり方の検討を始めたところでございます。

また、24年度から第5期の介護保険事業計画を策定していく中で、今年度10月以降、国が示す、よりの確な地域生活の課題を把握する手法を導入し、どこにどのような支援を必要としている高齢者が、どの程度の生活をされているかなどの詳細な実態調査を行うこととして、来年夏ぐらいまでに調査を終えまして、地域ごとの課題やニーズを把握し、基盤整備に向けた課題の整理を行っていきたいと考えているところでございます。

次に、本市におきますワクチン接種について、ワクチン接種における予防ができるという観点から、子宮頸がんワクチン、それからヒブワクチンの接種費用の助成を平成23年度から実施す

るよう検討しているところでございます。

○税務課長（川井田志郎） 感王寺議員の口蹄疫対策で、市県民税、国民健康保険税の納入猶予に関する御質問にお答えします。

口蹄疫により出荷が制限されるなど、畜産農家の方々の生活設計が大きく狂った影響ははかり知れないものがあります。議員の指摘のように、納税の意思がありましても収入が伴わないわけですので、今回の場合、徴収猶予の要件に該当いたします。

先般市長との協議により、地方税法第15条の規定に基づき、1年以内の期間限定で、申請に基づく徴収猶予といたしました。このことを畜産農家の方々に周知する必要がありますので、来月以降において、市報への掲載及びホームページにおいて広報することといたしております。また、農林課でも機会あるごとに周知するようお願いいたしております。

そこで、実際この徴収猶予の手続ですが、農林課の対象者農家リストを基礎資料としまして、税務課におきまして申請書で申請いただくこととなります。

次に、通達は来ているかとのことでございますが、国民健康保険税につきましては、平成22年6月1日付、厚生労働省保険局国民健康保険課及び総務省自治税務局市町村課の連名で事務連絡が、県国民健康保険主管課及び市町村課あてに、「口蹄疫に関する被害に係る国民健康保険料、税等の取り扱いについて」という内容で来ております。なお、市町村税の徴収猶予につきましてはの紹介は、5月27日付で市町村課税制係長から来ております。また、同日付で、口蹄疫の発生により被害を受けられた方々に対する県税の納税猶予についての周知についての依頼が来ております。

それから、続きまして、2番目の2の戸別所得補償制度に係る所得の把握についての御質問にお答えいたします。

民主党政権となり、戸別所得補償制度が実施されることになったところでございますが、新規の事業であり、その認知が十分でないような状況でございます。今般、国（鹿屋税務署）、県（大隅地域振興局総務企画部）、肝属郡内市町税務担当者を交えて各種税情報について協議いたしましたところでございますが、御質問の戸別所得補償制度につきましては、現状で、所得の種類、課税情報収集方法等を税務署も把握していない状況でございました。

昨日、熊本国税局からの情報で、本事業は全国的な事業であり、農林水産省から支出される交付金でありますことから、全国統一的な取り扱いをするとの回答を得ております。

これらのことから、今後、農林水産省と財務省の協議の上で所得の種類を決定し、その交付対象者に係る情報も農政事務所から直接情報を得ることとするか、または各市町の農政部門に情報提供を依頼するかの決定が図られるものと存じます。

なお、方針に係る通知については、早くても来年、遅くても次年度申告時前に各市町へ通知されると伺っております。

課税、納税の公平性をかんがみした場合、本制度による収入、所得について課税することは不可避なものであり、自主申告という建前はございますが、申告がない場合は、後日修正申告をしていただくことになろうかと思われま。

さらに、本事業にあつては、所得税及び市民税が賦課されることを周知された上での事業推進と、所得税、市民税を納付されることを承知した上での事業実施をお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○市民課長（葛迫隆博） 口蹄疫対策での国民年金に関する御質問についてお答えいたします。

口蹄疫被害に係る社会保険料の納付猶予について、また国民年金保険料の免除につきまして、

5月26日に、厚生労働省年金局長から日本年金機構理事長及び九州厚生局長に通達がなされておりました。翌日5月27日に、九州厚生局から宮崎県市町村国民年金主管課長に伝達されております。その後6月7日に、垂水市を初めとする各市町村に通達書として同じ内容が届いております。

国民年金保険料の免除に対する通達内容を申します。

「口蹄疫による被害により、国民年金の被保険者がその財産につき相当な損失を受けた場合には、その申請に基づき保険料を免除する」という内容であります。ここで言う「相当な損失」ということにつきましては、「申請のあった日の属する年度における口蹄疫による被害により、被保険者、世帯主、配偶者の所有に係る財産につき、被害金額がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けたとき」と定義されております。

事務処理方法につきましては、現在のところ宮崎県のみ通知なされておりますが、内容といたしましては、市町村で申請書を受領し、年金事務センターに送付いたしまして、必要な審査後に申請者に通知されるという内容であります。

また、周知方法としましては、現時点で通達されている内容につきまして市報の8月号に掲載することとしておりますが、先ほど市税、国保税の周知を税務課長が申しましたが、同様な行動で周知を徹底してまいりたいと考えております。

以上です。

○生活環境課長（感王寺八郎）口蹄疫対策についての宮崎県のと畜場搬入状況についてということでございますが、議員より5月20日に、宮崎市内で発生した場合に都城市からのと畜搬入制限の要請がありました。9日に都城市で見つかったことから、翌10日に大隅ミート社長に会い、現在の搬入状況を確認し、都城市周辺

の搬入制限についてお願いしたところです。

6月1日以降の搬入状況につきましては、日南市2戸、都城市1戸であります。都城市につきましては搬入制限区域にあることから、10日以降搬入はされていないという状況になっております。

以上です。

○保健福祉課長（城ノ下 剛）それでは、感王寺議員の介護保険についてお答えいたします。

まず初めに、介護保険料の件でございますが、御承知のとおり、介護保険料の設定に当たっては、昨年3月に決めました第4期介護保険事業計画で、21年度から23年度までの3カ年に見込まれる介護給付費の総額や、介護予防係で行っている地域支援事業など、予防対策に使われる必要な額を、65歳以上の3カ年の推計人口で割って、1人当たりの基準額を算出してしております。

本市の65歳以上の介護保険料についてでございますが、21年度から23年度までの3年間につきましては、月額4,020円となっております。当然、所得に応じて段階がございますが、一番高い方で月額6,030円、基準額の1.5倍、また一番低い方で月額2,010円、基準額の2分の1の額となっております。

参考といたしまして、鹿屋市は4,600円、霧島市は4,200円、全国の市町村の平均は4,160円、県の平均額は4,172円となっているようでございます。

次に、今回の補正予算の中で小規模多機能型居宅介護費936万9,000円が減額となっている背景でございますが、議案第43号にありますように、本年度から新たに高額医療合算介護サービス等費の支給制度開始に伴い、保険給付費内の予算の組み替えを行ったものでございます。

介護給付費の予算編成につきましては、介護保険事業計画に沿って3カ年の見込み額を計上しており、高額医療合算介護サービス費については、昨年の予算編成時には対象者の把握や支

給額の仮算定ができていなかったため、今回の補正をお願いするところでございます。

小規模多機能居宅介護費の減額の背景でございますが、昨年4月、新たに3カ所が開設したにもかかわらず、初年度ということで給付額は6,500万円余りと見込み額の4割に満たない状況でございました。今年度は2年目を迎え、昨年に比べ給付費の伸びが予想されますが、当初見込んだ1億7,000万円が1億円程度でおさまるのではないかと考えられております。小規模多機能型居宅介護費からの予算の組み替えを行ったところでございます。

次に、福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与についてでございますが、レンタル料金が業者によって違うが、市内のレンタル料金の価格差が生じていないかということでございますが、福祉用具貸与の介護報酬につきましては、公定価格を設けず、実勢価格となっているため、御指摘のとおり全国的にも価格にばらつきがあるようでございます。

お尋ねの垂水市内のレンタル料金についてでございますが、垂水市内には県から指定を受けている福祉用具貸与事業所が1カ所しかいないため、大半の利用者は鹿屋市内の事業所を利用しているのが現状でございます。

これらの事業所のレンタル料金につきましては、例えば起き上がり機能付きの介護用ベッド1つとりましても、同じ製品であっても月額9,500円から1万2,000円というような価格差が生じております。この要因は、業者により福祉用具製品の仕入れ値が異なること、また規格やメーカーが多岐にわたることによるものでございます。また、利用者や家族が貸与価格やアフターサービスなど考慮して業者を選定することになりますが、保健福祉課としましては、今年度から、国保連合会より提供をされる福祉用具貸与価格情報の活用を検討しているところでございます。

次に、感王寺議員の子宮がん検診について、御質問にお答えいたします。

最初に、子宮がん検診について、助成額と受診率、また対象年齢はについてでございますが、本市が子宮がん検診に係る費用として委託先に支払う費用は、平成22年度単価で1人当たり3,480円でございます。検診の助成額は、70歳以上の方と市県民税非課税世帯に属する方は全額助成とし、上記以外の方については2,780円の助成を行い、自己負担額700円徴収しております。

受診率でございますが、過去5年間の子宮がん検診の受診率は、17年度が12.2、18年度が12.8、19年度が12.4、平成20年度が12.6、平成21年度が13.6とわずかに増加している状況でございます。

また、昨年策定いたしました健康たるみず21の目標値としまして、平成24年度18%、平成26年度20%と設定し、がん検診の積極受診を関係機関と連携しながら進めていきたいと考えております。なお、受診対象年齢については20歳以上としております。

次に、子宮頸がんワクチン接種への公費助成の考えについてでございますが、子宮頸がんワクチンは半年間で3回接種することとなっております。3回分の総額で5万円前後の費用負担が必要とされております。仮に中学3年生に全額公費負担でワクチン接種をした場合の概算としましては、今、3年生が77名掛ける5万円としまして、385万円程度の予算計上が必要となります。

ちなみに、県健康増進課が市町村に同内容の照会をした結果によりますと、県下自治体の動向としまして、今回の6月議会で補正を提出する自治体としまして、出水市と長島町の2団体があるようでございます。出水市は1回の接種につき上限7,500円の補助、長島町は3回の接種全体としてかかった費用の半額を助成するという内容であるようでございます。ほかに、今年度中検討をしたいと回答した団体は、三島村、

大和村の2村であり、他の自治体は検討中というところでございます。

なお、公費接種につきましては、先ほど市長が申しましたように、平成23年度から助成を行うということしております。

以上でございます。

○教育総務課長（三浦敬志） 感王寺議員の小・中学校教育施設の管理状況についてのお尋ねにお答えいたします。

施設の把握につきましては、予算作成時点、校長から要望のあった時点、また教育委員会の学校訪問時点など随時管理状況を把握しております。

また、先般、霧島市の事故後は、教育長みずから直ちに全小・中学校へ足を運び、確認を行っております。

以上です。

○感王寺耕造議員 再質問に入らせていただきます。一問一答方式でお願いいたします。

まず、再質問に入る前に、水迫市長初め、森下農林課長、垂水市の対応はとっても早かったと考えております。また、あと担当課だけではなく、全課の方々が消毒ポイントに立って消毒していただきました。私も、各県議、国会議員、農協組合長、共済組合等、数々申し入れを行ってまいりました。その中で5月の下旬だったですかね、鹿屋に3度目か4度目、組合長をお訪ねしたとき、畜産関係者がいっぱい集まっているもんですから、「畜産部長、ないごっね」と聞きましたら、「今から石灰配布の準備です」ということでした。県内の中で、我が垂水市が石灰また消毒薬の用意という部分も十分手当ていただいたことに御感謝申し上げます。

また、漁協また商工会、市民の皆様の御理解をいただきまして、各種イベントを中止していただきました。また、市の公式行事も水迫市長の部分できちっととめていただいたことにまずもって感謝いたします。

それでは、再質問に入ります。

牛根二川地区の消毒ポイント、これしょうがないと思うんですね。口蹄疫特別措置法が6月28日、衆院を通過いたしましたけれども、その中で義務化ということができております。ただ、まだ今現在、清浄地域であるということと、あと県知事の部分にも、県議の皆様のお力をかりて非常事態宣言を出してくれという部分をお願いしたんですけれども、もろもろの理由があって、今現在は準非常事態宣言ということでございます。本来であれば県知事が先頭を切って非常事態宣言を出していただく、このことによって県民の皆様のお理解と御協力、これが得られて、自主的に、幾ら自主のチェックポイント、消毒ポイントであっても来ていただけたらと思うんですが、残念ながら今そういう体制はできておりません。

ただ、曾於市の部分では県知事が準非常事態宣言を出されたことによって、曾於市の部分、霧島市、志布志市という部分でチェックポイントの部分、消毒箇所をふやすと、道路封鎖をするという話だったんですけれども、残念ながらこれについても曾於市の分で最初6カ所でしたか、6月12日段階、昨日6月14日、ここの分でもまたさらにふやして12カ所の部分の制限といいますか通行どめと、地元の間人だけが行き来できるという形になっております。宮崎からは入れないと。これは何かといいますと、やっぱり曾於市の市長ですね、池田市長でございますけれども、末吉の出身でございます。やはり畜産については人工授精師の経験知識の造詣が深いということで対策をとっていただいております。

チェックポイントについては十分理解いたします。まだ今できる段階ではございませんけれども、その準備だけはしていただきたいと。また、人の集まる地域ですね、ここの地域についても手当てしていただければと思います。

あと2～3点質問させていただきますが、その前に、今まで宮崎で起こったことという部分を反省する部分も、今からの対策を立てる分で重要なことですので、ちょっと5分ぐらい時間をいただきたいと思います。

まず、初動態勢のおくれ、この部分、皆さんも御存じだと思います。公式発表では4月9日、疑似患畜を見つけたと、その後4月20日、11日間のロスがあったという部分が大きい部分でございます。

私のところにも実は3月26日時点で宮崎から電話がありました、口蹄疫が出たらしいと。今の時点になって、3月26日とか31日という部分が、宮崎県の方々またマスコミの部分で出ているようでございます。この分は何なのか、おさまったとき徹底的に追及せんないかと考えております。

その後、我が鹿児島県におきましては、この20日の公式発表の部分を受けまして、県内各自治体、また県もすべて行事をとめました。宮崎県、何も行事はとめておりません。5月半ば、5月末についても生駒高原のコマーシャルを流していると、ふざけるんじゃないと全国の畜産関係者は怒っております。また、宮崎県知事、非常事態宣言を出されました、5月18日。もう残念でなんですね、こういう部分がございます。やっぱり初動のおくれというやつがあったんだということでございます。

あともう1点、今、補助金の、補助金といえますか、家畜伝染病予防法に基づくこの部分の手当、大体生産母牛で60万円なんです、1頭、取り決めがございます。その部分の5分の4は国が持つと、5分の1は農業共済組合の掛金の分で担保しなさいという部分になっております。また、その上乘せとしまして家畜防疫互助事業という部分がございます。この分は、母牛に40円、子牛が20円ぐらい掛金を掛けて、足らん分はこの部分で自動的に農家の負担で、また国の

分の基金もございますから、その分でやりなさいということでございます。そういうことが決まっていたわけですね。

ところが、この部分を改変してしまった。といいますのが、共済組合に入っていない大手の農家もございました。この部分を5分の1の担保、満額5分の5、60万円支給するためにそういう措置をとられました。農家は黙ってはおりませんでした、宮崎の農家も。「何ごて、共済を掛けちゃらんで5分の5担保するの」と、当たり前の話ですよ、これ。そこを国がこういう形にやってしまったんですよ。農家のそういう意向がございましたから、さらに共済に入っている農家については5分の1担保しましょう、そういうことございました。この部分で農家5分の6になったわけです。

ところが、こういうような、結局、国の初動の部分の補償金の部分がおかしかった。あと条件闘争に宮崎県が、ゴールデンウィークを過ぎて感染が進んだもんですから、条件闘争に入ってきました。もうやっせんど、あきらめの境地だったと宮崎県の方々は思います。

私も牛を飼っていますから、やはり牛というやつは生活をするための糧ですけれども、自分の家族なんですよ、家族。本当に家族です。自分の牛が亡くなる、目の前で殺されるという部分を考えるとぞっとします。ただ、人間というものはおかしなもので、お金の部分に、誘惑に負けてしまう。といいますのは、さっき私が言った60万円の部分、この補償の部分で国は押し切れればよかったんですが、ワクチン接種云々の話がございました。この部分で実は問題がございます。

といいますのが、評価基準です、口蹄疫の。これは6月4日付のアサヒ・コムからとりました。そうしますと、ここ、ふざけているんですよ。一例を挙げてみます。繁殖雌牛、黒牛ですね、初産20カ月齢で81万円を基準に月額に応じ

て増減、父牛の血統ランクにより3万円から7万円の加算、高等登録牛は7万円、それ以外も登録点数で3万円、5万円、どんどんどんどんつり上げていっているわけですね。また、和牛子牛についても、雄牛30万円、雌牛26万円、一日の飼養金額560円、飼料代、労賃。285日が適正出荷ですから、この部分で調べてみますと、雄牛が46万円、さらに雌牛が42万円、さらに、これも血統加算はまた別にありますよ、こう言っているんですよ。そうすると50万円とか45万円、こういう金がもらえます。

ただ、これはおかしいですよ。家畜市場、宮崎7カ所ございます。この部分の牛の平均、子牛平均をとってみますと、21年度で32万4,000円ですよ、雌牛。去勢37万5,000円。宮崎県知事の策略にまんまと乗って、マスコミも「宮崎かわいそう、かわいそう」という報道を流しています。かわいそうなのは移動制限区域、搬出制限区域外の農家です。実際、ここちょっと例を挙げてみましょう、アサヒ・コムの方ですね。同じ宮崎県民でもこれだけ違うわけですよ。そうしますと一例を挙げると、搬出制限区域から離れた部分の農家さん、家畜が処分される農家への補償は巨額になりますよ、対象外の農家への支援は大丈夫なのでしょうか。収入がとまっている県内全体の畜産農家への支援も忘れないでほしい。こういう部分で言っているわけですよ。大きい問題です、これは。

私が何を言わんかとしている部分は、宮崎県でも、農家でもそう思っているわけです。それで結局、高額の部分、子牛1頭に60万円も50万円もかける。その補償があることによって消毒をする気はなくなるわけですよ。消毒する気はないですよ、そしこ金をもらえば。うちで試算してみれば7,000万円、8,000万円もらえますよ。生産母牛50頭、子牛41頭、私は飼っております。そうしたら7,000万円、8,000万円、そのぐらい補償出ますよ。だれが真剣に消毒しますか。こ

の部分をお忘れちゃいかん。だから、この分は、もう都城、曾於に来たわけですから、ここの部分をきちんと考えていただいて、またさらにチェックポイントの部分の消毒に御協力いただければと思います。

あと市長の部分、この部分、ちょっと時間がないんですが、市長に先ほどちょっと答弁漏れがございましたので、今般提案していただいている飼料代の分ですね、農家に1万円、5、6、7月と出していただいています。その分を継続していただけるのかという部分が1点、先ほどの答弁漏れの点。

あともう1点の部分が、市長にお願いしたい部分が、うちの市でも、きょうの追加予算ですね、チェックポイント、あと生活環境課の食肉処理場、この分、そしてまた冒頭、議会当初で出されていた分、合わすと約2,000万円からの対策費を組んでいただいているんです。大変ありがたいと思っています。

ただ、これは長期化するおそれもありますし、そうしますとこの分は一般財源のほうから大変な出費になるわけですね。特別交付税については、色はついていませんけれども、国がこれだけでたらめなことをやってきた。宮崎がこれだけでたらめなことをやってきた。我々鹿児島、もらい火ですよ、これ。九州各県、もらい火なんです。山口、島根もとまっています。島根はちょっとこの間やったですけどね、佐賀はちょっと、きのうやったと情報が入っていますが、厳戒態勢でやったそうです。その部分がすべて自主財源から、市町部分でやっているわけですね。この分の上乗せという部分について、やはり先ほど九州市長会、全国市長会、出ましたけれども、その辺で強く主張いただきたいという部分で思っております。

もう1点、これはもう要望ですけれども、これは要望にとどめますが、これは市長に要望です。九州市長会、全国市長会でやっていただき

たいという部分が、先ほど資金関係の部分、説明がございました、農林課長からですね。口蹄疫経営維持緊急資金、この部分については市長、おかしな話なんです。県も市も利子補給していただきました。そして金融機関も利子補給しています。ありがたいですよ。原資はどこかといったら農協なんです、経済連、原資は。だから、そこで、農協さんの部分の意向、基金協会の分という話が出ます。ここまで人災です。人災、これは。人災なんだから国が原資を持ちなさいよと、その部分を強く訴えていただきたいと思います。今の分は要望にします、先ほどの2点だけ、市長をお願いします。済みません。

○市長（水迫順一） まず、先ほど申し上げるべきだったんですが、感王寺議員には、当市の畜産振興会初め、感王寺議員に、今回の対応、市が行う対応につきましていろいろ御尽力をいただきました。大変早い情報等もいただいて、市としてもそれをむちに一生懸命頑張ってきたつもりでございまして、これからは飼育をじかに担当しておられるその立場からのいろんな情報提供なども引き続いてお願いをしたい、そのように思います。

まず、お尋ねの2点のうちの1点ですが、これは先ほども申し上げましたように、今回、やるべきことはしっかりやりたいという気持ちでございまして。最大限、市もやりたいというふうに思っております。今までも、やはり養殖業についても、ブリ、カンパチについても長年利子補給から何からやってきました。そういう意味では畜産も、前にも申し上げましたとおり、これから非常に期待できる農業部門の中でも金額の売上げが高い部分でございまして、もう1つはやはり後継者が育っておる部門でございまして、30～40年前の垂水牛を取り戻すんだという若い飼育農家の人たちの意気込みも聞いております。そういうことを手助けするのがやは

り行政であろうと、そういうふうに思っておりますので、繰り返しになりますが、市として一生懸命取り組んでいきたい。

ただ、いろんな資金を本当に対応していくには、地方の1自治体では限度があります。今回はやはり国が本当に必要な資金提供を初め、それから市場がないから、もう収入がないわけです。生き物だから、えさはずっとやらなければいけない。自分の生活もある。そういう三重苦の中に置かれて、いつ市場が開催されるかわからない状況の中で、本当に心労も大変なものだろうと思います。

ですけど、市としてやれることは最大限やりますが、2市4町として一緒に取り組んで、曾於との連携もとりながら、曾於の対策本部との連携もとりながら、国に大きく要望していくということはやはり一生懸命やらなければいけない。金額が大きいだけに、鹿屋市にしても肝付町にしても、ほかの市町村ももう大変なことだろうと思います。一緒になってやっていきたい。

○感王寺耕造議員 口蹄疫については、再度、一言、二言ちょっと言わせていただきたいと思います。本当に感謝申し上げます。

先ほど、中央中のPTA総会がとまっているという部分を池之上議員の部分で聞きました。行事をとめていただくということは大変ありがたいですよ。やっぱり人が多く集まる場所、また県外から来るところという部分はそうした配慮をいただきたいと思っております、今からも継続してですね。

ただ、市内の中学校については市内の方々しかいないわけですから、ただ、垂高は別ですよ、垂高は鹿児島から来る方がいるからちょっと配慮いただきたいという部分はあるんですけども、余りナーバスになると市民生活の部分にも支障を来しますので、とめるべきものはとめていただいて、市内のPTAぐらいいいんじゃないかなと思いますので、その辺もまた協議し

ていただきたいと思います。

次は、時間がございませんので要望だけにとどめさせていただきます。

まず、戸別所得補償制度ですけれども、結構な、やっぱり1,900万円からのお金が動いております。税務課長から出ましたように、取るべきものは取っていく、当たり前のことですので、また節税のほうもまた農林課のほうでやっていくんだと、また税の部分でもいろんな部分の問題が出てきますので、その分も税務課と農林課とあわせて事業推進をいただきたいと思います。

ただ1点だけ、農林課長、強くお願いいたします。先ほどの農業経営基盤準備金ですね、大体試算として900万円の収入があったと、米農家ですね。この部分を使うのと使わないので30万円の差があるわけですね。そうしますと、認定農家であること、また農業経営改善計画を出すことですね、申請書を出すこと、それとあとが青色申告することということなんですよ。

ただし、この事業、もう平成19年から始まっているんですよ。この分を今まで推進しただけなかったのがちょっと残念だということと、あと今度の戸別所得補償制度については、頭の部分ですね、21年度の1月あたりに説明会があったはずですが、県のほうで。そうしますと、青色申告の部分の必要性というやつは理解できたはずなんですよ、理解できたはず。この部分の簡易課税であっても、青色申告の前にでも、3月15日の部分で申請せんな、ことしの青色申告をしていない人はこの制度、農業経営基盤強化準備金、この部分で節税効果を発揮できないんですよ。新任の課長さんですからこれ以上はいじめませんけれども、記帳ないし青色申告の部分であるとか、各関係機関と協議して推進していただきたいと思います。これはもう要望にとどめます。

あと、介護保険についてですけれども、基準額、保険料、安いということでございます。た

だ、やっぱり免除制度いろいろあるんですけども、やはりこれ高いんですよ、これでないと運営できん。県内、国内を見ても安いと。

問題点は、これが市町村がやることではないという部分だと思います。これはやっぱり広域の部分、国の部分で責任を持ってやっていただかないといけない部分、また、国がやらんのであれば、県の部分、広域の部分でやっていただくという必要がございますので、市長のほうも十分に理解していただいていると思いますので、九州市長会、全国市長会でもその部分を強く、国で面倒を見ろと言っていたきたいと思います。

あと福祉用具の部分、県の情報を仕入れて、できるだけ介護用品のレンタル料金、差を詰めるということですが、この部分についても、お金を持っている利用者は利用できると、お金を持っていない利用者は安い介護用品しかできないと、サービス費も伴いますから、それについても支払われない方もいらっしゃると思います。その辺についても具体的な、市で対策をとるとのことじゃなくて、国に強く物を申しさせていただくということが必要だと思います。

子宮頸がんワクチンについては、市長の御英断をもちまして実施していただくということで、感謝申し上げます。やはり年間2,300人の方が死んでいらっしゃる、またHPV16・18型の部分もウイルス感染がございますので、この部分を抑えていける、7年から13年間抑えられる。また、子宮がん検診とあわせていけば、死亡、そういう部分もないと思います。子宮がん検診の受診率が悪いようですので、保健福祉課長はよろしくお願いいたします。

最後の小・中学校教育施設、この部分を重ねて聞いたのはなぜか。新城小学校の部分ですね、私、体育祭のとき、お願いに行きました。道路が荒れていた、直してくれ。本工事、根本から改良するのであれば教育総務課の部分で予算折

衝をやって、やるのは当たり前なんですよ。ただ、私、あれしましたけれども、12月議会だったか、道路維持班の部分、この部分を活用してやってくださいということで、動きはよくなっていたと思いますが、これからもお願いします。

もう1点、新城小学校で体育館の屋根が落ちそうになっておりますので、あれは私は危険だと思いますので、そこを至急調べてください。

以上で終わります。口蹄疫が無事に終わることを祈念いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（川尻達志）次に、9番森正勝議員の質問を許可します。

[森 正勝議員登壇]

○森 正勝議員 口蹄疫問題につきましては、県内に波及しないことを祈りたいと思います。感王寺議員、頑張ってください。

6月2日、鳩山総理が辞任され、260日という史上5番目の短命内閣に終わりました。なぜ普天間基地を県外あるいは国外と言いつけたのか、言いつけながら辺野古となったのか、その真意をわかりかねておりましたけれども、最近になってその理由がわかりました。外務省も財務省も、自民党政権時代の官僚をそのままアメリカとの交渉に当たらせたということが原因であるようでございます。個人的には鳩山さんに期待をいたしておりました。総理に真の情報が刻々伝えられなかったと、ある副大臣が言われておりました。やはり官房長官がしっかりと取りまとめをしなければならなかったのではないのでしょうか。

民主党の両院議員総会での総理のあいさつは、「国民の皆さんが徐々に聞く耳を持たなくなってきた」という部分を除けば、鳩山さんらしい締めくくりではなかったのかと思います。がしかし、リーダーシップには欠けていたのは間違いないのではないのでしょうか。

いずれにしても、菅総理には財政再建、

デフレ脱却、普天間問題等、難問が山積しております。自民党も政治と金ばかりでなく、我々ならこうして日本を再生させるというような具体策を打ち出して、党を超えて日本を立ち直らせることを考えなければならないのではないのでしょうか。

それでは、早速質問に入ります。

まず、垂水市の鳥獣による農作物への被害対策についてでございますけれども、垂水市の鳥獣による被害額とその防止対策事業及び予算額について、説明をお願いいたします。

次に、降灰対策ですが、株式会社財宝によるロードスーパー等の寄贈と、鹿児島市からの譲渡による本市における今後のきめ細かい対策について、説明をお願いいたします。

以上で、最初の質問を終わります。

○農林課長（森下利行）森議員の鳥獣による農作物への被害対策についての御質問にお答えいたします。

平成21年度の本市における鳥獣による被害額は、158万4,000円であります。しかしながら、この数字は、有害鳥獣捕獲依頼の申請書の積み上げによるものでありますので、実際の被害額はまだまだ大きくなるものと推測しております。

続きまして、被害防止対策であります。市民から鳥獣による被害情報が入り次第、直ちに猟友会に連絡をとり、捕獲依頼しております。また、市猟友会の方々には定期的に巡回をしてもらっていますが、ことしは特に牛根地区においてヒヨドリ等の被害が大きいことから、5月11日に、各支部からメンバーを募り、会員15名による一斉捕獲を実施していただいたところであります。

そのほか、県単事業の導入によりまず電気さくの設定や、市農林技術協会では、被害防止対策のモデルとしてビワのほ場を網で囲む試験を行ってまいりました。また、本年度は、ふるさと応援基金充当事業を活用しまして、イノシシ

等の捕獲用おりを各支部に1基ずつ設置できるよう、5基購入しております。

また、県におきましても、今後の猿被害対策の参考とするため、猿に発信器を取りつけ、活動範囲などの動態調査を行うこととしております。

続いて、平成22年度の予算額であります、県単事業で実施します電気さく設置費が69万2,000円、捕獲用のおりの費用としまして33万8,000円、鳥獣捕獲補助金としまして165万3,000円を計上しております。

以上でございます。

○土木課長（深港 渉） 降灰対策についてのロードスイーパー等の譲渡や寄贈などにおける、本市の今後の対応についてお答えいたします。

今後の対応の前に、現状を説明いたしますと、本市における発注工事としての路面清掃は、活動火山対策特別措置法による国庫補助事業として市道のみが対象とされており、その発注の形態は、それぞれ市道幅員などの規模により、大型車の対応路線を3つの工区、小型車対応路線を2つの工区、それと、歩道につきましては人力清掃として2つの工区、計7つの工区で市内の業者へ発注しているところでございます。

そのような中、現在、市内の建設業者につきましては、保持されているロードスイーパーが1台もないことから、早期の復旧に苦慮しており、その対策として、大型車につきましては国土交通省より最大3台の貸し付けが可能となっております。しかしながら、そのうち専属的な貸し付けとなりますと1台のみでございまして、あとの2台につきましては国土交通省が使用しないときとなっております。その場合は、請負業者によりまして市場の車両を借り受けて対応しております。初動態勢に日数を要している現状でございます。

そこで、今後の対応でございますけれども、大型車対応の3つの工区につきましては、国交

省からの最大3台の借り受けが困難な場合でも、この3月末に鹿児島市から譲与を受けた大型車2台を垂水市からの貸し付けとして対応し、早急な着手及び復旧を図りたいと考えておるところでございます。

それと、秋には、株式会社財宝からの寄贈であります、1人乗用型の小型ロードスイーパー3台も納車されることとなっております。このうち1台を小型対応路線の1つの工区に市からの貸し付けとして対応していく予定でございます。残り1つの工区につきましても、市場の借り受け等に時間を要しますときには、以前より市が所有しております車両の貸し付けも可能になってくると考えているところでございます。

また、これらの発注工事以外につきましても、この5月より、土木課所管の維持班を環境整備班として6名から7名へ増員され、さらにきめ細かい対応が求められておるところでございます。降灰対策におきましても、既にこの環境整備班によりまして、市道以外の公設市場でありますとか、漁協施設の広場でありますとか、これ等の公共施設等において対応しているところでございます。

このことは、特に譲与や寄贈の車両におきましては、その作業場所が市道や集落道に限定されないことから、さらなる公共施設等への対応や、農道あるいは発注契約以外の狭い集落道、さらには局所的な歩道清掃などのきめ細かい対応に期待できると思っております。

また、それから財宝からはバックホーの寄贈も受けてございまして、直営の降灰対策として、今以上の側溝清掃などの推進も図れると考えておるところでございます。

以上でございます。

○森 正勝議員 一問一答方式により質問させていただきます。

先ほど言われました被害額158万4,000円でしたですかね、これはもうちょっとふえるのは聞

違わないと思うんですけれども、前のデータでするので理解したいと思います。

20年度に作成された鳥獣被害防止計画によりますと、鳥獣による被害はイノシシと猿の被害が80%以上占めているというふうに出ております。捕獲数を見ても、イノシシが平成18年147頭、19年113頭、20年116頭。猿が18年22頭、19年6頭、20年2頭であります。被害はふえているんだけれども、捕獲数は減っているという、ここいらに原因、要因があるのではないかなと思うんですけれども。

それから、対象鳥獣の中にカラスというのはあるんですけれども、ヒヨドリが明記されておられません。ヒヨドリは、ことしは非常にヒヨドリが多かったようにお聞きしておるんですけれども、ヒヨドリもこの対象鳥獣の中に含めるべきではないかと思いますが、その辺のところをどう考えていらっしゃるか、お答えいただきたいと思います。

また、猟友会の皆さんには大変御協力をいただいているんですが、ことしの捕獲活動が5月15日に行われたということでありますけれども、この捕獲をもう少し早目に、4月20日ごろにできないのか。それから、捕獲活動というのはプロジェクトチームを組んで、そしてそれで何チームかつくって、そしてその方々が各地区を巡回するというような形をとればうまくいくと思うんですけれども、予算の関係とか、会員の方がそれだけいらっしゃるということでもありますので、猟友会の方々の巡回の回数がふやせないのか、お聞きいたします。

○農林課長（森下利行） 森議員の2回目の質問にお答えします。

被害額が年々増加している理由であります、平成21年度では、前年度と比較しまして、猿、イノシシの捕獲数は増加しておりますが、これらの有害鳥獣の出没回数や範囲が年々拡大しまして、捕獲が追いつかない現状にあります。ま

た、最近では環境の変化等により、ヒヨドリ、カラスの被害が急増していることが要因として推測されます。

また、垂水市鳥獣防止計画の対象鳥獣としてヒヨドリは掲載されておられません、垂水市の有害鳥獣捕獲許可事務取扱要領には捕獲の許可対象として入っておりますので、捕獲作業は現在行っております。

なお、垂水市鳥獣被害防止計画へのヒヨドリの記載につきましては、平成23年度の見直し時に検討させていただきます。

猟友会の方々によります一斉捕獲につきまして、もう少し早い時期での実施と実施回数をふやすことはできないかとの質問であります、市猟友会の方々につきましては現在も多大な協力をいただいているところですが、できるだけ実施していただくよう要望してまいりたいと思います。

以上です。

○森 正勝議員 再々質問をいたします。

被害防止対策協議会とかいうのがございますけれども、これは年何回ぐらい開催されているのか、その中のメンバーでございます鳥獣保護委員は何名おられて、どのような役割をされているのか、教えていただきたいと思います。

○農林課長（森下利行） 3回目の質問にお答えします。

被害防止対策協議会では、垂水市においては垂水市有害鳥獣捕獲対策協議会として年1回開催しております。鳥獣保護委員は1名で、その役割は、鳥獣関連情報の提供と鳥獣の保護に関する業務を行うこととなっております。具体的には、メジロ、ウグイス等の保護などあります。

以上です。

○森 正勝議員 最後の質問になりますけれども、ピワの振興会というのがございまして、その会員の方々は現在166名いらっしゃるそうでご

ざいます。今年度の被害を近いうちにまとめるということでございましたけれども、中には5割減というような方もおられました。総体的には1割から2割減ぐらいじゃないだろうかとおっしゃる会長さんと言われておりましたけれども、会員の方々は高齢者の方が多くて、また若い人がいても、若い人はピワは手間がかかるのもうつくらないという方々が多いようでございます。ピワにかわる果樹は、これは以前も質問しましたが、何か考えられないか。それから、ピワ袋の助成とか、ネット購入時の助成、あるいは被害額の一部補償等は考えられないのか。

また、各集落に対してチラシ等による啓発、広報というようなことは、そういうことが必要ではないかと思うんですが、その辺のところはどういうふうにご考えていらっしゃるのか、教えてくださいたいと思います。

それから、イノシシの対策として、南さつま農協ではLEDライトを使って非常に効果が上がっているようでございます。1基5,000円ぐらいということでございます。イノシシについてはこのLEDライトも活用されてみてはどうかというふうに思います。

これで、最後の質問を終わります。

○農林課長（森下利行） ピワ袋の助成につきましては、現在のところ検討はしておりませんが、被害防止として、ピワ袋の上からネットで囲む対策を行っている農家の方がいらっしゃいますので、その効果等を精査し、効果のあるようであれば検討してまいりたいと思います。

また、市としましては、県単事業であります電気さくや防鳥網などの被害防止施設の補助事業の推進もあわせていきたいと思っております。

また、ピワにかわる果樹としましては、現在、オリーブを検討中で、試験栽培を道の駅、高峠、堆肥センターの3カ所で行っているところでございます。

それから、鳥獣害対策に関するチラシ等の配

布ができないかということではありますが、市民への広報につきましては、市報や市農林技術協会だより等に掲載しまして、被害防止対策や補助事業等の啓発に努めてまいりたいと思います。

また、LEDライトにつきましては、価格自体が1個当たり約5,000円という部分がありますので、その効果等もまた見きわめながら推進してまいりたいと思います。

以上です。

○森 正勝議員 質問じゃないんですけども、今言われましたオリーブについては、我々も産業委員会で小豆島に行ってまいりまして、垂水の気候には合わないのじゃないかという結論を出しておりますので、そこら辺はもう1回精査してください。

次に、降灰対策でございますけれども、3月議会で県道垂水大崎線について質問をいたしました。そのときは、降灰対策としての路線対象になっていないということから、組み入れてくださいということをお願いしたんですが、その後どうなったのか、お聞きをいたします。

○土木課長（深港 渉） 県道垂水大崎線の降灰対策についてでございますけれども、このことにつきましては、3月議会での答弁を踏まえ、5月に市長が出席した県大隅地域振興局主催の大隅地域行政懇話会におきまして、垂水大崎線を降灰清掃の対象路線とされたいことや、垂水市内の県道における降灰清掃の頻度をふやしていただきたいことなどを要望しております。

この要望につきまして、早速大隅地域振興局の建設部長より、「昨年度までも垂水大崎線は国道から1.5キロメートルについて対象となっている」という訂正とおわびの連絡をいただきました。ただし、21年度につきましては降灰清掃は1回も行っておりません。「ほかの路線とあわせ、頻度もふやしてまいりたい。またそのための予算獲得にも努めてまいりたい」と言われておりました。安心・安全な市民生活のために

も、私どもも安堵したところでございます。

○森 正勝議員 再々質問をいたします。

垂水大崎線についてはよろしく願いをいたしたいと思います。

それから、路面清掃でございますけれども、7工区に分けて対応されているということで理解いたしたいと思います。

くらしの降灰相談センターに寄せられた相談は、宅地内とそれから側溝の要望がほとんどで、土木課の係の対応としてほとんど処理できているというふうに聞いております。この路面清掃と、それからこの両方で、垂水市も鹿児島市並みに3日間で一通り市内の除去作業を終えるような体制ができるのではないだろうかというふうに思っているんですけれども、そこで、降灰除去のマニュアル等を作成し、しっかりとした体制をつくるべきだと思うんですが、どのように考えられるのか、教えていただきたいと思っております。

○土木課長（深港 渉）降灰除去作業におけるマニュアル作成等による体制づくりについてお答えいたします。

垂水市におきます路面清掃の作業期間は、鹿児島市と同様に3日間を基本としております。しかしながら、清掃の指示があってから車両の手配をする工区もあり、着手がおくれることもありますことから、全工区が3日間で同時完了できない場合もあるのが現状でございます。

マニュアル作成についてでございますけれども、まず降灰のある区域が限定されないこと、降灰が連日的に及ぶ場合があること、また降灰があった区域内においてもその量に差があること、これ等によりまして一律的なマニュアル作成は困難であると言えるところでございます。

現状の指示時には、幹線や通学路など、交通影響や市民生活への支障が大きいと判断する路線を優先的に行い、担当工区ごとに3日間で完了させるよう指示を行っており、今後もこのよ

うな運用で推進できると考えているところでございます。

なお、鹿児島市の見解もお伺いしましたけれども、同様の見解でございました。

また、側溝清掃につきましては、補助事業としての採択基準が厳しくなったことから、原則的に市単独費で対応していくこととしておりまして、その発注の頻度も定例的でないこと、あるいは予算に合わせた延長などを設定しなければならないこと、その都度条件が異なりますので、同様にマニュアル化は難しいと考えているところでございます。

今後におきましても、早急な市民生活の安定を図るため常に降灰対策の向上に努めてまいりたいと考えております。

○森 正勝議員 最後の質問をいたします。

降灰の除去についてはマニュアル化できないということでございますので、以前のような豪灰があった場合は、土木課のほうの速やかな対応をよろしく願いいたしておきたいというふうに思います。

宅地内の降灰袋の収集のローテーションが、今、各住民の皆さんに配られておりまして、3日で市内全体を回収するというようになっているようでございますけれども、現状は日程どおり収集されず、残っていることもあるようでございます。この日程をちょっと延ばすというようなことはできないのか、お聞きいたします。

○土木課長（深港 渉）それでは、宅地内降灰収集の日程についてでございますけれども、まず、現状の収集回数と工区についてでございますけれども、昨年末からの降灰量増大に伴い、本年1月から収集回数は月1回を2回へ、市内全域を1件の工区で対応しておりましたところを、2つの工区に分割し、発注しているところでございます。

なお、工区の分割は、県道垂水南之郷線を分岐線としまして、牛根までの北側を1工区、新

城までの南側を2工区としておるところでございます。

今年度の収集日程につきましては、特に工区を2つに分割し、収集対象区域が狭まったことで量がふえても対応していけると判断いたしまして、今までどおり3日間としたものでございます。

しかしながら、市民におかれましては、昨年末からの降灰が連続的であったことや、その量も多かったことなどから、収集指定日までに搬出できなかつたり、収集指定日そのものを待っておられなかつたことなどにより、取り残されているような状況になっているようでございました。

そのような場合でも、受注業者のほうには協力的に、日程どおりではなくても極力収集していただけるよう指示はしているところでございます。

それから、収集場所の問題がありますけれども、高齢の方や女性での搬出を考えた場合、ごみステーションまでは相当な労力を要しますことから、自宅前に近い場所でも指定場所にできるよう、その選定について、現在、振興会長のほうへ依頼をしているところでございます。

このような調査を踏まえまして、できますればこの冬季の発注から対応したいと考えておりますけれども、これにつきましても、収集場所が大幅にふえること等から、工区の数や指定日についても検討すべきであると考えているところでございます。

以上でございます。

○森 正勝議員 どうもありがとうございます。

○議長（川尻達志） 本日は、以上で終了します。

△日程報告

○議長（川尻達志） 次は、明日午前9時30分から本会議を開き、質問を続行します。

△散 会

○議長（川尻達志） 本日は、これにて散会します。

午後4時13分散会

平成 22 年 第 2 回 定 例 会

会 議 録

第 3 日 平成 22 年 6 月 16 日

本会議第3号(6月16日)(水曜)

出席議員 14名

| | | | |
|----|---------|-----|---------|
| 1番 | 感王寺 耕 造 | 9番 | 森 正 勝 |
| 2番 | 大 藪 藤 幸 | 10番 | 持 留 良 一 |
| 3番 | 尾 脇 雅 弥 | 11番 | 宮 迫 泰 倫 |
| 4番 | 堀 添 國 尚 | 12番 | 川 尻 達 志 |
| 5番 | 池之上 誠 | 13番 | (欠 員) |
| 6番 | 田 平 輝 也 | 14番 | 徳 留 邦 治 |
| 7番 | 北 方 貞 明 | 15番 | 篠 原 静 則 |
| 8番 | 池 山 節 夫 | | |

欠席議員 1名

16番 川 畑 三 郎

地方自治法第121条による出席者

| | | | |
|---------|---------|---------|---------|
| 市 長 | 水 迫 順 一 | 水 産 課 長 | 塚 田 光 春 |
| 副 市 長 | 小 島 憲 男 | 商工観光課長 | 倉 岡 孝 昌 |
| 総務課長 | 今 井 文 弘 | 土 木 課 長 | 深 港 涉 |
| 企画課長 | 山 口 親 志 | 会 計 課 長 | 尾 迫 逸 郎 |
| 財政課長 | 北 迫 睦 男 | 水 道 課 長 | 白 木 修 文 |
| 税務課長 | 川井田 志 郎 | 監査事務局長 | 磯 脇 正 道 |
| 市民課長 | 葛 迫 隆 博 | 消 防 長 | 宮 迫 義 秀 |
| 市民相談 | | | |
| サービス課長 | 前木場 強 也 | 教 育 長 | 肥 後 昌 幸 |
| 保健福祉課長 | 城ノ下 剛 | 教育総務課長 | 三 浦 敬 志 |
| 生活環境課長 | 感王寺 八 郎 | 学校教育課長 | 有 馬 勝 広 |
| 農 林 課 長 | 森 下 利 行 | 社会教育課長 | 瀬 角 龍 平 |

議会事務局出席者

| | | | |
|---------|---------|-----|---------|
| 事 務 局 長 | 松 浦 俊 秀 | 書 記 | 篠 原 輝 義 |
| | | 書 記 | 松 尾 智 信 |

平成22年 6月16日 午前9時30分開議

△開 議

○議長（川尻達志）定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

△一般質問

○議長（川尻達志）本日の議事日程は、きのうに引き続き一般質問であります。

それでは、通告に従って順次質問を許可します。

最初に、8番池山節夫議員の質問を許可します。

[池山節夫議員登壇]

○池山節夫議員 おはようございます。

それでは、議長に発言の許可をいただきましたので、さきに通告しておきました順に従いまして、一括方式により質問をしてみたいと思いますので、市長、教育長並びに関係課長の御答弁をよろしくお願いいたします。

福祉施策について。

2000年4月に始まった成年後見制度は、判断能力が衰えた人のために、財産を管理したり、賃貸借などを代行したりする後見人を置く制度です。介護保険などの福祉サービスは契約を前提としており、判断能力が衰えた人には契約の公的な代行者が欠かせません。介護や医療サービスを提供する事業者が、施設入所や手術などの際にトラブルを恐れて成年後見制度活用を自治体に求めるケースがふえていると聞きます。

首長申し立ては、家庭裁判所に申し立てる親族がいない場合に首長が行い、弁護士などが後見人となります。身寄りのない認知症高齢者を法的に保護し、経済的な虐待から守るセーフティネットとして利用促進が図られてきました。しかし、実の子供が認知症高齢者の親の年金を使い込むのを防ぐために、首長が申し立てるケー

スもあるようです。

成年後見制度は、当初、財産を持つ高齢者のための仕組みと見られておりました。しかしながら、最近では、生活保護受給者を対象にした首長申し立ての件数もふえてきています。支払い能力の乏しい低所得者や生活保護受給者に対しては、自治体が後見人報酬の不足分を助成しているところもあるようですが、首長申し立てについての現状と後見人報酬の助成についての見解を伺います。

特別養護老人ホームの入居待機者が42万人と深刻化している問題で、国は個室面積基準を8畳から6畳に緩和する方針を決めました。個室を狭くすることで入居者1人当たりの建設費用が下がるために、居住費が安くなり、利用しやすくなりますが、それでも、低所得者は従来型の4人部屋を希望するケースが多いようです。

地域のニーズとしては、待機者の解消と利用者の経済事情を考慮して、4人部屋などの多床室を積極的に整備すべきなのか、個室化の整備を図るべきなのか、今後の目指す方向を教えてください。

高齢者の住まいの問題は、特養の整備だけでは解決できません。施設から在宅への流れの中で、介護を受けながら生活できるケアつき住宅などをふやしていく必要があると思いますが、見解をお聞かせください。

全国学力テストについて。

全校参加から抽出調査にしたことで、国は約25億円を節約しましたが、これは、高校授業料無償化の実現のための財源確保が目的ではないかと推測されます。全校参加から抽出方式になったことでの問題点と市内での抽出校の数、その他の学校での対応について、さらには父兄の反応や今後の課題についても教えてください。

垂水ビワの食害については、昨日、森議員の質問がありました。そしてまたこの後、徳留議員も質問をされますので、割愛いたします。

子宮頸がんワクチンについては、公費補助について見解を伺います。

住居手当について。

最近報道されております持ち家手当について、内容と今後の対応について教えてください。

以上で、1回目の質問を終わります。

○保健福祉課長（城ノ下 剛） おはようございます。

池山議員の福祉政策の件についてお答えいたします。

最初に、成年後見制度につきましてですが、成年後見制度とは、認知症、知的障害もしくは精神障害などで、預貯金の管理、不動産の処分など、また遺産分割などの財産管理や、介護・福祉サービスの利用や費用の支払い、また日常生活の契約などの身上監護において判断能力が十分でない人の生活を、家庭裁判所に選任された後見人などが法律的に保護する仕組みでございます。

この成年後見制度を利用するには、本人、配偶者、四親等内の親族、任意後見受任者が家庭裁判所へ申し立てるもので、御質問の首長申し立てについては、申し立てを行う親族がない場合は市町村長ができることとなっております。

次に、後見人報酬の助成についてですが、県とも協議しまして、垂水市介護保険特別会計の地域支援事業費の中の任意事業費の中で、後見人報酬、1月1万円の1年分の2件分を後見人報酬として、弁護士費用を1回1万円、4回、2件分を弁護士費用と、後見人申請手数料1件15万円を2件ほど予算化しているところでございます。この制度は平成12年度から始まり、今まで予算の執行がないようでございます。

また、昨年、「もっと身近に成年後見制度を利用しましょう」というパンフレットを購入し、老人クラブ、民生委員、各種会合等で配布したり、今年度作成の介護保険利用ガイド改訂版に

も記載するなど、周知を図っているところでございます。

次に、特養の個室面積基準緩和についての御質問にお答えいたします。

特別養護老人ホームの個室面積の基準緩和についてでございますが、これは新型特養の現在の基準となっている13.2平方メートル、約8畳分でございますが、これを10.65平方メートル、約6畳に緩和するもので、これについては2つの目的がございます。1つは、1部屋当たりの面積を狭めることで建設コストを抑えることができ、結果、居住費も安くなり、低所得者も利用しやすくなること、2つ目は、同じ敷地面積で現在よりも定員の多い施設をつくることが可能となることとされておるようでございます。報道によりますと、6月に、厚労省での審議会を経て省令を変更するとされているようでございます。

次に、待機者の解消か、個室化かという質問でございますが、従来、特別養護老人ホームは4人部屋が中心となっておりましたが、2002年から、住環境の向上を目指す観点から、国の方針として全室個室の新型特養が推進されてきております。

本市の特別養護老人ホーム恵光園につきましても、平成18年と20年に、ユニット型個室の整備により32の個室を整備されております。恵光園の場合、このほか従来型個室が4室、2人部屋が5室、4人部屋が6室、合計70床となっており、現在98人の待機者がいらっしゃるようでございます。

利用者及びその家族が居住性、プライバシーに配慮した個室を希望されるか、または低価格で利用しやすい多床室を希望されるかは、個々の希望により決定しているところでございますが、本市の実情としまして、年金収入者のうち約85%の方は150万円未満となっているようでございます。

それらの現状を踏まえ、今後、垂水市に新たな特別養護老人ホームが必要なかどうか、必要とすれば、住環境を重視したユニット型個室なのか、低料金で利用しやすい多床室なのか、その必要性について、今後、平成24年度からの第5期介護保険事業計画を策定していく中で、高齢者実態調査及び住民懇話会等で住民のニーズを的確に把握しつつ、また住民におさめていただく介護保険料とのバランスを図りながら、待機者の解消策など総合的に検討を進めていきたいというふうに考えております。

次に、施設から在宅へということで、ケアつき住宅はどんな役割を果たすかという御質問でございますが、まず、施設から在宅への流れは、国の医療制度改革に伴う療養病床の再編等により、病院ではなく在宅やケアつき住宅で対応するものがふえることから、垂水市におきましても大きな流れとなると思われております。

特に、本市でも顕著にあらわれているのが、田平議員のところでも申し上げましたが、高齢者夫婦及び独居世帯の世帯割合の急激な増加が、伸び続けているという現状でございます。現在、65歳以上の人口は減り続ける中で、75歳以上の人口はずっとふえております。しかし、2～3年後には、今後は75歳以上の人口はとまり、85歳以上の人口がふえてくるようでございます。恐らくこうした85歳という高齢者が独居生活や、中には御夫婦世帯もふえる中、高齢者が持ち家に住むことを前提とした生活支援や在宅医療施策が、今後の高齢者福祉施策の最重要課題となってくるようでございます。

御質問のケアつき住宅がどういう役割を果たしていくかということでございますが、当然、介護保険の住宅改修での一般の住宅のバリアフリー化はもちろん、介護つきマンション、福祉住宅などの需要も見込まれております。マンションなどのケアつき住宅では、車いすの生活になっても支障がないようにバリアフリーにした

り、緊急時の通報ができたり、食事のサービスがあったりします。また、ヘルパーの介護事業所を併設していたり、24時間訪問介護サービスが受けられる住宅もございます。要介護の状態になった場合は外部の介護事業サービスを利用することもできます。

ただ、本市の場合、要介護認定者は8割近い方が持ち家に住んでいることを考えますと、在宅を基本とした医療、介護、福祉の推進が急務であるというふうに考えております。

以上でございます。

○教育長（肥後昌幸） 池山議員の全国学力テストについての御質問にお答えいたします。

正確には全国学力・学習状況調査と申しますけれども、本年度の調査は4月20日に実施いたしました。本年度から抽出調査となりました。抽出校以外は希望参加もできるという方式になりました。

本市では、協和小と松ヶ崎小の2校が抽出されました。そこで、残りの小学校6校と中学校1校が希望利用をいたしました。抽出校以外につきましては、校長が職員の意見を聞き、校長として希望実施したいという報告を受けましたので、市教委としても実施を決定いたしました。

御質問の抽出方法に変わったことによる問題点につきましては、まず、全校対象ではありませんので、市全体としての結果が把握できないことが挙げられます。次に、利用した学校は、調査問題を無償で提供を受け、実施しましたけれども、採点等は各学校長の責任のもとで行わなければならなかったことでございます。また、採点から分析までを業者に依頼する予算措置はいたしておりません。

抽出で実施した学校は、今後、分析結果が届きますので、それを活用していきますけれども、希望利用の学校は既に採点を行っております。国の結果が公表された後、自分の学校の結果と対策について考察をして、そして学力向上に活

用するというようにしております。

本市では、先ほど申し上げましたとおり、全国学力・学習状況調査では、抽出も含め、全校で実施しました。抽出など、調査の利用方法は国の方針にもよりますけれども、市教委としましては、調査を実施する以上、その結果を有効に活用して本市の児童生徒の学力向上に役立てることが大切だと考えております。

特に、この調査ではB問題といたしまして、児童生徒の活用する力についての問題が出されております。本市の児童生徒は、この活用する力を伸ばすことが課題であります。ですから、調査結果を活用してまいりたいと考えております。

それから、保護者の反応についての御質問がございましたけれども、学校長に確認しましたところ、抽出、希望参加などを含め、特に問い合わせや意見などはなかったということでございます。

以上でございます。

○保健福祉課長（城ノ下 剛） 4番目の子宮頸がんワクチンについて、公費補助についてにお答えいたします。

昨日、感王寺議員の質問にお答えいたしましたとおり、本市におきましては、ワクチン接種において予防ができるという観点から、子宮頸がんワクチン、ヒブワクチンの接種費用の助成を平成23年度から実施するというところで検討しているところでございます。

以上でございます。

○総務課長（今井文弘） おはようございます。

池山議員の御質問にお答えいたします。

住居手当でございますが、これは市職員の住居に係る負担軽減のための手当でございます。手当には、持ち家に対するものと賃貸住宅に対するものがございます。

平成21年の人事院勧告では、民間では自宅の維持管理費の補助を目的とする手当ではほとんどないとして、この持ち家部分の住居手当につ

いて廃止をすべきとなっております、その勧告に基づき、国は廃止したところでございます。本市の持ち家部分の住居手当につきましては、現在、月額2,500円で5年間と限定して支給しているところでございます。

ちなみに、昨年の人事院勧告に基づく県内各市の2月末の状況でございますけれども、2つの市が廃止、それから本市を含む6市が廃止の方向で検討中、10市が廃止なし、または未定となっております。

本市におきましては、このことは組合との協議というのにも必要になってまいりますので、廃止を前提にして今、検討をしているというところでございます。

以上でございます。

○池山節夫議員 保健福祉課長の答弁も教育長の答弁も、次に何を聞こうかというぐらいいい答弁で、打ち合わせをし過ぎたかなという感じがしないでもないんですけどね、まあちょっと探しながらやってみようと思います。（発言する者あり） そうなのよ。

成年後見制度についてなんですけれども、首長が申し立てても何でも、とにかく申立人が後見人報酬を支払うという、原則そうになっているみたいなんですよ。ですから、四親等以内の親族を探しつけても、探すのも大変なんですけどね、探しても、今度はその人が後見人報酬を支払わなければならないもんだから、原則。だから、もうなりたがらないと、そういうところがあるみたいで、だから、この制度がなかなか普及しないと。

ただ、これから、認知症が今160万人が、何年後には250万人ぐらいになると推測されると。そういう中で、この成年後見制度というのはだんだんだんだん重要になってくるんじゃないかというのがあって、この質問をしているんですけど、先ほど24万円とか弁護士費用ののがありましたけど、後見人報酬、とらえていいでしょ

う。ということで、この辺についてはいいでしょう。

特養の個室面積が緩和されたと。さっき、どっちの方向へ垂水市はいくんですかという質問だったんですけど、介護保険の課題というのは、在宅か施設かということで、施設に入れば非常にいいと。だけど、在宅だと、施設並みに安心してそういう介護サービスが受けられる状況にないということで、だから、ケアつき住宅というのを整備する方向へいったほうがいいんじゃないかという質問なんですよ。

それで、このケアつき住宅というのが、身体障害者や高齢者向けにバリアフリー化が図られて、緊急通報装置、入浴・給食・清掃サービスなども準備されているなど、生活の利便性を考慮して設計された住宅であるが、必要により医師や保健婦、看護婦、ソーシャルワーカーのサービスが受けられる体制も整っていると。レクリエーションや医療機関介助サービスなども必要に応じて提供され、ひとり暮らし高齢者、高齢者単独世帯または身体障害のある人々が安心して生活できるよう設備、構造等が整えられているなど、一定の福祉サービスが確保された住宅のことと、こういうふうになっているんですね。

これからは、施設の待機者がやっぱり恵光園でも98名、そしてきのう田平議員の質問のところで、コスモス苑15人、温泉病院と東病院とで11人だったですかね。それでグループホーム18、華厳園41、合計待機者が183名と。それで介護施設の利用者は合計で338名いらっしゃる。ということで、まだ待機者が183名いると。この辺をどんなふうに思われているのかなということで、どっちの方向へいくんだらうかということで聞いたんです。

それで、このケアつきの介護住宅ということ言えば、今度は24時間巡回する訪問介護、訪問看護の導入や、夜間も在宅医療を担う地域当直医の整備などが必要になるんじゃないかとい

う提言があると。この辺に関して、漠然とでもいいですから、どんなふうに考えられるか、もう一遍、保健福祉課長に伺います。

それと、学力テストについてなんですけど、これは教育長にほとんど答弁いただきましたけど、問題は学校現場にはなくて、民主党政権の予算削減でこういうことをしたというところにあるわけですよ。学力テストをせっかく全国で始めて、それで何で抽出にしたかという、何のことはない、予算削減なんです。それで、ほかにもちょっと理由はあるみたいなんですけど、それは党派的な問題だから言いませんけど、日教組がとか言いませんけど、私は。

せっかく全国で一斉にやるからこそ比べられると、それも全国一斉にやって、それもきちっとした同じ採点方式というのか、採点ができて、そのデータがそろっているから比べられると。これの学力テストの目的というのは、目的というか、個々の学校が学力の、それぞれの自分の学校はどこが弱いとか、そういうことを把握して改善につなげるというそういう目的があったんだけど、この抽出方式だと、さっき教育長が言われたB問題、B問題というのは記述式で、普通なら例えば正答があったら○か×かですよ。ところが、記述式となると、10点満点中8点の人もいれば、6点の人もあるはずなんですけど、この辺に対して統一ができないというんですかね、そういうことが出てくると。だから、例えば、この学校では同じ記述式でこういうのでも6点あげましたと、ほかのところは8点あげました、ほかは3点あげましたと、同じような例えば答案のときですよ。そういう問題が出てくるから、必然的に比べられないという問題が出てくる。そこが問題で、この辺に関して教育長のちょっと、何というのかな、今後の問題点というその辺について、意見があったらそれを聞きたいのと。

文部科学省は今度の理由づけとして予算削減

だとは言いたくないだろうから、理由としては児童生徒の弱点分野を見つけることに主眼を置いて、この学力テスト、全国何とか調査、始まったことで、学力の経年変化をチェックするものではないということ、要するにいろんな、前年と比較してうちはどうだったこうだったというのをだんだん比べられていくんだけど、そういうものが目的ではないということ、を言っているんですけど、これは詭弁だな、私に言わせれば。だから、学力テストの今度の抽出方式によって、どうも十分に生かされないようになるんじゃないかということ、を私は思うわけですよ。その辺についても教育長のお考えをお聞かせください。

それと、子宮頸がんワクチンについては公費補助、きのうも思ったんですけど、23年から補助するというのは、全額補助でいいのか、どのぐらいのあれなのか、それをもう一遍、答弁をお願いします。

それから、住居手当についてなんですけど、これも私は前回も、わたりについて質問をしました。そうしたらやっぱり「池山さん、あんな質問していいのか」というのがあるんですよ。「市役所の職員は300人近くいますよ」と、「奥さんもいるんですよ。子供が2人いたら1,200票ありますよ」と言われるんですよ、本当に。私も言いたくないですよ、本当に。だけど、我々議員は、これ報道になったら市民はみんな知ります。わたりについても、「あれっ、これ、どうということなんだろう」と見るんですよ。だから、質問もする。

それで、今回のことについても、私も何というのかな、持ち家手当、報道で見たんですよ。そうすると、やっぱり市民が見る。これも前回、わたりをやって、私はいじめているわけじゃないんですよ、絶対ね。その辺は理解してほしい。ただ、報道で出るということは市民が見る。我々議員としては、市民の目線でやっぱりどうい

ことかと聞かなきゃいけない。

やはりこういうものは、今さっき廃止の方向ということで答弁があったからいいんですけど、でき得ることならば、昨年12月に、私はこれ、打ち合わせのときに「昨年の12月に通達があったでしょう」ということで聞いたんですよ。そうしたら、通達じゃないと。今は国も通達をすると、国がそう言われたからということになるから、今、通達をしなくてお知らせするだけなんだって、通知、責任逃れで。こういうことですよというお知らせをするだけだと。そういうことがあったと、通達ではなくてお知らせは来たということらしいんです。

ですから、それでも、市民の目線からいったら、国も昨年の8月にそういうことを言っているのに、垂水市はまだあったのかと、そういうことになりますから、できればこういうのは、どうせ琴光喜と一緒に、また言わないかんということになるから。私は見た、2回見ました、これ。まだ今からも報道されると思う、持ち家手当。大阪は6,500円です、持ち家手当。何年とはわからなかったけど、結構あるんですよ。

だから、垂水だけがということではないですけど、こういうのも、せっかく行財政改革をして、きのうも公債費126億円から106億円に減ったと、20億円減らしてきている。それはそれなりの努力で、私は本当に認めますよ。鹿屋でこの前、市会議員の選挙があって、私もちょっと呼ばれてあいさつしたときも、鹿屋と合併しなくてよかったという垂水市民はいますと、鹿屋は今、財政大変でしょうと、垂水は20億円減らしましたよということも出陣式のあいさつで言いました。そういうことで、幾らそういうことがあっても、こういうことですべてが隠れてしまう。

もう1つ、これは後で徳留議員が、きのうこれを見て知ったんですけど、市長の進退についてということで質問されますけど、どんな質問

になるか私はわかりませんが、先日、上町の振興会、通り会もですけど、総会で、これも耳の痛い話なんですけど、「池山さん、社協、シルバー人材センター、華巖園、これは早期退職した人が行くところでいいんだらうか」と、それはそういう、それなりの人材で資格も必要だし、そういうことだからそれはしょうがないんじゃないですかと言うけど、ただ、市民の側から見たときに、早期退職したのは自分で早期退職したんじゃないかと。で、退職金もいっぱいもらったんだらうと。それなのに何で、民間は今、難儀しているのに、そういう高額な報酬が、給料があるところにやっぱり行けるんだと、おかしくないかというのを言われるんですよ。先日も、おととい私は中央病院の自動販売機に入れていたら、市役所OBの人ですよ、「池山君」と来られるから、「はい」と言ったら、「あんよ」と、「退職金をいっぱいもらって早くやめて、それであんなどころに行けたら、一番えやねか。おまえはちょっと言え」と言われて、おれが言うことじゃないとは思うんだけど、そういう不満の声は非常に強い。

そこで、これは引っかければ今のこの持ち家手当からということで質問にもなるかならんかわかりませんが、それはもう言いたくなければいいです。市長にもそれなりの考えがあると思う、私はね。垂水市の一般会計からやはり高額、課長だったら、例えばですよ、高額をもらっている。それがなくなって、例えばほかのところのそこで賄うその報酬だから、垂水市の財政的には非常にいいと思ってすることだということもあるでしょう。だから、もし、これは答弁したくなければいいです。やっぱり私には私なりの考えがあると、だから、こういうことをせっかくの機会だから、池山さん、言われたから、答弁しておきたいと思われたら、答弁をお願いします。それだけで。

○保健福祉課長（城ノ下 剛）御質問の待機

者の解消等につきましては、平成23年度をもちまして医療・療養病床等の廃止等がございます。垂水市の温泉病院、今135床あるんですけど、それが19床になるというめどをもう立てておられます。それにつきましては、あとの分につきましては、特養なりへの転換、地域密着型サービス事業所の展開や特養への転向がされるということ聞いております。その中で、待機者の解消にはちょっとつながっていくのかなというふうには思っております。

それと、ケアハウスにつきましては、今現在、私どものほうに相談が1件ございます。先ほど池山議員が言われましたバリアフリーとか診療所併設とか、そういう分が1件相談が来ているところがございます。これはあくまでも医療機関、実施団体等の決定に基づいてするものでございますので、行政としてはそれを見守っていくしかないのかなというふうに思っております。

それと、医療、福祉の問題で私どもは、今回の施政方針の中にございましたように、充実としまして来年度か翌年か、医療ということにつきましては今、準備をしているところがございます。病院にかかれない方、病院に行けない方、病院に行きたくない方などを含めまして、予防を含めまして、保健福祉課のほうでその対策を講じていきたいということで今、準備中でございます。

以上でございます。

○教育長（肥後昌幸）ただいまの御質問は、全国学力・学習状況調査について私の個人的な見解を聞きたいということというふうにとらえました。

これにつきましては、私はおおむね池山議員と同じような考えを持っているということでございます。これを毎年、膨大な金額ですね、これを毎年やる必要があるのかという疑問点は私は持っております。しかし、抽出はいかなものかと。やるのであれば、全部やったほうがい

い。であれば、財政的なものがあれば、隔年置きか2年置きに全部やってほしいというのが私の個人的な見解でございます。

以上です。

○保健福祉課長（城ノ下 剛） 子宮頸がんワクチンの公費助成の部分でございますが、これにつきましては、対象年齢、助成額、それと実施時期を含めまして、今、検討中であるということでお答えしたいと思います。

○市長（水迫順一） 住宅手当のところからいろいろ派生して質問が回ってきたようでございますので、私のほうでちょっとお答えをしたいと思います。

まず、住宅手当なんですけど、これはやめる方向で、もう団交の中で協議しております。問題提起して、早くやめましょうと。今、2市が先ほど説明があったようにやめておりますので、うちも後、引き続いて、組合の理解をもらって早期にやりたいなど、そういうふうに思っております。

それと、例の3協議会の人事問題ですが、これは後で持留議員から正式に質問があるようでございますので、通知もいただいておりますので、そのときに総務課長から詳しくは申し上げますが、ただ、私の考え方として、非常に、免許が必要な部分もございまして。それと、やはり専門家を送り込んでいかなければいけません。そうすると、市役所との関連が非常に大事なんですね。社協1つをとりましたも、この間ちょっと飯田市に勉強に行ってみましたという話をしました。社協が非常に進んでおることなんです。長野県自体が進んでおるんですけど、行政はすぐ動けないところがあります、予算かれこれで。だけど、社協というのはすぐ動かなければいけない。それで、やはり行政とタイアップしながら、すぐ、市民のニーズが変わったら、それにすぐ対応しなければいけないし、それからまた、新たな問題を抱えたら、行

政が1年後にやるのを社協でもう2～3カ月でやってしまうぐらいの、そういう早急な施策の実行というのも社協との連携の中でしっかりやっていかなければいけない。

時代が、かなりお年寄りのそういう福祉のニーズが膨らんできておりますので、非常に今後、今までやったことをそのままやっていけばいいかという時代はもう終わっております。ですから、先を見て、そういうニーズを取り込んだ中で社協のあり方、そういうものも今後、考えていきたいと思っておりますし、そのほかについても、やはり行政としっかりパイプを太くして、行政との連携の中でニーズにこたえていかなければいけない。そういう意味からそういう人事をお願いしたということでございますし、それと、私はもう1つ考えておるのは、市役所で三十数年間もいろんな勉強をしてきています。そのノウハウを、はい、それじゃ60歳ですよ、それで打ち切って一市民としての協力だけでいいのかといいますと、やはり持っているノウハウは2～3年でも市民のためにしっかり生かしてもらおうということが市民のためになると、そういうふうに思っております。

ですから、そういうこと等もいろいろ勘案した結果、そういうような人事をお願いしておるという面がありますので、御理解をいただきたい。

○池山節夫議員 保健福祉課長が大体どこを聞いても十分答えるんですよ。この前、打ち合わせのところで、この成年後見制度についてはちょっと弱点だなと思って、3回、4回突っ込んでいこうと思ったけど、私のほうも2回で手詰まりで、今回で、2回で終わりにいたします。

どうもありがとうございました。

○議長（川尻達志） 次に、10番持留良一議員の質問を許可します。

[持留良一議員登壇]

○持留良一議員 まず質問に入る前に、昨日県

議会でも口蹄疫問題に関して、隣県への支援強化をということで鹿児島県も近く国に要請をするということで、議会での答弁があったようでもあります。きのうの議員の質問でも、市としても今後そういう対応をされていくだろうと確信をしています。

じゃ私たち議会はどうするのか。そういう意味では私は、被害拡大防止とか農家の経営支援を守るためにしっかりと意見書を出していく。きのう感王寺議員から出たいろいろなこともあります。そのあたりをしっかりとまとめて私たちは国に対して、先ほど言いました被害拡大防止、農家の経営を守るための施策をしっかりとやっていけということを意見書として上げていくことが大事じゃないかなと思います。そのことをぜひ議会運営委員会等でも議論していただくよう、まず最初、お願いをしておきたいというふうに思います。

それでは、質問に入っていきたいと思います。

最初の質問は、職員の定年後の再任用問題と再就職問題について伺います。

最初は、再任用問題の目的は、公的年金の支給年齢が2001年から3年置きに引き上げられ、2013年度には65歳になることで、再任用の上限年齢もこれに連動して引き上げられ、退職者の収入が途切れないようにするというこの目的を再任用制度は持っています。企業等でも退職後の対策がとられ始めていますが、地方自治体労働者の場合は行政改革等で困難な問題もあり、具体化はされていません。今後、再任用問題は避けて通れない課題になっていくと考えますが、現状や今後の方向についてお聞かせください。

2点目は、再就職問題について伺います。

今年度、早期退職者が福祉関係団体に就職されました。職員時代の経験を生かして新たな職場で力を発揮されることは大変よいことだと思います。ただ、市民の方々からは、若者を雇用する必要性や、市との関係はどうなっているの

かという声が寄せられています。

再就職問題について、市との関係、どうあるのか、どんな関係があるのかお聞かせいただきたいと思います。

2番目の質問は、非正規職員の待遇改善について伺います。

昨年の定例第2回市議会で、人事院通告に示された非常勤職員の労働条件の改善などの指針を受けて、給与と処遇改善を求めました。そのとき改めて、雇用状態から、実態から見て恒常的・本格的な業務について、臨時や非常勤が重要な役割を果たしていることを確認をしました。総務省の研究報告書でも、職務の内容や責任の程度において、常勤と同様の仕事をしている事例があるとの指摘もあると記されています。これらのことから、市民のために良質な公共サービスをしっかりと提供していくためには、人間らしい、さらに働く人たちの権利が保障されていかなければならないと考えます。

質問後、どのように議論されてきたのか、本年度の見通しの基本的な考え方についてお聞かせください。

さらに、この間の県下自治体の処遇改善も図られています。お聞かせください。

3番目の質問は、福祉行政について2点伺います。

1点目は、予防医療とヒブワクチン、肺炎球菌ワクチン、子宮頸がんワクチンの予防接種への具体的支援の方向性についてです。

この問題を考えるとき、子供たちをめぐる貧困化の問題と予防治療の必要性から考えないわけにはいきません。昨年10月に相対的貧困率が発表されました。特に問題になったのが子供の相対的貧困率で、7人に1人が貧困状態にあり、その顕著なあわれみが、病気になるのに病院に行けないなど健康をめぐる問題でした。その中、予防ワクチンの接種費用や、全額や一部を補助する自治体がさきの質問後もふえてきています。

千葉県はいすみ市は6月補正予算で、子宮頸がん和小児肺炎球菌の予防ワクチンの接種費用を全額補助します。市長の説明は大変明快で、「なぜ福祉を大切にするか。人は財産だと思うからです。お金の負担で市民に涙を流させてはならない。将来の医療費を考えれば大きな投資ではありません。財政が豊かでない市でも予算を優先させればできる。こうした自治体のあり方を広げていきたい」と語っています。このような方向での取り組みが必要ではないでしょうか。

改めてお聞きしますが、医療費の実態と予防接種による効果をどのように考えられるか、また、その後、県下の動向と本市の検討内容はどうか、伺います。

2点目は、介護保険の問題です。

制度が発足して10年目を迎えました。介護の社会化をうたい文句に発足した制度ですが、介護疲れによる無理心中など痛ましい事件が後を絶ちません。保険料や利用料の重い負担、介護サービスの圧倒的不足などあって、負担あって介護なしと言うべきさまざまな問題が浮き彫りになっています。安心できる制度へ抜本の見直しを行うことが必要ですが、今回の質問は、そのような制度をめぐる問題の中で、自治体の責任として高齢者が必要な介護が受けられるように取り組みをすることが求められている点について、質問をいたします。

1点目は、要介護認定の問題です。昨年4月の要介護認定の見直しは、状態が変わらないのに軽度と判定されたと、大きな問題になりました。この背景には、給付費削減を目的とした厚生労働省の内部文書でこの点が明らかになりました。その後、手直しがされましたが、政府や民間の調査で、更新でも、新規でも軽度に判定される傾向は改善されていないという、こういう結果が出ています。本市の状況と対応、見直しなど、対応はどうだったのか、今後の取り

組みについて伺います。

2点目は、生活援助で、同居家族がいれば機械的に支援を禁止する問題が本市でもありました。国は、同居家族がいるという理由だけで一律に利用者への禁止をしないように、通知を再三出しています。利用者の立場に立った対応が必要ですが、どのように改善されたのか、お聞かせください。

4番目の質問は、防災問題について。安心・安全な地域づくりの観点から質問いたします。

1月に「桜島噴火にどう備えるか」というシンポジウムが開催され、先月は防災気象講演会も開催されました。特に、日常的な訓練や住民自治の向上などの問題が提起されました。これまで、土砂災害や大雨等については全体的な取り組みが進んではきていますが、桜島噴火対策や震災対策については、1地域の固定的な取り組みになっているのではないのでしょうか。

そんな中、内閣府で震災時の業務継続体制の取り組み、全職員の参集計画や、継続が必要な業務の選別、職員向けの食料備蓄ができていないか、これらに関する調査があり、結果、市区町村では6%、99団体にとどまっていることが明らかにされました。要するに、多くの自治体で業務継続体制が整備されていないのです。

1点目は、桜島の噴火問題を考えることが必要ですが、本市の取り組みの状況や、課題や対策はどうなっているか、伺います。

2点目は、災害時要援護者支援プランの現状の課題と取り組みについて伺います。

県下の自治体の中でも最も進んでいる状況にあると考えますが、しかし、要援護者の情報の把握、情報伝達体制の整備、避難支援者の対策、要援護者にかかわる訓練など、課題も残っています。

そこでお聞きしますが、地域防災力の組織化の現状と課題について。

2点目は、湧水町では、支援者として在宅福

社アドバイザーを組織化して要援護者の支援に当たっているようです。自主防災組織のない、困難な地域での要援護者の避難支援の対策が必要ですが、検討はどうなっているのでしょうか。

3点目には、要援護者施設の把握と対策の検討はあるのか、お聞かせください。

4点目は、ハザードマップの作成の公表は法律で規定され、地域での防災コミュニティ活動を進める上で重要な役割を果たすものと考えます。災害危険箇所の把握、周辺への影響、発生防止に何が必要か等々、災害の拡大を防ぐ効果的な方法を検討する上で有効なものと言われていきます。このような予防対策の検討と、そのための正確な伝達と共通の認識など、社会的合意形成に生かすことができると考えますが、活用と位置づけはどうなっているのか、お聞かせください。

5番目は、土木行政について伺います。

中央地区の排水問題です。

平成20年第3回定例市議会に市道9号線の改良工事の議案が提案され、冠水対策とバリアフリー対策が行われました。議案審査のとき、私も含め、数名の議員が根本的な対策でないと冠水対策の効果はない、また費用対効果も生まれないと議案修正動議も出されました。最近の降雨で冠水の問題も出てきているようですが、改良工事の検証と、問題点や対策はどうなっているのか、お聞きします。

中央地区の排水対策は根本的な対策がどうしても必要になっていますが、今後の対策についてどのように検討されているのか、お聞きをします。

2点目は、市営住宅の改修・修繕計画のあり方について伺います。

この問題を考えるとき、公営住宅法の観点、家賃の性格と修繕の義務、また財源対策から有効に交付金を活用し、取り組む観点など、政策的に、計画的に取り組むことが求められている

と考えます。

1点目は、公営住宅等長寿命化計画の策定計画はあるのでしょうか。この計画に基づく事業に対して、地域住宅交付金の対象とするとしています。目的は、住宅の点検の強化及び早期の管理・修繕により、更新コストの削減を図り、住宅の寿命を伸ばしていこうというものです。この取り組みは持続的な雇用の確保にもつながっていくと考えます。

2点目は、住宅によって負担区別の違いがあり、入居者の不平等をつくり出しています。認識とその理由、及び対策の必要性について伺います。

3点目は、改修等について、計画的な対応が必要と考えますが、現状はどうなっているのでしょうか。県営では毎年要望を取りまとめ、計画的な修繕が、突発的な工事以外は行われています。

最後の質問は、地方税法改正に関する質問です。本議会でもただしましたが、影響と対策について質問いたします。

1点目は、事例のケースでどのくらいの増額になるのか、お聞きをします。

また、控除等の廃止による諸制度への影響と対策について、伺います。所得はふえないのに、控除の廃止で、活用できていた制度から対象外になります。生活への影響が懸念され、対策が必要と考えますが、どのように検討されているのか、伺います。

納付できない点については再質問をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（川尻達志）ここで、暫時休憩します。

次は、10時40分から再開します。

午前10時25分休憩

午前10時40分開議

○議長（川尻達志）休憩前に引き続き会議を

開きます。

持留議員の質問に対する答弁を求めます。

○総務課長（今井文弘）持留議員の御質問にお答えいたします。

まず初めに、再任用問題と就職の対応についてでございますが、再任用の対象者は、職員として25年以上勤続し、退職した者で、かつ退職の日から5年を経過するまでが該当になります。本人の申し出に基づき選考することになります。平成13年の制度実施から今日まで、再任用者はありません。

他市においても、再任用制度はあるものの、運用につきましては進んでいないのが現状でございます。

その理由としましては、常勤として再任用することで正規職員の定数と同じくカウントされ、また、給与や共済など正規職員と同様の取り扱いとなることから、行財政改革を推進している中で、多くの再任用者を雇用することで職員定数がふえ、人件費の増加につながり、結果として改革と逆行する可能性があるからでございます。

本市も、制度の推進はしているものの、退職者の方は再任用の内容を理解していることもありまして、また年金等の絡みから、申し出がないところでございます。

現在、退職者のこれまで培った知識や能力を発揮していただくため、年金受給等に影響のない通常の臨時職員として一部の退職者を雇用しているところでございまして、今後も、退職者については、再任用制度の推進を図るとともに、臨時職員としての雇用についても検討していきたいと考えております。

次に、市と社会福祉協議会、3団体との関係についてでございますが、先ほど池山議員の御質問の中で市長も答弁をされましたが、ここで私のほうでのまた答弁をさせていただきます。

まず、垂水華厳園につきましては、老人福祉

法第11条第1項によりまして、市が入所の委託をしているということでございます。

また、シルバー人材センターにつきましては、設立について市のほうで行ってきており、また国と市の補助金により運営をされておきまして、今、働く意欲のある高齢者が増加している中で、就業の場ともなり、地域社会への貢献度も含め、重要な役割を担っている団体でございます。

そして、社会福祉協議会につきましては、市の補助金団体でもあり、地域住民の主体的参加を得ながら、行政を初め、各振興会、福祉・医療機関、各種団体との連携のもと、地域の実情に即した福祉活動、事業を推進する中核的役割を担っている団体でございます。

いずれの3団体とも市と密接な関係にあり、連携をしていかなければならない団体であることは間違いのないわけでありまして。

そこで、3団体への再就職の件でございますが、垂水華厳園の施設長につきましては、前任者が退職されることで、市のほうへ、施設長としての資格要件を有する方がいないか相談がありましたので、推薦をさせていただきました。

シルバー人材センターの事務局長につきましては、前任者の方が事務局長を勇退されるということから、これまでの行政の中で福祉行政も経験している適任者はいないかという相談がございました。そういうことで、市のほうから推薦をさせてもらったところであります。

次に、社会福祉協議会の事務局長につきましては、事前に前任者の退職の情報がありましたので、運営の面でも特に市との連携を密にしていかなければならない団体でありますことから、市のほうから相談をさせてもらい、福祉行政の経験者を推薦したところであります。

いずれの団体におきましても市長の任命権はないわけでありまして、それぞれの団体におきまして、理事会及び総会で了承され、採用されているところでございます。

次に、非正規職員の待遇改善についての御質問にお答えいたします。

平成20年の人事院勧告で、約14万人いると言われる国の非常勤職員の給与等については、各省庁で取り扱いが違うことから均衡がとれない状況となっており、改善の必要性があるのではないかということで勧告が出されております。その勧告を受け、県内の全市で構成しております人事担当課長会議でも議題となり、協議をしてきたところでございますが、方針を示すまでに至らなかったところでございます。

県下の他市の処遇改善の状況ですが、年休につきましては、全市付与しております。他市に、ほかに通勤手当を支給しているところが1市、病気休暇制度を運用しているところが3市、夏季休暇を与えているところが本市を含んで5市、忌引き休暇を与えているところが6市となっております。

この待遇改善となりますと、臨時職員や非常勤職員の職種や実務上の整理が必要で、他市においても簡単には充実を図ることが困難であり、また足並みがそろっていないのが状況でございます。

本市としましては、臨時職員の日額賃金を事務補助で5,700円、作業員で7,000円としているところであり、人事院勧告に基づく職員の給料表の減額改定や独自カットをしている中、臨時職員の賃金につきましては据え置いてきているところでございます。

健康診断につきましては、正規職員と同じく全臨時職員も対象に受診させており、また、休暇制度につきましても、年次休暇とは別に夏季休暇を3日与え、現在は忌引き休暇の新設を検討しているところでございます。

今後につきましても、行財政改革に基づき職員削減や経費削減を推進している現状との整合性を図りながら、また、県や他市の動向等も踏まえまして、改善すべき点等を検討してまいり

たいと考えております。

以上でございます。

○保健福祉課長（城ノ下 剛） それでは、持留議員の御質問についてお答えします。

最初に、予防接種による効果についてでございますが、病気の多くはウイルスや細菌の感染で発症し、それらを感染症といいます。予防接種は、それらの感染症に対する免疫を獲得し、その病気にかからないようにするために行われます。予防接種の行われる病気は、そのほとんどは感染力が強く、一度発症すると有効な治療法がなかったり、あるいは死亡率が高くなったり、後遺症を残す頻度が高いなど、重篤な疾患が多く含まれております。

予防接種は、それを受けることによって被害を避けることができます。また、予防接種は、かつて天然痘を地上から根絶したように、多くの人が受けることによってその病気をなくしてしまったり、あるいは流行を予防することができます。予防接種を受けるということは、病気にかからず健康でいられるようにすると同時に、家族や友人、将来生まれる子供たちの健康も守ることになります。また、そのことが医療費の抑制にもつながってくると考えております。

次に、その後の県下の動向と本市の検討内容の方向についてお答えいたします。

最初に、ヒブワクチンでございますが、インフルエンザ菌b型は、乳幼児に細菌性髄膜炎、肺炎、敗血症など、重症な全身の感染症を起こすウイルスで、年間約600人が発症し、年齢的には4カ月から1歳代までが過半数を占めている状況でございます。外国では接種後に発症者が劇的に減少したという例が確認され、我が国でも任意接種として三種混合と同時接種を進められているところでございます。

接種回数としまして、1回から4回の接種が必要とされております。1回の接種費用は大体6,000円から8,000円程度かかるようでございま

す。県内で公費助成を行っている自治体でございますが、県内6市が公費助成を行っております。鹿児島市、薩摩川内市、曾於市、いちき串木野市、南さつま市が1回の接種当たり3,000円の助成を行っております。伊佐市につきましては、平成21年度から全額助成ということしております。

ただ、このヒブワクチンでございますが、定期予防接種化について、昨年厚労省のほうで審議されたようでございますが、具体的なまだ方向性は見えていないと、未定のようでございます。

次に、肺炎球菌ワクチンでございますが、乳幼児対象のワクチンと成人対象のワクチンがございます。いずれも肺炎球菌に感染し、重症化を防ぐものであり、予防接種等を行っても100%予防するものではないということでございます。接種対象が0歳から5歳、高齢者につきましては65歳以上ということでございます。これも接種につきましては1回から4回の接種が必要とされ、1回の接種につきましては8,000円から1万円程度であるようでございます。

県内で公費助成を行っている自治体は1市2町、奄美市、与論町、和泊町が実施しているようでございます。

次に、子宮頸がんワクチンでございますが、年間1万人以上が新たに罹患し、毎年約3,500名が命を落としていると言われております。唯一予防ができると言われる子宮頸がんワクチンは、我が国ではまだ接種に関する実績が少ないのが現状でございます。接種に当たっては、思春期を迎える女兒が、女性の成長と健康について理解できる教育もあわせて求められております。半年間で3回接種するということになっております。費用は総額で5万円前後かかるようでございます。

県内で公費助成を行っている自治体でございますが、出水市が1回の接種につき上限7,500円

の補助、長島町が総費用の半額を助成する議案を、今6月議会に上程しているようでございます。

ほかに、今年度中に検討したいと回答した団体は、三島村、大和村の2村で、他の自治体は検討中との回答でございました。

公費助成につきましては、感王寺議員、池山議員にもお答えいたしました。本市におきまして、平成23年度から子宮頸がん・ヒブワクチンの接種費用の助成を行うよう検討しているところでございます。

次に、介護保険問題と対策についてでございますが、まず初めに、昨年4月にあった要介護認定の見直しと経過措置で、本市の状況と対応、また検証はなされたのかとの御質問でございますが、御承知のとおり、昨年4月から、要介護認定の見直しについては、要介護状態が軽度に変更され、これまで受けていた介護サービスが受けられなくなるのではないかとこの全国の利用者からの声を受けまして、見直し直後に国に検討会が設けられ、昨年9月末までは、半年間の経過措置として従前の要介護度によるサービスが受けることができるように図られた経緯がございます。要介護度3以上の方々には大きな変化はございませんでしたが、特に非該当者や軽度の割合が増加するなど、在宅や新規の申請者にその傾向が見られたことによるものでございます。

保健福祉課では、昨年3月の各事業所への説明会を皮切りに、4月、9月と3回の説明会を実施しており、利用者とのトラブルや大きな混乱もなく対応している状況でございます。

結果としまして、垂水市内では、昨年4月1日から9月30日までの半年間で395の方が経過措置を希望され、そのほとんどが重度への変更を希望する方々でございました。そのうち132の方が昨年10月以降の見直し後の更新申請を終え、更新結果では、現状維持が約50%、重くな

った方が25%、軽くなった方が25%と、ほぼ国が昨年9月までに検証を行った結果と同様の数値が出ているようでございます。

経過措置に関し、要介護度の判定について特段の不満や苦情を寄せられた方はございませんでした。

現在まで約3分の1の方々の更手続きが終わっていますが、引き続き注視して、検証結果につきましては、介護保険運営協議会等を通じ御報告していきたいと考えております。

次に、介護保険の生活援助への厚労省からの通知の内容と改善についてお答えいたします。

介護保険の訪問介護サービスにおける生活援助とは、利用者に対する調理、洗濯、掃除等の提供のことをいいますが、以前は、利用者に同居家族がいることのみを理由に、生活援助の提供を認めない保険者が多く見られたようでございます。

そこで、平成19年12月20日厚労省事務連絡において、同居家族の有無のみでサービス提供の可否を一律機械的に判断するのではなく、個々の利用者の状況に応じて具体的に判断するよう通知がされたところでございます。

本市においては、このような事例につきましては、以前から御家族の状況等を把握し、保険給付の可否については、担当の事業所等の介護支援専門員を通じ、適正に対応しておりましたが、この通知を受け、さらに介護事業所に対し説明を行うなど、周知を行ってきたところでございます。

ただ、全国的には依然として一部の市町村で見られたことから、同様の通知が平成20年8月、平成21年12月に再出されております。本市では、その都度、介護事業所に通知や広報用チラシの送付を行うなどしております。また、判断に迷う場合など、保健福祉課に連絡していただき、訪問介護サービスの適正化に努めるようにしておるところでございます。

以上でございます。

○総務課長（今井文弘）防災問題についての御質問にお答えいたします。

桜島噴火対策、震災対策につきましては、情報収集体制や災害警戒本部、災害対策本部をどの時期に設置するかなど、垂水市地域防災計画に定めておりました、その体制に合わせた職員の参集を規定で定めているところであります。また、去る5月11日には垂水市防災会議を開催し、地域防災計画の見直しの部分についても説明をしたところであります。

内閣府及び総務省消防庁が全国の都道府県及び市区町村を対象に実施しました、地震発生時を想定した業務継続体制に係る状況調査によりますと、先ほど議員も言われましたが、市だけで見ても、94%の自治体が業務継続体制について整っていないという結果が出ていたようでございます。

ちなみに、整っている条件を申しますと、職員の参集計画がある、継続する一般業務が決まっている、職員用の食料等、物資が備蓄されていること、また庁舎が被災した場合の代替施設が決まっている、これが条件となっております。

本市の業務継続計画につきましては、新型インフルエンザ発生時に各課の業務の優先順位を決めてきておりますので、それを準用していくこととしております。

次に、災害時要援護者避難支援プランにつきましては、県と協力して平成18年に策定し、平成19年度から災害時要援護者登録台帳作成を実施してきておりましたが、昨年、垂水市災害時要援護者台帳登録実施要綱を策定して、改めて登録者の受け付けをしております。

なお、登録申請につきましては、平成21年度の市報8月号及び市ホームページで周知し、総務課危機管理対策室にて受け付けをし、保健福祉課との協議をした後、台帳登録をしていると

ころでございます。

現在、台帳登録者は45名おりますが、このような方々が迅速に避難できるように、情報の伝達、避難誘導、避難先等の避難支援に必要な事項等については、保健福祉課のほうで把握をしているところでございます。

次に、本市の自主防災組織でありますけれども、平成22年5月1日現在で組織数は54団体、自主防災世帯数6,666世帯で全体の83.13%となっております。

川畑議員にも申し上げましたが、これまで土砂災害等の危険区域を優先的に出前講座による説明や、広報紙や文書等での組織結成のお願い、また、1つの振興会で設立が無理なところについては、複数の振興会または地域が1つとなった形での組織の設立のお願いをしてきたところでもあります。

今後の行政の課題としまして、設立されている自主防災組織のさらなる活性化を目指して、リーダー育成のための研修会や訓練等への支援をしていく必要があると考えているところでございます。

次に、在宅福祉アドバイザーですが、本市でも、老人クラブ会員107名、民生委員58名、計165名で構成されており、ひとり暮らしや寝たきりのお年寄り、障害者など、援護を必要とする要支援者に対し、声かけや安否確認などを行ってもらっておりますが、その際に災害時の避難についてもお話もしていただくことにしております。自主防災組織がないところについては特にこの取り組みを徹底していく必要があり、また自主防災組織があるところについては、両方からの支援がもらえることになり、要支援者の避難体制の充実がさらに図られるのではと考えております。

なお、在宅福祉アドバイザーの活用につきましては、今後、保健福祉課と協議を重ね、さらに充実した体制がとれますよう取り組んでまい

りたいと考えております。

次に、要援護者施設の件でございますが、本市では、コスモス苑、華厳園、恵光園、グループホームさくらの里、グループホームひまわり苑、グループホームゆうきのなぎさ、グループホーム太陽の家の7施設と、平成21年2月10日に協定を結び、福祉避難所として指定をしております。また、これらの施設の収容可能人員につきましては、各施設が受け入れ可能な避難者の人数や連絡担当者の把握もできておりまして、現時点では災害時要援護者登録台帳の45名の避難につきましても確保できているところでございます。

次に、ハザードマップの活用と位置づけですが、平成20年9月までに鹿児島県が指定しました土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定された地域を対象にして作成をいたしました。このマップは、土砂災害の発生のおそれがある箇所や区域を地図上で明らかにするとともに、避難所、公共施設等とあわせて土砂災害の知識などの情報を記載しております。

土砂災害発生が高まった場合あるいは災害が発生した場合、自主的な避難や危険回避行動を支援するために、市民の皆様が土砂災害の危険性を事前に把握し、災害への備えや緊急時の速やかな避難に役立てていただくためのものです。そして、本年度初めに土砂災害警戒区域内の振興会の各世帯に配布をしたところであり、また、市ホームページでも閲覧でき、必要に応じてダウンロードできるようになっております。

今後は、自分の家、地域の状況確認や各自主防災組織での訓練、またスキルアップ研修会での図上演習等にこのハザードマップの活用を考えております。

土砂災害危険区域内で、また自主防災組織が設立できていないところについても、このハザードマップで危険区域等を確認できることで防災

意識が高まり、自主防災組織結成のきっかけにもなるものと思っております。

以上でございます。

○土木課長（深港 渉） 中央地区の排水問題での市道9号線改修工事における検証と対策についてお答えいたします。

市道9号線改修工事は、御指摘のとおり議会からの問題点等も指摘されましたが、路面や歩道の整備にあわせ、錦江町の雇用促進住宅から県営住宅付近の冠水対策としての排水処理も重要な目的として、平成20年度に実施いたしました。そもそも整備前の本地区におけるメインの排水は、JA葬祭の北側にあります海岸放流口への延長約600メートルの地下埋設ヒューム管のみであり、その排水能力に限度を来していたことから、一部の排水を本城川へ放流する計画で実施しております。

この排水路は、今までの倍以上の排水能力のある大きさとし、効能を期待しているところでしたが、県営住宅からコスモス苑の一部につきましてはやや解消されたものの、御指摘のとおり雇用促進住宅からポイントショップ前付近は、明確などいいますか、即効的な排水効能があらわれていないのが現状のようでございます。

この要因として、水道管に支障があることから、計画しました大きな排水路を海岸側、つまり県営住宅側に敷設したこと、既設ヒューム管を保護するための安全な埋設高を考慮して、特に路面中央部の切り下げが思うようにできなかったことなどが考えられます。

この対策としまして、特に排水不良であるポイントショップ前付近の冠水を本城川への新排水路へ分水する横断側溝等の敷設ができないか、考えているところでございますけれども、冠水時の正確な現場検証を行うとともに、既設ヒューム管や路面各要点の高さの詳細な計測などを行い、できるだけ早急に、経済的で効能のある排

水が行えるよう検討してまいります。

次に、中央地区における今後の排水対策の方向性についてでございますけれども、近年における合併浄化槽への転換など住宅事情の変化やゲリラ的豪雨の頻発などにより、中央地区の排水問題が深刻化していることに伴い、平成8年度から、国土交通省の補助事業である都市下水路事業を取り入れましたが、平成15年度まで、下宮地区の一部、延長約420メートルでございますけれども、これのみを実施しまして、御指摘のとおり、その後、財政事情等によりまして休止している状況でございます。

その後の排水対策としまして、市としましては、先ほどお答えしました垂水9号線での排水路の大型化や、その他の部分的な既設側溝等の改修を行っておるところでございます。

また、昨年度は専門的コンサルタントによりまして、中央町地区の冠水状況の調査や現況排水施設の調査も実施しておりますが、抜本的な解決策については、下流域からの大幅な改修が必要なことが判明し、明確な整備方針が示したいところでございます。

また、県におきましても、市の要望により市街部の冠水状況を認識されており、その対策の一環として、旧ロータリー付近での新規排水路敷設を進めていただいておりますところでございますけれども、施工途中でありますことから、その整備効果も明確に把握できない状況と言えます。

ただし、現状として、昨年度までの完了区間におきましては、以前まであったロータリー付近の冠水が緩和されていることを確認しております。しかし、それがこの排水路による効能かの判定はできないといえ、いずれにしましても、今年度全線完了後の排水状況を慎重に注視してまいりたいと考えております。

都市下水路事業につきましては、休止している期間も長く、ポンプ場として用途指定のある

土地など、市の施策推進にも支障を来している状況もありまして、計画の見直しや縮小または代替策も含め、その方針決定が迫られているところでございます。

中央地区の排水問題は、市民生活に直結している非常に重要な問題であり、所管課としましても優先課題ととらえておりますので、現状の限りある予算の中で一歩ずつでも前進するよう努力してまいります。

次に、市営住宅の改修問題についての公営住宅等長寿命化計画の策定についてお答えいたします。

公営住宅に係る長寿命化計画につきましては、実際、現在まで策定しておりません。しかしながら、今年度はこれに類する事業としまして、昨年度に創設されました社会資本整備総合交付金事業の住宅・建築物安全ストック形成事業で建築物耐震改修促進計画を策定することとして、今議会に補正予算を計上しておるところでございます。

この計画では、固定資産台帳等により、建築物の用途、構造別に、建設年度等から耐震化率を調査し、平成27年度までに耐震化率90%を目標に耐震化を促進するもので、これには公営住宅も対象となっております。

そもそも木造の公営住宅の場合、耐用年数を30年としておりますことから、本来は建てかえの対象となっている住宅がほとんどと言えます。当然、建てかえにおきましては相当な費用を要し、結果的に使用料の値上げにもつながることになりますけれども、現実論としまして、利用者におかれましては使用料が安ければ古くても利用したいということもございまして、大規模な改修立案へ踏み切れない要因の1つと言えます。

しかしながら、利用者の安心・安全な居住空間の確保を図ることや、管理する側の長期的な維持管理計画の観点からも、公営住宅の長寿命

化計画を策定することは必要不可欠であると言えます。しかも、策定後における計画の厳格な推進のためにも、財源対策や長寿命化のための改修後の使用料設定なども熟慮し、策定することが求められると思っているところでございます。

これらをかんがみ、昨年度に創設されました公営住宅ストック総合改善事業の新規事業であります長寿命化型などの調査研究も図ってまいりたいと考えております。

2点目の各住宅における修繕等の負担区分についてでございますが、市営住宅は公営住宅法を基本に運営しており、当初より修繕料等は使用者の負担となっております。しかし、現実的な運用としましては、構造的な修繕は管理者で行っており、退去時の畳の表がえとふすまの張りかえのみを利用者により行っていただいております。

一方、定住促進住宅につきましては、御案内のとおり、従前の入居者もそのまま雇用促進住宅を引き継いだものであることから、その運営形態も従前のままとし、修繕料の負担はさせておりません。

それと、定住促進住宅の浴槽及びガスがまの浴室設備につきましても、従前より管理者が設置していることから、これも市の所有物となり、入居率の向上を図る目的もあったことなどから、昨年度全戸にシャワー設備を設置しております。

市営住宅と同様の運営ができない理由として、定住促進住宅は、そもそも公営住宅法が適用されない維持費的な経費を含めた使用料で設定していること、一方、市営住宅については、運営そのものが公営住宅法を基本に、一般的に安い使用料設定であることや各種制約があることなどから、修繕料について同一の取り扱いは難しいと言えるところでございます。

しかしながら、管理者として、住みよい住環境を保持することは当然でございますので、両

住宅につきましても小まめな維持管理に努めてまいります。

最後の入居者からの改修要望とその計画的対応についてお答えいたします。

改修要望としましては、漏水や排水などの水回り、ドアやふすまなどの建具のふぐあいなど比較的軽微なものがほとんどでございまして、現在のところ、建てかえでありますとか、大がかりな改修の要望はない状況でございます。

この理由の1つとしまして、先ほども述べましたけれども、大がかりな改修による使用料へのね返りを考慮され、要望されないことも考えられます。

また、市が行うべき軽微な修繕の要望には、その内容により個々に対応しております。当然、漏水でありますとか、排水などの緊急を要す修繕は即行っておる状況でございます。

したがいまして、現状での改修や修繕要望につきましましては、計画的対応はしていないと言え、またそれぞれの住宅の建設経過年数もおのおの違うことから、個々に相応の対応が必要と考えております。

それから、定住促進に市で設置しましたシャワー施設については、市営住宅の入居者のほうからは設置要望は直接的には届いておりませんが、ふろ施設そのものが個人所有であることや使用料設定などにより、現行運用では市で設置することは難しいところでございます。

以上でございます。

○税務課長（川井田志郎） 持留議員御質問の地方税法改正による問題についてということでございまして、現状の扶養控除を受けられる場合の住民税額と扶養控除が廃止された場合の住民税の増額はどのようになるかとの御質問に回答させていただきます。

仮定されているケースでございしますが、給与所得が350万円の4人世帯で、控除対象の配偶者と高校生が1名、小学生が1名の3名の扶養親

族がいるとして計算をいたしました。なお、単純に扶養控除の有無による差額を計算いたしておりますので、御了解いただきたいと思います。

現在、住民税におきましては、扶養控除がある場合は、配偶者控除33万円、一般扶養控除33万円、特定扶養控除45万円と、被扶養者本人の基礎控除33万円の合計144万円の所得から差し引かれる所得控除がありまして、残額の206万円が住民税の課税標準となります。住民税の税率は10%でございまして、税額は20万6,000円となります。

扶養控除が廃止された場合は、小学生1名の一般扶養控除33万円と高校生1名の特定扶養控除の上乗せ部分12万円が控除の対象となりませんので、所得控除が99万円となりまして、課税標準額が251万円で、税額が25万1,000円となります。結果としまして、扶養控除の有無の増額は4万5,000円となります。

ちなみに、所得税につきましましては、扶養控除がある場合で所得税額8万6,500円となりまして、ない場合は11万8,000円となります。差し引き3万1,500円の増額となります。

今回の税制改正の影響は、所得税、市県民税ともに平成23年度分の所得からの適用となります。

次に、扶養控除廃止による制度への影響はどのようなものがあるかとの御質問でございしますが、扶養控除の廃止によりまして、課税総所得金額または課税か非課税か等を活用している制度等に影響が出てくるものと思われれます。具体的な制度としまして、市営住宅使用料、保育料、国民健康保険制度などが考えられます。

対策の検討につきましましては、今後、各課におきまして検討が必要かと思われれます。

以上でございます。

○持留良一議員 今回は基本的には再質問はしないという冒頭の頭があつて、これだけ時間もいただきながら十分な説明も受けて、したんで

すけれども、ちょっと若干引っかかるるところについて、残る時間やってみたいと思うんですけれども、1点目は、一問一答方式でしたいと思うんですが、再任用問題で再就職問題なんですけれども、先ほど池山議員のところの関係でいくと、市長は人事をお願いしたいと、人事をお願いをしているということだと。先ほどの総務課長の答弁は推薦をするという、ちょっと言葉のずれがあったというふうに思うんですね。

私は、この問題というのは、やっぱり地位や権限を利用してそれに対応するということは当然あってはならないと思いますし、まして、介入とか圧力があっても当然ならないと思うんですね。そうしますと、先ほどの答弁を聞くと、どうもそのあたりのずれがあって、市民から見ても、ちょっとおかしいのではないかなというようなことを聞いてしまうんですけれども、そのあたりは統一したちょっと見解というのをお聞きしたいんですけれども、その点についてどうでしょう。

○市長（水迫順一）言葉の持つ意味での質問だろうと思いますが、市との連携という意味で、推薦も申しあげましたし、推薦の中、やっぱり連携をしていくことが非常に大事だという意味での推薦でございますので、お願いの濃さもある推薦ということでございます。お願いをしながら推薦をしておるということです。

○持留良一議員 あくまでもこういう問題というのは、それぞれの団体で自主的に、なおかつ民主的に決めていく問題だろうと思うんですね。だから、そうしますと、基本的にはやっぱり市との関係でいくと、推薦とか含めてだろうと思うんですね。そういうところは確認をしておきたいというふうに思います。

次の非正規職員の問題については、努力をされているということ認識するんですけれども、公共サービス基本法というのが、基本法が可決したと思うんですけれども、やっぱりそのあた

りから、国自体もそのあたりの労働環境、いわゆる給与とか処遇改善を積極的に取り組んでいると思うんですね。そのことがこの間の行革を通じて、この非正規職員の位置づけも高まってきた、それなりのやっぱり改善をされてきていると思うんです。そういう意味では、こういう立場に立って今後もぜひ待遇改善に取り組んでいただきたいというふうに思います。

1点だけお聞きしますが、公共サービス基本法、これを御存じでしょうか。

○総務課長（今井文弘）私、今のことについては存じておりません。

○持留良一議員 存じてないということなので、そうしますとやっぱりいろんな問題が、今後、していくにはこれが指針になろうと思いますので、ぜひ再度この点については、特に11条を見ていただいて、どう対応していくかということも含めて、それが今後、基本になるかと思しますので、ぜひその立場に立って今後、御検討いただきたいと思います。

それから、福祉行政についてお聞きをしますが、先ほどヒブワクチンについては今後、検討していくということだったんですけれども、市長、この問題については、今度新しく小児用の肺炎球菌ワクチンができたんです、この2月に。このことで約8割から9割、細菌性脳髄膜炎を予防することができるということなんですね。

先ほど言いましたとおり、このことで医療費も下げられる。当然、命も守られるということですので、これは約束というか、今後の検討ということで、この小児用球菌ワクチンのほうもぜひ検討していただきたいと。この2つができて初めて、子供たちの脳髄膜炎の予防につながっていくということになるかと思っておりますけれども、この点について市長の考え方、見解をお聞きします。

○市長（水迫順一）その辺の知識は私も別に

今、ありませんでしたから、それは検討の余地はあると思いますけど、新たな接種法につながるという意味ですね。そういう意味だと、一応検討はしてみたいと思います。

○持留良一議員 次は、介護保険問題についていきたいと思いますが、1点確認したいのは、いろんな調査、政府の調査でも、軽度になるということが相変わらず多いということなんですが、これについてはやっぱり検証、見直しをやっていくということで基本的にやっていただきたいと思うんですが、これについて確認をしたいと思います。

それと、生活援助の問題なんですけれども、私は2年前経験したのは、福岡の垂水出身の方が、この方はケアマネジャーだったんですけれども、私は、この福岡ではできると、しかし親元ではできないというのはおかしいと。そのことで問い合わせをしたら、「いや、本市はできません」ということだったんです。その後、先ほど課長が言われたように改善がされたと思うんですが、その職員の対応によって全然、必要な介護が受けられない事態があったというこの事実なんですよ。

そうしますと、何が問題だったのかということなんです。私は、やはり職員の対応という問題があったのではないかなど。全国的にもこんなことが言われています。いわゆる職員が陥りやすい誤りということで幾らか挙げられています。いわゆる法令を知らないとか解釈の誤りとか等々、いろいろ挙げられているんですけれども、この点について、現場にいらっしゃる課長の認識というか、そのあたりのいわゆる専門性をどう向上させていくかということについて、その2点だけお聞かせください。

○保健福祉課長（城ノ下 剛） 最初の御質問でございますが、今、更新が395名のうち132名と、3分の1程度更新を行っております。全部出た段階で精査を行っていきたいというふうに

考えております。

それと、通知の件でございますが、一部の保険者による給付抑制、確かにあったと聞いております。ローカル的なルールをつくって構築したのがその原因だというふうに思っております。その分につきましては、利用者が自立支援に向け、安心して生活が送れるような介護サービスの提供を行っていきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○持留良一議員 次は、防災問題については、当該の委員会等でいろいろ議論をしていきたいなど、引き続きしていきたいというふうに思います。

それから、最後の問題については、地方税の問題については理解をしていきたいと思います。

ただ、土木行政についてなんですけれども、残り時間がちょっと。これがそのときの冠水の状況です。（発言する者あり）動議には私は賛成をしています、修正案については。このような形で冠水をしているんですね。だから、そういう点では、やはり先ほど言いましたとおり、当初の問題が、非常に計画自体がどうだったのかということのを改めて問われていると思います。それとまたもう1点は、やっぱり新たな税金をこれで投入しなきゃならないという点だろうと思うんです。そうしますとやっぱり当初の対応が非常に問題だろうと。だから、今後やっぱりこういう点についてはしっかりとそういう調査もしながら、やっていただきたいなというふうに思います。

それと、あと住宅の問題です。こういう形で、あと1分ですね。これは屋根が非常に壊れている。これなんかはもうそれぞれ加入者が、入居者が自分でされたんです。それだけに、先ほど計画的にと言われていましたけれども、ぜひこの点については入居者から要望を聞いて、していただきたいなど、計画的にやっていただきたい

いなというふうに思います。もう回答は要りません。

今回は、そういう意味で、全般的な、また身近な地域の問題も含めて取り上げましたけれども、やはり住民に依拠した、住民の声に沿った形での今後、行政にも携わっていただきたいなというふうに思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（川尻達志）次に、11番宮迫泰倫議員の質問を許可します。

[宮迫泰倫議員登壇]

○宮迫泰倫議員 持ち時間は1時間です。

今回の口蹄疫で、国、宮崎県、それから自分たちの地域、非常に対応が早かったと思うんです。（「宮崎も入れる」と呼ぶ者あり）いやいや、まあいいんです。しかし、私が今から質問するのは、やっぱり私たち市民が共有問題であります豪灰についての質問でございます。今から質問を申し上げますので、よろしく願いいたします。

安心・安全のまちづくりの豪灰対策について。これは、安心・安全なためじゃなくて、安心・安全のあるまちづくりという意味で「の」をつけました。

1番目、くらしの降灰相談センターに寄せられた要望、どのようなものがありますか。要望の対策は、実施されましたか。

2番目、豪灰の克灰、利灰に関する新しい技術の開発、普及・推進を考えておられないのか。

以上、2つをお聞きします。よろしく願いいたします。

○市長（水迫順一）昨年10月から大変な豪灰に遭いまして、垂水市民の経済関係、暮らし関係に大変大きな影響を与えておる問題でございます。今取り上げていただきました細かい細部につきまして、まず、課長のほうから細かい報告をさせていただいて、その上でまた私の質問がございましたら、よろしく願いします。

○市民相談サービス課長（前木場強也）宮迫議員のくらしの降灰相談センターに寄せられた要望はどのようなものか、要望の対策は実施されたのかという御質問にお答えいたします。

くらしの降灰相談センター専用の電話が設置されて以降、昨日までの約2カ月間に四十数件の要望等が寄せられました。その内容は、降灰袋を収集場所のごみステーションまで運べない、降灰袋が収集されていない、降灰袋が欲しい、側溝の灰を収集してほしいなどございます。

要望や問い合わせのあった件につきましては、降灰袋が欲しいなど簡単な問い合わせは窓口で対応し、専門的になる場合は関係課に連絡し、担当課で迅速に対応しております。

以上です。

○土木課長（深港 渉）ただいまの答弁のとおり、市民からの要望のほとんどが土木課所管でございますので、その対策について土木課でお答えいたします。

相談内容のうち、収集場所の問題と降灰袋が収集されないということにつきましては、連鎖した相談と言えらると思います。と申しますのは、高齢の方や女性におきましては、収集指定場所までが遠い上に、その数もほとんどの振興会で1カ所である。したがって、自宅前に置いている。しかしながら、自宅前は収集指定場所でないために収集が後回しになってしまうといったような現状のようでございます。

御案内のとおり、この事業は国庫補助事業として行っておりまして、市長が指定した場所から搬出及びそれを処理する費用が助成されるものでございまして、現在まで、その指定場所はごみステーションとしておりました。しかしながら、相談内容のとおり、今後ますます高齢化が加速することや、早急な市民生活の安定を図ることなどを踏まえ、昨日森議員にもお答えしましたとおり、鹿児島市とも整合性を図り、おおむね5軒以上で収集場所を指定できるよう、

つまり自宅に近い場所を指定場所とするよう、その場所について現在、振興会長へ依頼をしているところでございます。

それから、側溝清掃の要望につきましては、この5月に、市の単独事業としまして中央地区の国道下側と協和地区を既に発注しております、その一部につきましては現場着手もしているところでございます。残りの地区につきましても、予算に合わせまして効果のある清掃を行ってまいりたいと考えております。

先ほども答弁がありましたけれども、降灰袋の配布要望につきましては、現状では個人的な要望であることから、その方には、くらしの降灰相談センターの窓口でお受け取りいただけるよう調整済みでございます。また、振興会より総合的な配布要望等がありましたら、今までどおり土木課で対応してまいります。

次に、降灰対策の新しい技術の開発等ということで、まず土木課関連からお答えいたします。

豪灰の克服という観点で、路面清掃車の技術開発に関してでございますが、御承知のとおり、桜島降灰防除地域の4指定都市、これは鹿児島市、垂水市、鹿屋市、霧島市でございますけれども、この4指定市で構成します桜島火山活動対策協議会におきましては、毎年、桜島に関するあらゆる施策の要望を行っておりますが、ことは、垂水市からの新規提案としまして、降灰専用の高性能な路面清掃車の開発について要望事項に盛り込んでおるところでございます。

現状の路面清掃車は、通常の維持管理的な一般の清掃に使用されるものとして開発されておりました、これを少々の改造によりまして降灰用として供されているようでございます。高性能の降灰専用の車両が開発されることによりまして、結果的に早急な復旧につながり、ひいては経費削減も図れることとなります。このようなことから、メーカーの自努力に頼ることなく、国で所管します技術研究所などで降灰に関

する総合的な研究や検証のもと、降灰対策として特化した車両開発を行っていただくよう要望したものでございます。

以上です。

○農林課長（森下利行） 農林課関連についてお答えいたします。

昨年末からことしにかけて連日のごとく桜島の豪灰に見舞われ、大量の火山灰が施設や作物に堆積し、被害が甚大になったことを受けまして、本市では、国や県に対し、降灰対策事業の要件緩和等の要望を行ってきたところがございます。

その結果、従来は農協のリース事業でなければ事業対象外になっておりましたトンネルハウスが任意組合での事業導入が可能となり、また、桜島方面で従来から使用されておりましたキヌサヤエンドウの屋根かけトンネルハウスも対象となっております。

県単事業につきましては、垂水市と旧桜島町、鹿児島市東桜島町の地区を対象に、県知事の特認事業としまして、降灰除去用の動力噴霧器などの機器導入について助成が受けられるようになっております。

また、市の単独事業につきましては、施設等に堆積した火山灰の収集作業を実施することになり、現在、その申し込みを受け付けているところでございます。

以上です。

○水産課長（塚田光春） 水産関係の安心・安全のまちづくりの桜島豪灰対策についてお答えいたします。

くらしの降灰相談センターに寄せられた要望は、水産関係ではございませんが、議員御指摘のように、昨年末からことし初めにかけての豪灰については両漁協ともに苦慮しているところでございます。特に、ブリ、カンパチの出荷時におきましては、灰が降ったり、場内にたまった灰が風で舞い上がり、水産物や氷に灰が付着

し、品質管理面で問題が出るおそれがありますので、安心・安全な商品として出荷できるよう細心の注意を図り、作業を行っているのが現状でございます。

具体的な豪灰対策としましては、両漁協の養殖の水揚げ漁港は、ともに県管理の海潟漁港と牛根麓漁港になっているため、県から路面や側溝の清掃をしていただいたり、市の直営車で清掃している状況でございます。

また、抜本的な降灰対策として、降灰が荷さばき施設内に侵入しないような施設整備が考えられますが、両漁協の意向としましては、荷さばき施設の施設整備になりますと多額な費用がかかる上、この降灰がいつまで続くかわからないため、全額補助の事業であればお願いするが、漁協負担が伴うようであれば施設整備は望まないとのことでございます。

また、ブリなどフィレ加工場への灰侵入防止対策としまして、民間企業が特殊なカーテンや特殊な密度のあるフィルターをつけた換気扇などを設置しているとのことですが、灰の場合、粒子が小さいため、設備投資の割には効果が薄いと聞いております。

このようなことから、水産業の豪灰対策としましては、漁港敷地内に降り積もった降灰除去は、現在、単独事業で清掃しているため、市道の清掃みたいに国の補助事業で対応できますよう、桜島周辺4市で結成している桜島火山活動対策協議会で23年度の新規要望事項としまして、漁港敷地内の降灰除去に関する補助基準の制度化と事業費の確保の要望をしたところでございます。

今後も、豪灰対策としまして、漁協の意見を聞きながら、全体的な見解のもとに国や県へ要望してまいりたいと思います。

以上でございます。

○教育総務課長（三浦敬志） 桜島火山対策における問題といたしまして、教育現場を抱えま

す教育総務課といたしましては、学校の空調設備につきまして、これまで垂水市の降灰状況が冬場中心で夏場は比較的降灰が少なかったため、エアコンの設置まで検討しておりませんでした。現在でも、保健室、パソコン室、図書室にはエアコンを設置しておりますが、全学校の普通教室まで設置するとなると、設置費用が必要ですし、電気代、修繕費等の維持管理費も膨大になってまいります。

先般、桜島災害視察時における防災担当大臣の発言として、空調設備等の設置に関する発言がありました。それに関し、県、鹿児島市と協議してまいりましたが、鹿児島市は維持管理費問題で関心が薄かったようであります。

そこで、今回、鹿児島県を通じて、鹿児島市と垂水市の連名で内閣府に対して、自主財源を極力使わない形での空調設備の設置、また維持管理費についての補助を検討していただくよう要望したところでございます。

以上です。

○宮迫泰倫議員 ありがとうございます。

今のは克灰なんですけれども、利灰とかいうのはなかったのか。技術の新しいそういう開発とか普及とか推進はなかったのか。それをまず聞きたいと思います。よろしく申し上げます。

○市長（水迫順一） 議員が常々議会等でもおっしゃるように、利灰、灰を利用すること、それも必要じゃないかというようなことで我々もいろいろ考えてきました。

その中で、今、実際やろうとしていることを1つ、2つ御報告を申し上げますと、道の駅におきまして、ラッピングした灰を、飾りをつけたりして、市外からおいでの方に無料で提供しておりまして、実に喜ばれているというようなことを聞いております。

それと、もう1つやろうとしておりますのは、灰の缶詰をつくろうかということでございまして、それが何か聞くところによりますと、安く

でできる缶詰会社があると。それは100円ぐらいの小さい缶詰でございましょうけど、100円ぐらいで売れるような、原価が半分以上で50%ぐらいもうかればいいかなというような気持ちなんですけど、それをちょっとつくってみたいなと思っております、それは今後やっていきたいと思えます。

その辺が、道の駅でワンコインで売れるようなものであれば、本当に市外から来られる方に興味を持ってもらえるかなと。それと、海潟にブルー・ツーリズムでことしも5校の中学・高校生が来ますが、こういう人たちにもそのくらいの値段であれば買って帰っていただけるんじゃないかという気持ちです。

ですから、今後、ブルー・ツーリズムの生徒たちも年々、来年あたりからふえてくるでしょうし、それから道の駅、80万人の7～8割は市外でございまして、この人たちに対しまして、少しでも灰に興味を持っていただいた上で、少しでもまたこちらにも利益が出るような方法があればというふうに考えております。

○宮迫泰倫議員 今、各土木課とか農林課、それから水産、教育、それから利灰についての非常な考えがあったんですけども、しかし、私たちはこの灰のために非常に悩んでいるわけです。これをもう少し皆さんと一緒に、例えば皆さんというのは、桜島火山活動対策協議会の中でも、全国の市長会にそういうさっき言われたような缶詰を持っていくとか、そうすれば非常にこの4つの市が再認識されると思うんですよ。

なぜかといいますと、6月2日と3日の午後1時ちょっと後だったと思うんですけど、桜島が爆発をして、灰が鹿児島島に行ったんですね。真っ黒にしていました。その次の日かその翌日ぐらいにラジオを聞いておいたら、指宿のお母さんだったと思いますけれども、自分の子供がことしから鹿児島島の学校に行っています。わっ

ぜえ灰が降ったと、豪灰だったということなんです。それで、県内においても豪灰を知らない人もいます。

そういうことで、もう少しこっちからの情報を発信する、そういう利用を、何か灰を利用して皆さんに知らしめて、豪灰はすごいですね、それは大変ですねとか言ってもらえば、また私たちも非常に灰のために困っておりますけれども、同情してくださるほうがいいんじゃないかということなんです。

それから、さっきラップした灰をどうのこうの言われましたけど、それはもう既にこの前、4月だったと思いますけれども、アイスランドが爆発しまして、ヨーロッパにおいて世界の飛行機が飛べなくなったんです。その後、1カ月ぐらいしたら、アイスランドの人たちがもう売っているわけです、灰をですね。だから、桜島の降灰は昭和三十何年からだったんですけど、やっぱり早くすれば、欲しい人もいらっしやると思うんです。これが灰かと、これはひょっとしたら灰じゃなくてそば粉じゃねえかと言う人もおるかもしれません。それはわかりませんよ。そういう皆さんが認識されれば、灰がこんなものかと、それは部屋の中にも入るなあということなんです。

それから、各学校の空調を絶対欲しいと思うんです。なぜかと言え、こっちに来ないという保証はないんです、夏にですね。やっぱり勉強するにはいろんな、あったほうがいいと思うんです。それを銭がどうのこうのと言われるのはもうやめてください。

だから、こういう災害については全部ネガティブな言葉はのけて、皆さんがいいようにやっていくのが本当だと思うんです。でないと、何も進みません。

それから、市長が言われました改革、協働、前進、それを頭に入れて、施政方針に8つの基本計画がございまして、総合計画にですね。

それから、各部屋に「市民第一、現場第一、行動第一」とあります。これはどういうことなのかもう1回認識してもらって、市民の目線に立った克灰に努めてもらえば、これがあしたで終わりということは絶対ないと思うんです。

これは雪の地方もあるけど、雪の場合はまた内容は違うと思うんですけれども、やっぱり朝、早朝から8時半までに主な道路はきれいにするとかあるらしいです。それから灯油が安かったりですね、暖房用のが安かったり。そういうことをちょっとばかりもう少し考え直すれば、やっぱり垂水市も電気代とか水道代とか何か補助があれば、楽しくいけるんじゃないかと思えます。

そういうことでもう1回、市長さん、お願いいたします。

それから、もう1つお願いしたいんですけれども、くらしの降灰相談センターというのは、例えば3月に申しました市長部局の何かと、そういうふうに理解しております。しかし、例えばトンネルハウスの導入をした、キヌサヤエンドウに屋根がけをどうの、それから県知事の認定、指定事業はどうかのとうかありましたけれども、それを知らない方もいらっしゃると思います。それを今後どうしたらいいか。何月何日どこで会をやります。参加してください。行けない人もいます。行けない人は実はこういうのが欲しかったとかあります。そういう人がないようにですね。

まず、こういうことは、降灰の軽減というのは産業の振興にも当たると思えます。それから市民の生活もだと思えます。それは降灰の軽減と克灰と利灰も一緒だと思うんです。そういうことで、産業の振興と市民の生活が今までのやり方でいいのか、今後どうしたらいいのか、例えばさっき言いましたようなことで市長さんをお願いします。

○市長（水迫順一）おっしゃるとおりだと思

いますし、本当に克灰、利灰ということは今後は、まだいろんな立場の人からいろんな意見を聞きながら、知恵をいただきながら、アイデアを出していく必要があると、そういうふうに思っております。

もう1つは、桜島、全国に11の活火山が今あるわけですが、桜島がその中で一番活動しておるわけですね。そうすると、そういうやはり桜島を中心とした周辺地域、垂水だけじゃなくて、その辺との連携というのも今後、必要かなということ最近考えておるところでございます。湾奥がまた市が1つ、始良市がふえましたもんですから、湾奥の鹿児島市、始良、霧島、垂水で1つのグループをつくろうかというような動きもございます。そういう中でもこういう問題等も取り上げるのも1つの方法かなと、そういうふうにも思ったりもしているところでございまして、いずれにしても前向きに取り組んでいかなければいけない。

それからまた、この豪灰は20年ぶりに垂水に大きな影響を及ぼしましたので、これはこのチャンスを生かしているいろんな訴えをしていかなければいけないということで、各課長も取り組んでくれましたし、担当職員も取り組んでくれました。その結果が、県が大変今までにない対応をしてくれたのも事実でございますので、そういう県、国への要望等もこのチャンスにやはりしっかりと、議会等の協力もいただきながらやっていかなければならないと、そういうふうに思っております。

議員おっしゃるように、本当に生活にも経済面にもいろんな影響を与えておりますので、今後また議会ともども一生懸命、この克灰、利灰については取り組んでまいりますので、御理解、御協力を賜りますようお願いいたします。

○宮迫泰倫議員 今、お答えがなかったんですけども、提案を申し上げます。

例えば、トンネルハウスの導入に何月何日来

いと言っても、来られない方もいらっしゃいます。そのためにはどうしたらいいかと、だれか回らないかん。地域担当職員というのがおります。その地域担当職員がおりますけれども、その振興会長さんをお願いして、こういう人は農業をされていますかとか、こういうのを今、市役所でやっておりますとか、それから降灰はどうだとか、そういう出前を、それから御用聞き、それをやってもらえば産業の振興にもなりますし、市民の生活も認識ができると思うんですよね。やっせんやっせんじゃ困りますので、そういうことをぜひやってもらいたいと思います。これは要望しておきます。

それから、やっぱりやるべきことはやってもらって、ちょっしもたじゃなくて、やっぱり手助けは行政だと思うんですよ。だから、地域担当職員は、ぱっとやったらすぐできると思いますよ。ただ、おれは地域担当職員じゃっどん、何をすればえたるかいというんじゃないで、本当に今、灰がひどいもんですから、今の時期は垂水には降りませんけれども、やがてはまた降ると思うんです。そのときはどうしたらいいかということ早く体制をつくっていただいですね。

だから、今、市役所でこういう事業をやっております。これはごく一部の人しかわかりませんが、それを皆さんが認識されて、そういう商品を皆さんにお配り、配達されて、買うとか買わないとかなると思うんですよ。そうしたら、市民の生活も、それから産業の振興になると思いますので、よろしく願いいたします。

12時20何分までの予定だったんですけれども、非常にうまくいきましたので、これで終わります。

どうもありがとうございました。

○議長（川尻達志）ここで、暫時休憩します。

次は、1時10分から再開します。

午前11時53分休憩

午後1時10分開議

○議長（川尻達志）休憩前に引き続き会議を開きます。

4番堀添國尚議員の質問を許可します。

[堀添國尚議員登壇]

○堀添國尚議員 きょうから、口蹄疫問題について何人もの同僚議員の皆さんが執行部と質疑を交わされ、改めて事の重大さを痛感しております。市長初め、職員の皆さんの御苦勞は大変なものがあると思います。中でも畜産農家は精神的にも経済的にも想像もできないような状況にあるのではと思います。

牛根では、港に釣りに来る宮崎ナンバーに対して感情的な面も見られるようになり、さらに事態の深刻さが増してきたように思います。イベントの中止、観光施設、集合施設などの閉鎖など、市民生活にも影響が出てきておりますが、行政、議会、市民の皆さんと問題を共有し、一体となって頑張らなければいけないと思っています。

ただいま議長の許可がありましたので、通告順に従い質問をいたしますので、簡潔な答弁をお願いいたします。

まず1点目、牛根、新城地区の市営住宅の整備計画について。

牛根、新城地区の市営住宅を充実し、人口増につなげて、地域の活性化を図れないか。

2点目、奨学金の貸与制度の改善について。条例ではいつでも申請できるようになっていて、規則では市内に3年以上住所がないと貸与できないことになっているが、市内に住所を定めたその時点で貸与ができるように改善できないか。

3点目、旧牛根給食センターの再利用について。

水之上、猿ヶ城の活性化施設までは遠く不便である。牛根にもグループが複数あるが、要望

にこたえられないか。

4点目、乗り合いタクシーの充実について。

牛根岳野地区から足の確保を望む声があります。調査をして改善できないか。

5点目、高齢者に対して、道の駅の温泉を無料開放できないか。

以上で、1回目の質問を終わります。

○土木課長（深港 渉） 牛根及び新城地区におきます市営住宅の整備計画についてお答えいたします。

市営住宅の整備計画につきましては、御指摘のありました両地区も含めまして、明確な立案は示していないところでございます。特に、拡充や増設または新設の計画はなされておられません。

両地区の市営住宅における需要度という観点から申し上げますと、入居希望者である、いわゆる待機者の件数を申しますと、現時点で牛根境の1件のみでございます。このことから、両地区の要求度は現時点ではほぼ満たされていると言えるところでございます。

公営住宅等を拡充し、充足率が上がれば、人口増とともに地域の活性化も向上することは御指摘のとおりであると言えます。しかしながら、住宅需要度そのものは、その根源に継続的な雇用の場の存在、交通の利便性、食料や生活日用品等の調達等の至便性、子供の教育の場の充実など、種々の要因が図られていることが挙げられると言えます。

このようなことから、地域活性化の観点から申しますと、安定した生活を継続していただくために住宅の充実を図るとともに、雇用の場の創出や各種インフラの整備など総合的に推進していく必要があると考えております。

このような推進策を立案していくために、貴重な資料となる調査を今年度実施することとしております。それは、本市の都市計画マスタープラン策定のための基礎調査でございまして、

現状におきます土地利用の分析でありますとかインフラの状況など、今後、本市が進めてまいります都市整備の要素を細かく調査するものでございます。これをもとに、最終的な垂水市都市計画マスタープランには人口増対策のためのプランも盛り込めるよう、立案してまいりたいと考えているところでございます。

また、両地区におきましては過疎化が顕著であることや、特に若年層の定住率が少ないことなどから、例えば水之上定住における子供支援対策としての安い使用料設定など、定住率の向上あるいは、ひいては地域の活性化に図れるような施策も含め、検討しなければならないと考えているところでございます。

以上でございます。

○学校教育課長（有馬勝広） 堀添議員の奨学金貸与制度の改善についての御質問にお答えします。

本市の垂水市奨学資金条例では、議員の御質問のとおり、申請の時期については特段の制限は設けておりません。また、施行規則では、申請者の本市在住条件を満3年以上居住の者としております。

御指摘の住所を定めた時点で貸与ができないのかとの御質問ですが、本市の奨学金貸与制度は返済を伴う貸与奨学金で、無利子の奨学金となっております。貸与奨学金である以上、卒業後の返済は当然の義務であり、無利子の奨学金である以上、採用基準が厳しくなることはいたし方ないものと考えております。

全国的にも奨学金の滞納がふえる中、本市の奨学金においても、返済期間到来者の未納額が約970万円と膨らんでおります。収納対策を現在行っておりますが、基金による運用を行っている以上、今後の奨学金制度希望者のためにも、基金が枯渇しないよう、奨学金貸与基準の確立による継続的な制度の運用を行うことが必要であると考えますので、現在のところ、制度の改

正については考えておりません。

以上でございます。

○教育総務課長（三浦敬志） 堀添議員の旧牛根給食センターの再利用に関する御質問にお答えいたします。

この御質問は、昨年の9月議会においても同様の御質問をいただいたところであります。当時の回答といたしまして、「4中学校が統合されたら普通財産への所管がえを行い、有効活用を図るよう関係課で協議していきたいと考えております」とお答えしておりますが、現在、まだ普通財産への所管がえは行われておりません。

普通財産への所管がえが行われない理由といたしましては、牛根中学校の一部にあります旧給食センター部分だけの所管がえは、分筆等を伴いますので、一部分だけの所管がえは難しかったのではないかと推測いたします。

現在、旧牛根給食センターは平成15年に閉鎖され、牛根中学校の閉校までの間、中学校の部室、一部倉庫として利用されておりました。この御質問をいただきましてから給食センターを確認いたしましたが、その外部は相当痛んでおり、かなり手を入れなければならないと思われまます。旧給食センターを猿ヶ城の活性化施設と同じような利用をするとなると、相当の設備投資が必要になってくると思われまます。

現在、今後の閉校3校の跡地利用や維持管理体制をいかにするか、先週の10日でありまますが、経営会議の中で議論したところでありまます。結論ではありませんが、概要といたしましては、跡地利用に関する協議会を市役所内に設け、地域にも地域住民の意見を吸い上げる会議を設置し、今後の跡地問題を検討していきたいとの認識で一致いたしました。

旧牛根給食センターにつきましても、この会議の中で検討していただいたほうがいいのではないかと考えております。

以上です。

○企画課長（山口親志） 堀添議員の乗り合いタクシーの充実についてお答えいたします。

平成21年12月1日から、事前予約型乗り合いタクシーの運行を開始して、住民の交通の利便性を図ってきております。

乗り合いタクシーは、大野地区及び水之上地区で運行していたコミュニティバスにかわるものとして導入し、利便性の強化と事業の効率化を図るとともに、交通空白地域であった市木地区に新たな交通手段として導入したものです。コミュニティバスは、11月30日をもって運行を廃止しております。

運行ルートとしましては、大野、水之上、市木、3地区と中央地区を結ぶ4コースで、一部水之上コースとして新城小谷地区も含んでおります。

利用者は、市外からの来訪者も含め、だれでも利用できます。

運行方法は事前予約制で、予約状況に応じてコースを決めて運行、乗り降りは原則として地区内の停留場で行っております。

運行日は、月曜日から土曜日までの週6日間、運行便数は午前1往復、午後1往復の4便で、日曜・祭日は運行しておりません。

利用料金は、距離別料金制を採用し、料金体系は200円から700円の6段階として、振興会ごとに料金を定めております。運転免許証自主返納をしている方、障害者手帳の交付を受けている方には100円の割引を実施しております。

事業主体は市内のタクシー事業者3社で、タクシーメーター料金と利用料金との差額を垂水市地域公共交通活性化協議会が月ごとに補助金として交付をしております。協議会の事務費の財源は、国庫補助金と垂水市の負担金で賄われております。

御質問の牛根岳野はバス停留場までの距離が遠いため、交通の便が非常に悪い状況となっております。一方、市内のタクシー事業者の営業

所から約20キロの距離にあることから、乗り合いタクシーの運行も困難な状況であります。市内のほかの集落では、牛根地区の松尾、高野、新城地区の高塚、協和地区の浦谷が同様に公共交通機関の便が非常に悪い現状となっており、ところであります。

高齢化が進行する中で、中山間地域における高齢者等の交通手段の確保は重要な課題であります。今後、議員御指摘の該当集落住民を対象にした日常交通の実態や、公共交通へのニーズの調査の実施と対応策を今後、検討してまいりたいと思います。

以上であります。

○商工観光課長（倉岡孝昌） 5点目の高齢者に対して道の駅の温泉を無料開放できないかという御質問にお答えいたします。

このことにつきましてはこれまでもいろいろと御提案をいただき、さきの3月議会におきましては、北方議員の同様の趣旨での御質問に対しまして、道の駅の温浴施設の運営状況は非常に厳しく、道の駅独自で福祉サービスに取り組むことは難しいとお答えし、御質問の中で幾つかの御提案もいただき、関係課とも協議いたしたいとお答えいたしておりました。

その後、保健福祉課とも協議いたしまして、高齢者への福祉サービスとして、市の負担と利用者の一定の負担という形での低料金で、道の駅たるみずの温泉施設を御利用いただける方法を次年度からでも始められないか、保健福祉課で検討を進めることとなったところでございます。

このようなことで、牛根方面の方にも近くで温泉利用による高齢者への福祉サービスができないか、検討が進められているところでございます。

また、例年9月には、道の駅では保健福祉課と連携して、市内の老人クラブなどを対象に、食事と温泉と健康相談などをセットにしたサー

ビスをしております。昨年は800人ほどの方が利用されており、低料金でのサービスになりますことから、実質的には入浴料については無料開放と同様なことになるようでございます。

なお、制限なく無料開放となりますと、費用負担の問題や、一度に大勢の方が利用された場合の安全性や、込むことでの他の利用者の快適性の問題など、懸念されるところでございます。

以上でございます。

○堀添國尚議員 1番目の市営住宅の件ですが、以前、私が議員になる前からもこういう質問はあったように記憶しております。それで、役所の説明としては、待機者がいないとかそういうことで、ずっとそういう施設の充実が図られてきていない。

ただし、この前も実際にあったことですが、志布志から転入しようとして住宅を、市営住宅も満杯、民間の住宅も荷物が入っているから貸すことはできないというようなことで探し回ったんですけど、結局は気に入らないところを我慢していただいて入居されたような事実もあるわけですので、つくれば必ずそういう入居者は出てくると、私はそういうふうに思っています。

ですから、松ヶ崎地区は一番住宅が不足しておりますので、現在、私の家の山手のほうにあるんですが、私の感じとしては、あんな危険な山の下になぜ市営住宅をつくったのか、当時、何十年前につくられたわけですから、ちょっと理解に苦しむわけですけど、その住宅さえもスレートの非常に古びた住宅になっていて、若者が進んで入るような住宅ではありません。

ですから、牛根の場合は国分というのがありますので、地の利としては非常に、国分のほうへ通勤するには道路も整備されているし、適度な距離であるので、若者が入るような住宅を整備していただいたら必ず入居者はあると、こういうふうに思っております。

したがって、土木課のほうでもいろいろ考え

ていらっしゃるようですけど、そこらあたりを含めて、市長のほうはどのようにそういうことについての認識を持っていらいっしゃるのか、考えをお聞かせくださればよいと思っております。

それと、奨学金の貸与制度の改善ですが、ちょっとこういう事例は余りないかもしれないんですけど、今回、私の知人が志布志からこちらへ転入するというので、その貸与をお願いしたところ、今、学校教育課長のほうでおっしゃったように、規則のところ引っかけたわけで、今のところ申請はされていないと思うんですが、いろいろ説明されましたが、やはりいろんな義務は転入したときから垂水市民として同等に課せられるわけですね。で、そういう権利についてはそれができないということにちょっと不合理さを感じたもんだから、質問してみました。

明確な答弁がなされておりますので、考えていないということですので、これ以上議論しても進展はないと思いますので、今後、そのような面も含めながら、他市がどうかこうとかいうんじゃないで、やっぱり垂水市なんですから、垂水市の独自性というのか、滞納も970万円あるとおっしゃいますけど、滞納の問題とこれと絡めてはいけません。滞納は滞納、申請は申請というふうに分けて考えないと、滞納があるからそういうことはできないということは、ちょっと説明に納得というのか、それが難しいんじゃないかと思えます。今後、これは検討をしていただくようお願いをしておきます。

給食センターの次のこの再利用のことですが、さっきおっしゃったように、去年の9月でお願いしたところ、普通財産に切りかえてから関係課で協議をすると、こういうことであつたわけですけど、今、説明を聞いていると、分筆がどうのこうのというふうにおっしゃって、難しいようなことを説明されましたが、あそこは多分もう分筆はなされていると思うんですよね。

というのは、あの給食センターのあるところと、中に市道が、集落道だか何か知らんけど、道路が通っていて、その上の土地と地続きになっていたんです、登記が。たまたまこの上側を集落の人が買収したところ、下の給食センターの分も敷地になっていて、ちょっとごちゃごちゃなって、後で市長が当事者と話し合つてその問題は解決したんですけど、分筆そのものはもともとできているんです。だから、分筆が難しいからどうということはそれはもう説明にはならないですよ。

だから、それなりの、水之上あるいは猿ヶ城のようなあんな立派な施設でなくてもいいわけだから、地域のグループが、そういうのができたら周囲の老人の、高齢者の方々も交えながらお茶会など、そういうふうな福祉の面にも活用したいと、こういう積極的な要望があるわけです。

ですから、そういう事務上の問題点を乗り越えて、先ほども同僚議員が青年議会ということをごで発言されていたようですが、もうちょっと積極的なそういう考え方で、ただその1つのことだけじゃなくて、その輪が広がっていくわけですから、そういうところをやっぱり考えてもらいたいなというふうに思います。

今後、調査もし、地域住民との考え方やら説明やらされるわけですから、その中でまたいろいろな要望やそういうものは出てくると思えますので、そういう方向で早目にそういう住民との会合なり接触を持っていただけたらというふうに思います。

それと、4番目の乗り合いタクシーの件ですが、実は乗り合いタクシーというふうにしましたけど、この地域の方々がおっしゃるには、大阪から転入されてきて5年目になられるそうです。その方がそのことを地域住民も交えておっしゃるんですけど、地域の方々は、「市にそげな予算があつつか、おまえが言たつて、ひとつ

こっじゃったいが」というようなこと。その帰ってこられた方は、それは行政のサービスが悪いんだということで、私に何度か議会あたりでこれを発言してもらえないかというような要望もありまして、こういう形になったんですけど。

その方のおっしゃるには、年金の出る月の2カ月でも、一遍でもいいから、年金が出た後で福祉バスでも走らせてもらえたら、何とかなかな、買い物をしたり郵便局で預金を下ろしたり、そういうことをしたいという趣旨の話でしたので、当然、行政がそういう市民サービスということはやらなければいけないわけですから、乗り合いタクシーという表題はありましたけれども、そういう実情があつてのことです。

ですから、今後、地域に入られて、私におっしゃるときはそれはいろいろおっしゃるけど、実際に冷静に係が行ってその話を聞けば、また表現も変わってくるかもしれませんが、とにかく困っていらっしゃるようですので、2カ月に一遍でもというふうにおっしゃいますので、そこらあたりも考慮しながら、検討をしてみただけでないでしょうか。

高齢者の道の駅の無料開放のことですが、課長、どうでしょうか、ちょっとお尋ねしますけど、温泉に入ることによってその道の駅の経費というんですか、それがはね上がるものなのか、そこらあたりをちょっと教えていただいてから、また次の質問に入りたいと思います。

○市長（水迫順一）堀添議員にお答えをしたいと思います。

新城、牛根方面の住宅、公共住宅、市営住宅ですが、非常に貧弱な状態だし、この辺は何か今後考えていかなければいけない問題の1つだと、そういうふうになっております。特に、両地区は高齢化率が高い、そして若者がいないと、結局若者が少ないという意味では、やはり子供を持った方々が定住していただくような住宅、市営住宅じゃなくて定住促進を図るような

住宅の建設がやはり必要じゃないかと、そういうふうには私自身も考えております。

そして、このことは、定住促進を図るにはいろんな要素が必要であることは認識しておりますが、その中で一番大事なのはやはり雇用先だと思うんですね、就職先。それが鹿屋に対して30分ぐらいで行ける、国分に対して30分ぐらいで行けるということであれば、本市の自然豊かな海、山に囲まれた空気のいい、そしてまた人情のある垂水市に住んで、雇用はそちらというようなことも考えられないわけじゃないというふうには思うわけです。

ですから、この辺はしっかりとニーズ等も把握しながら前向きに検討していきたいと、そのように思っておりますし、もう1つ言わせていただきますと、議員の皆さん御承知のとおり、ことしから始まりました新過疎法が、今までは社会基盤整備のハード面だけを対象にしておりましたが、これからは新しい新過疎法ではソフト面も要望できることになりました。そうなりますと、有利な負債、有利なお金の借り方という意味では、この辺の活用というのは今後十分、今までになかった要素ですので、考えていかなければいけない、そういうふうになっております。そのことがこれあたりに充当できないのか、ということも考えていかなければいけません。

ただ、土木課長のほうからお答えをしましたように、都市計画マスタープランをしっかりとしたものをつくる必要がありますし、旧市営住宅の改修問題もたくさんの御意見をいただきました。老朽化も進んできております。そういうものもひっくるめて、今後、市営住宅はどうしていくのか、定住促進住宅はどうしていくのかということ等も、やはりマスタープラン、計画プランあたりを作成して、それに沿った持続的なやはりものを求めていく必要があると、そういうふうには思っております。

○商工観光課長（倉岡孝昌） 5点目の御質問の2回目の御質問にお答えいたしたいと思ます。

道の駅の温泉を利用するに当たり、利用者がふえたからといって経費が大幅にふえるわけではございませんが、道の駅の運営は、利用者の方々の利用料によって運営を行っておりますので、この収入が減りますことは、先ほど申しましたように道の駅の運営は非常に厳しい状況でございますので、その点から厳しい運営になるということは想像されます。

○堀添國尚議員 住宅の問題については、今、市長のほうから前向きな答弁をいただきました。ひとつよろしく願いいたします。

実は久保水産が自分の寮をつくりました。6人分ですね。で、そういうものがあれば、久保水産もあれを高額な経費をつぎ込んでそういうことはされなかったと思うんですよ。ですから、必ず入居者は、役所側はすぐ数字で示せとか、そういうような待機者がおっとかとかいうふうに言われて、我々は勘で言うわけですけど、そこがちょっとずれがあって、そういうことで、つくれば必ず、水もいいし、眺めもいいし、帰ってきたら釣りもできるし、入居者はいると思いますので、ぜひよろしく願いします。

それと、今ある市営住宅ですが、密閉すると、外からの防災無線も何も聞こえません。ですから、やっぱり市営住宅をつくる場合はそういうところもやっぱり加味した形で、室内にスピーカーが設置されたような方向でまたつくっていただいたら、また今現在あるのもそういうふう改善をしていただいたらというふうに思っております。ありがとうございました。

今の観光課の入浴施設のことなんですけど、これはもともとがあそこに建設される前から、老人憩の家をつくるとかそういういきさつがあったんだけど、麓と松ヶ崎と二川と境で綱引きをして、それは枝本市長時代ですが、そういう

ふうに綱引きをして仲が悪いごっとなればいかんでとって、つくいやらんかったとが、老人憩の家ができなかったわけです。で、今、道の駅をつくる時も、そういうことを、出発点の時点ではそういうことがいろいろ取りざたされて、でき上がったところですよ。

ですから、今、話を聞くと、経費的にはそんなに変わらないというものであれば、これは、これをずっと続けなさいということで私は質問しているではありません。市長も私より3つぐらい先輩ですから、昭和14年生まれぐらいだと思いますね、15年ですか。まだ私は戦争を覚えているんです。空中戦を覚えているんです。だから、市長はまだ私よりそういう戦争当時の記憶はあると思うんですよ。

そうすると、私たちのあの終戦後の時代は、姉さんたちは紡績に行って、子供がずんばいおったですからね、私は10人兄弟ですけど、仕送りをするのが私たちの兄弟の上のほうの役目でした。そして、私たちも高校を卒業して東京に行くときは、家にお金を送るんだという、そういう使命感はもう言われなくても持っておった。そういう時代を過ごしてきたわけですよ。

そうすると、今、豊かになったじゃないですか。そうすると、今のこの豊かさはだれが築いたんだとなると、やはりあの昭和初期、大正の末期の方々が一生懸命働いて、犠牲になって今があると私は思うんです。

そうすると、これをずっと無料開放しなさいということじゃなくて、そういう人たちが年々少なくなっていくんです。だから、今でない間に合わないんです。ですから、市長も、9月は敬老の日があるが、この任期中はもうこれが最後じゃないですか。今の任期では今度の9月でしょう。そうすると、市長もやっぱりそういう今までの先輩の功勞に対して、そういうやっぱり気持ちというのはないと、ちょっと昭和初期の人間じゃないんじゃないかな。思ったから

話をしてみたんですね。

だから、そこらあたり、市長は、そういう先輩方に対しての思いやりというのか、そういうのはどういうふうにして、ただ9月に、していないわけでもないんだけど、何か胸がくんだっ
いっえな、そういう市長の積極的な答弁というのはないのでしょうか。よろしくお願ひします。
○市長（水迫順一） 昭和初期ではございません、15年生まれでございますので。

おっしゃるとおり、本当に日本をつくっていただいた高齢者の方々には本当に敬意を表して、できることはしていかねばいけないうことは、もう議員おっしゃるとおりでございます。

ただ、道の駅については、いろんな利用の方法をたくさん今までも議会サイドからもいただきました。かなり参考にはさせていただいたと思っておるんですね。老人クラブのこれも当初はどうかと思っておりましたが、年間800名来ていただいたと。そして非常に安い値段で、400円ぐらいですかね、それで食事つきで、400円か500円ですか。かなり喜んでいただいておりますし、老人クラブをより充実するためにそういうことをやったら、また老人クラブに入る人が多いんじゃないかというような利用の仕方にも使ったわけですね。このことは今後も使っていきたいと、そういうふうにも思っております。

ただ、道の駅、経営が本当に、いろんな今まで温泉のトラブル等もあって経営が思ったよりはうまくいってない面もございませう。これはやはりあそこを一般財源からどんどん出せるような道の駅にはしたくないというふうに思っておりますし、自分たちでしっかりと経営はやっていっていただきたい、そういうようなための利用の仕方、また温泉を、市外の方々に温泉券を配って、来ていただくことで何か買って帰っていただくというような宣伝のための、そういう利用していただくためのツールにも一部は使っ

ております。これは市外を対象にしてですね。

いろんなことを考えておるわけですが、ただ、あいている間に、経費はもうほとんど変わらないのは今、課長が答えたとおりですので、変わらない中で、余りふくそうしない中での利用の仕方、この辺は今後またいろいろ御意見等もいただきながら検討を、有効に利用していくという意味、それからお年寄りにその辺を厚くしていくという意味もひっくるめて有効利用していくことは、今後も引き続いて考えていかなければいけない、そのように思っております。

○堀添國尚議員 今いい答弁をいただいて、ありがとうございます。

それで、お年寄りは早く目が覚めるんですね。だから、あそこの温泉も朝早くはあいていると思うんですよ。だから、そういう活用の仕方もあるんじゃないかなと思います。

5点について質問しましたが、本当に前向きな納得のいく答弁をいただいて、ありがとうございました。また次回に譲りたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（川尻達志） 次に、14番徳留邦治議員の質問を許可します。

[徳留邦治議員登壇]

○徳留邦治議員 お昼の一番眠い時間に質問をすることになりまして、皆様の耳を少しの間おかし願ひしたいと思います。

それでは、質問の通告に従いまして質問をしていきますので、よろしく執行部のほう、お願いいたします。

1、施政方針について。

水迫市政が誕生しましてから8年弱になってまいりました。市長は、市長に就任されて、市長は市民のためにいろんな施策、改革を行われてきたように思われます。その中でも、行財政改革、そしてまた道の駅の雇用創出、そのほかいろいろと市民のために一生懸命努力されてきたように思われます。

そこで、2期8年弱なんですけど、市長の実績等をアピールをしていただきたいと思います。

まず、これで施政方針では1回目の質問を終わります。

次に、ビワ農家の鳥獣被害状況について。

きのうの一般質問の中で森議員がこの件につきましては質問なされましたけれども、私はちょっと聞き足りないところがありましたので、その点をしっかりと質問していきたいと思えます。

きのうの課長の答弁の中で、農家の防鳥ネットとかいろいろ出ましたけど、今回のビワ農家の被害に対しましては、鳥獣被害捕獲については、猟友会の方々も今までなかったことなんですけど、みんな一致団結して牛根地区のビワ農家の被害の猿、ヒヨドリ、カラスの捕獲に当たってもらいました。この点で成果が上がったかどうかは猟友会長のほうから課長に報告が行ったと思えますが、その結果はまたどうだったのか。

そして、ビワ農家については被害が甚大であったと。私もここ三十数年猟友会に入りまして、初めての大きな被害だったような気がします。その中で、ビワ農家に対しての保険の加入はなされていなかったのかをちょっとお尋ねいたします。

3番目の中学校の跡地については、さきの堀添議員の中で、教育総務課長が大体私の質問をしようかというところは回答がなされたようなんですけど、管理協議会ですか、そういうのが今後つくられるということで説明がありましたけれども、今の現況の備品に対する管理、校庭、いろんな管理は今後どうなされているのか、現況の報告をお願いしたいと思えます。

これで、1回目の質問を終わります。

○農林課長（森下利行） それでは、徳留議員のビワ農家の鳥獣被害状況についてお答えいたします。

本市における鳥獣被害調査は、鳥獣捕獲依頼

申請書の積み上げによって行っております。しかし、この集計は鳥獣を主体とした調査になっていることから、被害面積の把握はできておりますが、被害件数の把握はできておりません。被害面積から換算しました被害率は、被害面積が2.3ヘクタールとなっております。市全体からしますと、約5%が被害に遭ったということになっておりますが、しかしながら、この数字は、先ほども言いましたとおり、捕獲依頼書の積み上げによるものであることから、実際の被害面積とは相当な開きがあると推測しております。

また、垂水市ビワ振興会の方々の聞き取り調査によりますと、平成22年産のビワの鳥獣被害は、国道沿いの人の往来のありますところは1割から2割程度で、人の往来の少ない場所や山手では5割ぐらいの被害があり、また、場所によっては壊滅的な被害を受けたところもあるようでございます。

次に、猟友会の出動回数でございますが、猟友会の方々には多大な御協力をいただいております、平成21年度は延べ88回の出動をお願いし、延べ1,976人の方の出動をいただいているところでございます。

また、その実績につきましては、猟友会の方々が行かれたときには、そのとき猿とかヒヨドリ関係はすぐ当初いなくて、実績としましては、大体ヒヨドリで5羽ぐらいの実績だったと記憶しております。

それと、保険についてでございますが、今、ビワの保険につきましては、共済組合等の関係で今、実際、共済組合がこのビワに対しては対象作物としておりませんので、実際この部分で今後、共済組合が取り扱っていくのか、そこあたりの部分を今後またしっかりと把握していきたいと思っております。

以上です。

○市長（水迫順一） 1番目の質問で、質問の内容がちょっと聞き取れなかったもんですから、

1、水迫市政の今までの8年足らずの実績をアピールしてくださいという質問だったと、周りに聞いたらそういうことでございましたので、お答えをしたいと思います。実績につきましては、私は市民が評価してくれるものというふうに思っております。あえて、私自身がこれは実績だよと思っております。市民からは実績につながる面もございいますから、あえて申し上げないことにさせていただきます。

○教育総務課長（三浦敬志） 徳留議員の備品に関する御質問の前に、若干ちょっと補足でお話ししたいと思います。

今後の管理状況でありますけれども、5月29日の土曜日に、校長会が音頭を取り、教頭会や教育委員会職員約30名近くで、南中学校の国道に面する花壇や校内の花壇、除草等を行いました。

作業終了後、その中で校長会の代表から出た話ですが、今後は、牛根地区、協和地区、新城地区それぞれで雑草等が目立つようになったらボランティア作業を行いましょ。人数が足りないようであれば、教育委員会からはもちろんであります。地区にもお願いしてみてもどうだろうかとの提案があり、異論が出なかったところであります。

ただ、このボランティアだけでは閉校3校の維持管理は難しいと思われ。そのため、今後の閉校3校の跡地や維持管理体制をいかにするかは、ただいま徳留議員の申されたとおり、市役所内に設置する会議で対応したいと考えております。

次に、備品の管理状況であります。すぐ中央中で使える備品につきましては、現在もう中央中に持ち込んでおります。ただ、すべて中央中で使う物品につきましては、まだ中央中の施設の中に持ち込めませんので、現在ある3中学校に、中央中という表現で備品に印をつけて置いております。

そのほか、まず地区の小学校から中学校に入ってもらって備品を処分、必要なものは持って行ってくださいという形で処分いたしております。それが6月4日だったと思います。その後、地区の公民館の方々に入ってもらって、残りの必要なものは持って行ってもらっております。

また、相当数は持って行ってもらっておりますけれども、まだ若干残っております。それにつきましてはまた今後、どのような処理を行うかは今後、検討したいというふうに考えております。

以上でございます。

○徳留邦治議員 2回目の質問に入らせていただきます。

市長、単刀直入に申しまして、来年1月、改選になると思います。その中で、あと半年足らずなんです。市長の8年間でやり残した課題、それから今後積み上げていきたい課題、そういうものを踏まえて、来年1月の市長選に対する市長の意向をお伺いいたします。

それから、ビワ農家については、課長の答弁で、また森さんに対する答弁等で大分わかっています。鳥獣捕獲の協議会が年1回行われておりますね。その中で、緊急を要することしみたいに急に猿、ヒヨドリの被害が非常に甚大であったと。こういう場合には、やっぱりその都度か、また年2回、3回なり、協議会の中においていろんな議論をするべきではないかと思いますが、その点について課長の見解をお願いいたします。

そして、今回も猟友会の方に対しましては、朝早く、6時からでしたか、6時集合で各牛根地区4カ所ぐらいで、散会して駆除に当たったわけなんです。ヒヨドリを撃つても捕獲費が1円も出ない。弾代もないといういろんな意見が聞かれます。その中で、弾代ぐらいはいけんかせんないかんがというような声が多々聞かれ

ます。

そしてまた、牛根境においてはここ2～3日、猿の被害がありまして、1人の女性の方が頭を猿にひっかかれまして病院に行っておられます。

私も朝5時半からと夕方、2回巡回するんですが、きのうも市の職員の方も来ておられました。その中で、人家の中に猿はいるんですけど、撃つこともできないし、追っ払うだけなんです。猟友会としても、何らかの方法ができればいいんですけど、人家の中では発砲もできないし、網もないし、1人であっち行ったりこっち行ったりして、しているんですが、そういうときに何人かの猟友会員でもいればいいんですけど、夕方6時も7時もなったら迷惑もかけますし、人家の中では撃てないし、何らかの対策をまたちょっと課長のほうで考えていただきたいと思います。

それから、中学校の跡地については、課長のほうからいろいろと詳しく説明がありました。管理の協議会。

中学校の統合がここ数年来で47校の小・中学校が統合しておるそうです。そしてまたここ数年で50校になり、新しい小学校が1校、中学校が8校、新しく新設されております。その中で、垂水市だけが跡地利用についていろいろ悩んでいるわけでもないと思います。各市町村、統合した中学校、小学校の跡地はどうなっているのか、ここらもまた執行部、また議会でもちゃんと把握して、勉強になるところはまた自分の参考にしていきたいと考えております。

その中で、プールの問題、危険性もあります。子供たちが入って落ちたらまた大変なことですし、そういう面からも、もうちょっと跡地については細心の注意を払っていただきたいと考えております。

そして、その備品の中に高価なものはなかったのか。クーラー、パソコン、放送施設、そのほか理科実験器具とか、数えたら切りがないで

しょうけど、その品物もやっぱり建物と一緒に、何年も置いておいたら使えなくなります。だから、使えるところはそういうところを把握して、何と何はどどこへというので早急に処分をしてもらいたい。

そしてまた、施設内に入らないように何らかの手だてもしていかないと、廃校になったところはガラスもないというような状況でありますので、そこらも勘案して今後の対策を考えていただきたいと思います。

これで、2回目の質問を終わります。

○市長（水迫順一） 議員の質問通告に市長の進退についてとありまして、今、質問内容も聞いておりましたけど、ちょっとわからない点がございましたので、進退伺いじゃなくて、次に出馬するののかという意味だろうということでお答えをさせていただきたいと思います。

2期目を任せていただきました。市民の負託をいただきまして、一生懸命今、取り組んでおるところでございまして、まだ2期目に果たさなければならぬこともたくさんございますし、あとまだ半年以上先の話でございますので、全く今の時点では考えておりません。

○農林課長（森下利行） 徳留議員の2回目の質問にお答えいたします。

垂水市有害鳥獣捕獲対策協議会につきまして、こういう緊急時におきましては年2～3回開催したらどうだろうかということのありがたい意見をいただきましたので、今後、これにつきましては検討させていただきたいと思います。

また、有害鳥獣捕獲対策事業補助金につきましては、長年にわたり同額という形で助成を行っているところでありますが、議員のほうからも話がありましたとおり、近年は猿の出没回数とか鳥獣による出没回数が多くなってきております。先ほども申しましたとおり、昨年度は出動回数が88回、延べで1,976人の方々に出動いただいておりますので、この部分についても前向

きな方向で検討させていただきたいと思います。

また、境地区に出没しました猿の対策につきましては、関係課と十分協議をしていきまして、対策を講じていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○教育総務課長（三浦敬志） ただいま徳留議員から御指摘をいただいたことが、常に懸念されることでございます。今、御指摘のことについて、常に細心の注意を持って対応させていただきたいと考えております。御指摘ありがとうございました。

○徳留邦治議員 質問ではないんですが、市長に要望をしていきたいと思います。

市長も2期、最初、1期目から2期、いろんな行財政改革、市民のために一生懸命頑張られたということは私も十分承知して、認識しております。市長も残された任期があと半年足らずです。半年と言えば、すぐ来ます。ほかの市長さんとか、出馬表明をされているところもあります。市長の健康が第一ですので、健康であれば、3期目も目指して、一生懸命市政のために、また市民のために頑張らせていただきたいと思います。私も微力ながら一生懸命応援をいたしていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

これで、質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（川尻達志） ここで、暫時休憩します。

次は、2時25分から再開します。

午後2時12分休憩

午後2時25分開議

○議長（川尻達志） 休憩前に引き続き会議を開きます。

15番篠原静則議員の質問を許可します。

[篠原静則議員登壇]

○篠原静則議員 お疲れさまです。

3回にわたって垂水市が南日本新聞に掲載をされておりましたけれども、大変ありがたいこととあります。職員の3つの心得ですか、「市民第一、現場第一、行動第一」、確かに各所管課に張ってありますけれども、いささか疑問に思うところもございます。きょうまで3回にわたって掲載された内容を見るときに、果たしてどうかなということを感じる次第でございます。

3月の委員会をお願いをいたしました、委員会の冒頭、喫煙場所が屋上になったと。市長と副市長に階段の踊り場をどうか片づけていただけないかというお願いをしたつもりでございますが、まだそのままでございます。

そして、安心・安全の中で学校、今、天窓がいろいろ注目、どこも検証をされていらっしゃるんですけども、我が垂水市の庁舎、屋上、今だれでも上っていけます、手すりがございます。こっちの東側のほうはちょっとした犬小屋みたいなのがつくってありますけれども、そこら辺をどう考えられていらっしゃるのか。

そしてまた、きのうの田平議員の質問に対して、市長は、学校給食センターの民営化は平成23年4月にやると明言をされていらっしゃいます。そういう中で、教育委員会の答弁がいささか、何と申しますか、余り検討されていないというような思いをいたしました。こういうことであれば、どっかの市なら、市長の言うことを聞かない人はすぐ首になるんじゃないかと申した次第でございます。ここら辺を今後、23年4月に学校給食センターは民営化にすると明言をされているわけですから、そこら辺をやっぱりまじめに取り組んでいただきたいと考えております。

それと、新聞というものはいろんなものを考えさせるものでございまして、21年の3月議会で否決されました企業立地促進条例ですか、これがいまだに提出されないということは、垂水市は企業は誘致されないのかというような疑問

を、県内各市町村採択されているにもかかわらず、垂水市ではまだこれが提出されていないようでございますが、この辺がどうなっているのかというようなことも気になった次第でございます。

それと、現場第一というすばらしい心がけがありますけれども、これに対しても、県警のヘリが上空を飛んで、上野台地その他の市内を飛んで、不法投棄はないかというようなことで回っていられますけれども、ある関係者のお話、そして航空写真を見せていただきましたけれども、不法投棄らしきところがあると。やっぱりその辺も市役所の皆さんが現場に出て、回って、注意する。垂水市は不法投棄なんぞございせんよと自信を持って言えるようなまちなっていただきたいと思えます。

それでは、質問に入りますけれども、一問一答方式と書いてありますけれども、面倒くさいので一括でいかせていただきます。

原田市木線についてお尋ねをいたしますが、この線の道路工事は、野久妻集落までいった後、次は元垂水の国道より工事計画が予定されていると聞いておりますが、そのように理解してよろしいか。

また、原田から2車線でスタートして、集落手前より1車線といいますか、1.5車線の施工になっているが、この御説明をお願いをいたします。

また、道路拡幅部分の不足分の土地ですね、買収価格がわかっておれば教えていただきたいと思えます。

次に、降灰についてお尋ねいたします。

昨年度より相当量の降灰が上野台地の土砂捨て場に搬入されているようですが、どれほどの量が搬入されたのか、その量をお示しいただきたいと思えます。

国道拡幅について、柘原のほうなんです、用地交渉も順調に進んでおるようであります。

地域住民より早く工事に入っていただきたいとお願いがありますが、今後の計画についてお尋ねいたします。

最後に、防災無線についてでありますけれども、以前は時報を知らせるチャイムが一日6回ほど鳴っていたそうですが、私は余り気にならないんですが、現在はチャイムの鳴る回数が減っているとのこととあります。チャイムの回数が減った理由についてお聞かせください。

また、現在、屋外で仕事をされている方、特に農家の方、一本釣りの方、10時、3時のチャイムを鳴らしていただきたいとの要望が多いようですが、この要望にこたえていただけないかお尋ねをいたしまして、1回目の質問を終わります。

○土木課長（深港 渉） それでは、篠原議員の、質問の中では原田市木線とございましたけれども、正式名称としまして元垂水原田線でございますので、そのことについて答弁したいと思います。

今後の計画でございますけれども、その前に、元垂水原田線改良工事の全体といいますか、計画についてちょっとお話しいたしますけれども、本路線は、全延長が7,354メートルでございます、路線としての延長でございますけれども。この改良工事としまして、平成5年度より過疎による起債事業として、県道垂水南之郷線の岩戸地区を起点としまして、野久妻集落上の三差路までの約延長3,000メートルにつきまして、1期的事業としまして計画し、平成21年度末で約2,300メートル完了しております。進捗率で言いますと、77%でございます。

また、既に今年度の計画区間についても着工しておりまして、この地区に関しましては、来年度でこの区間が完了する計画としております。

それから、次の計画でございますけれども、先ほど申しましたように、県道から野久妻までの整備は来年度に完了するとしておりまして、

この路線の次の整備計画としまして、元垂水国道側から残りの4,200メートル、先ほど申しました野久妻の上の三差路まででございますけれども、この延長4,200メートルにつきまして計画をしているところでございます。

事業としましては、1期分と同様に起債事業として推進していくと計画しております、このために、来年度2期分として過疎地域自立促進計画に繰り入れることとしております。

したがいまして、着手年度につきましては24年度からとなりますけれども、当初の年度におきまして、全体路線計画を先にするのか、あるいは1年ごとに工事と同時に推進していくのか、まだ正式な方針を示していないところでございます。

しかしながら、土木課としましては、現段階では、2期分としましては元垂水地区の国道側から着手したいと考えております、いずれにしましても、地元説明会や、できれば建設委員会等を設立していただきまして、先ほどの件も含め、地区の意見等を極力図れるように推進してまいりたいと考えているところでございます。

それから、現元垂水原田線の着手しております工事の中で、いわゆる1.5車線化ということに対しての御質問がございましたので、それに係ります経緯等について御説明いたします。

本路線の着手時、先ほども申しましたけれども、平成5年度でございますけれども、この当時は、国の示しております道路構造令の基準を画一的に運用しております、これにより、本路線も整備計画区間、全延長について、当初は2車線としておったところでございます。

しかし、その後の改正や通知等によりまして、コストの削減でありますとか整備のスピードアップを図るため、1.5車線の道路整備の積極的な導入の運用が求められるようになってまいりました。また、この地区におきましては、地山の切り取り部分の改良が既に済んだところでござ

いますけど、このようところで地滑り災害を受けるなど、2車線化による大幅な切削等が二次災害の要因となることも懸念要因となっております。

このようなことから、先ほど申しましたように、導入の運用が求められるということから、1.5車線の整備による、先ほど申しましたように災害の排除でありますとか、ひいては用地費等を含む工事費の縮減、整備の早期促進等の観点から、20年の12月に地区住民への説明会を開催いたしまして、大多数の方より賛同をいただき、21年度より1.5車線的整備を進めているものでございます。

なお、1.5車線として整備しておりました21年度完成から、今年度も既に完成しておりますけれども、その整備後の現状でございますけれども、本地区がカーブ解消等がございまして、それによる残地部分的部分も多いことから、対面通行にもほとんど支障がなく、私どものほうへは利用者からの直接的な苦情はないところでございます。

このようなことから、現計画の終点であります野久妻集落上の三差路までは現状形式、いわゆる1.5車線の整備する方針としておるところでございます。

次に、降灰対策についての中で処分量の話がございましたので、それをお答えいたします。

何度も申しておりますとおり、垂水市の降灰におきましては、平成13年度以来というような豪灰でありまして、昨年度だけ、21年度だけで申しますと、その処理量は、路面清掃の分が128立米、また宅地内降灰は164立米で、合計392立米ということで処理しております。当然そのほかにいわゆる環境整備班でやりました直営的なものも含めまして、約500立米ほど降灰としては入れておるということでございます。

それから、土木行政の中の国道拡幅についてでございますけれども、その国道拡幅の進捗が

非常に遅いというような御指摘がございましたけれども、その点についてちょっと御説明いたします。

終原地区の国道改良につきましては、新城地区拡幅として、延長5,800メートルにつきまして昭和58年より整備されているところでございます。平成21年度までに5,100メートルが整備済みとされておりまして、進捗率としましては88%ということとなっているようでございます。

当然、整備が長期に及んでいますことから、市や議会はもちろん、各種期成会でありますとか協議会におきまして、早期の完了を要望しているところでございます。また、そのような中、現状としまして、家屋等が移転して広がったスペースに駐車をされておったり、そのような現状もございまして、交通安全上の観点からも早期の整備完了が望まれているところでございます。

所管の国土交通省におかれましては、地元からの要望もあり、このことも認識されているようでございます。しかしながら、現状の用地取得状況が延長的に連続していなかったり、あるいは、その片側のみだけの取得済みであるということなどから、計画的な工事発注が厳しい状況であると言われておるところでございます。

このようなことから、私ども市としまして、用地取得や地元調整などに積極的に協力し、より一層の早期推進を図れるよう常に要望してまいりたいと考えているところでございます。

それから、申しわけございませんが、元垂水原田線のことについて、用地等の買収の価格をちょっとお尋ねになりましたけれども、これにつきましては、細かい明細を今、手元にございませんで、できますればまた後ほどお示ししたいと考えております。

以上でございます。

○総務課長（今井文弘） 篠原議員の防災無線についての御質問にお答えいたします。

防災行政無線で流しております時報、チャイムにつきましては、平成21年12月までは一日6回、午前7時、10時、正午、午後3時、午後5時、午後6時でございましたが、複数の市民の方々から時報の回数が多いとの御意見をいただきまして、本年1月から3月まで3カ月間を試行期間といたしまして、一日3回、午前7時、正午、午後5時に変えまして、実施してきたところでございます。

そして、試行期間中ではございましたが、本年3月に全振興会に対しまして、防災行政無線の時報放送についてのアンケートを実施したところであります。そこで、146振興会のうち109振興会から回答をいただいた結果であります。「時報回数が減ったことに問題がない」が92振興会、「時報回数3回を継続することが望ましい」が90振興会といった御意見をいただきましたので、本年4月からも試行期間同様、一日3回の時報を継続することとしたところであります。

しかしながら、これまでの間に、議員御指摘のとおり、主に農業をされている方で、午前10時及び午後3時の時報がない、そのことで休憩時間等の判断に不都合があるというような御意見も複数いただいたことも事実でございます。

以上のような状況から、先ほど申し上げましたとおり、回答をいただきました109振興会の約83%の振興会の「一日3回の時報が望ましい」との御意見によりまして、本年4月から本格実施をしてきておりますので、当分の間は現行のとおり実施させていただき、今後は市民の皆さんからの御意見等も参考にさせていただき、時報回数の研究をしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○篠原静則議員 原田市木線じゃなくて元垂水線だそうですね、ちょっと失礼しました。

私の聞いたところによりますというのと、買収

価格が、山が平米300円、畑が600円から900円で間違いなければまた後で教えていただきたいと思ひます。

野久妻周辺の道路には、以前、地目が畑であったそうでありましたが、地権者の了解もなく、地籍調査の際に地目が公衆用道路になったというようなお話を聞いております。この用地については、地権者が畑として平成17年度までは固定資産税をちゃんと納めていただいているようですが、この地籍調査で公衆用道路になってからは納めんでよいというようなことでありまして、払っていないわけですが、まさか地権者の許可もなく市が勝手に地目を変更されるようなことはないと思ひますが、このことについての事実をお尋ねいたします。

次に、桜島降灰についてお尋ねしますけれども、桜島降灰は上野台地の土捨て場に埋め立て処分をされておりますけれども、もう残容量も少なくなり、もしこの梅雨あたり、ないほうがいいんですけれども、今後、自然災害等が発生した場合、処分場が不足すると、埋め立てる場所がなくなるというようなことで、今後、新たな土捨て場、または灰を捨てるスペースを確保する必要があるんじゃないかと思ひますけれども、お考えをお尋ねいたします。

それからもう1つ、国道の件でお尋ねいたしますけれども、浜平、終原の国道の植栽、街路樹といいますか、除去していただきたいという要望が多々あるようですけれども、それについてのお考えをお尋ねいたします。

また、浜平、終原校区の錦町、新生、西一を含めた、国交省が主催になった振興会長さんたちの説明会があったとお聞きしておりますけれども、その過程といいますか、国道の街路樹をとっていいという意見があったのか、とらないでほしいという意見があったのか、そこら辺、課長、把握されておたら教えていただきたいと思ひます。

それと、防災無線について、当時の総務課長さん、先輩の方々にお尋ねしたことがあるんですけども、県下で垂水が最初にできた防災無線であるわけですが、そこらで原点といいますか、防災無線の、そこら。それから先ほど言われましたアンケートのパーセント、そこらあたりを勘案いたしまして、今後、そういうチャイムの鳴り方を減らされたということですが、課長といたしまして、市民が、ただアンケートで判断するのは簡単なんですよね。市民がどういうふうに、市民のためにどういう方法がいいのか、個人的なお考えでいいですので、ひとつお答えをお願いいたします。

これで2回目を終わります。

○土木課長（深港 渉） それでは、2回目の質問にお答えいたします。

まず、1点目の元垂水原田線における地目の変更に関する疑義といいますか、そのことでございますけれども、このことに関しましては私はちょっと認識しておりませんで、後ほどまた事実関係も含めて調査してまいります。それにつきましては当然また御報告申し上げます。

この地区はそもそも、いわゆる御指摘のありましたとおり地籍図の完了地区、田上の集落の下あたりでございますけれども、これと、それから上につきましてはまだ以前の字図を利用しております、特にこの字図地区につきましては非常な混迷地区とされておりまして、現状と地図上といいますか、それが一致しない箇所が多々あるようでございますので、場合によりましてはこの辺の問題もあったかもしれませんので、いずれにしましてもまた正確に調査後にまた御報告申し上げたいと思ひます。

次に、2点目の残土処分場のことが出ましたけれども、これについて考え方を述べてみたいと思ひます。

残土処分場につきましては、公共工事等における発生残土の処分量、処分基準などが厳しく

なり、またその処理場が市内から遠く経費がかさむことなどにより、平成13年度に市直営として容量約42万立米の建設残土処分場を開設したところでございます。

その後、特に平成17年から18年における大災害や、市の要望による本城川防災の埋設土砂の受け入れなどにより、一気にその当時、25万立米を受け入れたことによりまして、現在では御指摘のとおり、残りの受入量が約2万立米程度となっているような現状でございます。

このことから、平成21年度からは、県営事業におきましての残土の持ち込みはお断りをしているところでございます。

それから、考え方でございますけれども、もとより市町村の直営によります残土処分というのは国内でもほとんどが例がありませんで、本市が先進的に設置し、県営事業等においても積極的に受け入れを行うなど、公共事業の円滑な推進に寄与したところでございますが、予想以上の受け入れ進捗により、次の処分場計画も浮上しているところでございます。

そもそも現処分場を開設するに当たりまして、市内25カ所の主要な谷部の調査を行っておるところでございますけれども、受入量の問題でありますとか、あるいはアクセスの問題、特に何度も議会のほうでも言うておりますとおり、保安林指定の関係や防災施設などの観点から、ほかに適地がないことが判明しておりまして、はっきり申し上げまして、次の候補地としては行き詰まっているというような状況であるのが事実でございます。

特に、保安林解除につきましては、現処分場も含め、現処分場におきましては、大災害のための緊急的措置として特例的な扱いで、言葉としましては、山に戻すあるいは山をつくるということで認可されたものでございまして、それ以外の利活用は当然できないということでございます。

このようなことから、新処分場につきましては、開設するにしましても、あとの利活用ができるような許可の調査研究でありますとか、あるいは、ほかの市町村が直営で運営していないことの検証、そのほか、厳しくなる一方の処分場としての設置要件、場合によりましては産業廃棄物的な扱いになりますので、この辺等の要件が厳しくなったことを踏まえまして、その辺の調査研究、あるいは反対に、処分量や運搬費を計上しての正式な認可を受けた民間の処分場の処理など、これにつきましては全庁的な重要な課題として慎重な検討をすべきであると考えているところでございます。

次に、国道の高木の引き抜きのこと、撤去のことになるかと思いますが、そのことについてお答えいたします。

そもそも植栽帯の高木におきましては、道路改良時に植えられておりますことが常でございまして、市内の国道改良年次の中でも、今言われました浜平地区から柗原小学校という区間は最も年数が経過している地区の1つでございます。したがって、植栽から30年以上が経過しておりまして、高木そのものも肥大、成長しており、車両等が国道へ出る際に見通しが悪くなっている、あるいは車両のほうから歩道が見にくくなっているというような現状があるようでございます。

このことは、地区住民からも危険性の指摘がありまして、先ほど言われました会議を昨年12月に、管理されている国土交通省垂水国道出張所の主催により、柗原の新生から錦町、それから浜平地区の全振興会長、それから警察、交通安全協会等に集まっておきまして、現地の点検を行うとともに意見交換会が開催されたところでございます。

特に、現地点検におきましては、見通しが悪いこともそれぞれ確認できまして、そのほか、根回りの成長による植栽帯のブロック、構造的

な変形が出ていることや、路面そのものの割れや段差など構造的な弊害も連続的に見られ、一部では、歩行者や車いす、カートの通行に危険のある箇所もあったところでございます。

この対策としまして、見通しを阻害している木や道路構造に支障のある木を撤去する案が示されまして、この会議の中で、出席者も満場一致で賛同されたということでございます。

なお、撤去作業の区間は、垂水フェリー入り口から柗原小学校までとされておりまして、現在は浜平側より着手をされている状況でございます。

また、この作業につきましては、いわゆる通常の維持管理の一環としてされておりまして、御要望にもありました新生地区、柗原小学校あたりの明確な着手年度が示しがたいというところでございます。

改良工事の推進とともに、高木の撤去につきましても、新生地区を含む早期の全計画の全区間の完了について絶えずお願いをしてみたいと思っております。

また、1点、その高木の撤去につきましては、単純にそのまま処理することができがたい案件でございますので、その撤去した後の受け入れの問題でありますとかいろいろなことがございまして、先ほど申しましたように年間30～40本程度ずつ進捗されているという状況でございます。

しかしながら、安全性を考慮して、早目の撤去というのが望ましいわけでございますので、先ほど申しましたように、常々要望していくということにしておるところでございます。

○総務課長（今井文弘） 防災無線のチャイムの時報につきましては、先ほど申し上げましたとおりに、これまで多くの苦情が寄せられてきたわけでございます。特に病人を持つ世帯、そういうところからも、とにかくうるさいということで回数を減らせないのかというようなこと

もございました。

そういうことを受けまして、市としましては、県内のこういう防災行政無線を持つところを、どのくらいの回数で鳴らしているのか調査を試みたところでございます。その結果、垂水市は大変回数が多いということがわかりましたので、それを受けまして、先ほども申し上げましたとおりに、3カ月間の試行期間ということで実施をさせていただきました。

そして、アンケートを実施し、先ほど言いましたアンケートの結果、約83%、そういう方々が支障はないと、今までどおり3回でいいんだというような、試行期間のとおりでいいんだというようなところでございましたので、私も考え方としましては、私と申しますか、市のほうの考え方と申しましても、アンケート結果を深く受けとめて、当分の間はこれまでどおり、試行期間で3回、このような形で実施をしていきたいというふうに考えを持っております。

しかしながら、そのアンケート結果の中にも、議員が言われますとおりに、農業をしていらっしゃる方あるいは漁業をしていらっしゃる方、そういう方々のこれまで時報になれておられた方々がいっぱいおられます。そういう方々の御意見等もやはり大事に考えながら、今後、研究をしてみたいというふうに考えております。

○篠原静則議員 土木のほうはちょっとわかりましたけれども、元垂水原田線についてですが、先ほど申し上げた土地は民地でありまして、専門家にお尋ねをいたしましたところ、地目が公衆用道路になったとしても、その土地の権利は名義人にあるとのことでした。当然、買収の対象になると思いますけれども、このことに対してどうされていくのか、これは大事なことで、市長、お願いいたします。買収されるのか、されないのかという意味でございます。

降灰についてでありますけれども、これは昔、私の記憶が正しければ、先ほど堀添議員もちよ

っと触れられましたけれども、枝本市長時代、そして宮迫助役時代ちょっとお聞きしたことがあるんですけども、今あります道の駅、それから松ヶ崎地区公民館、松ヶ崎小学校の運動場用地は、作戦と言えは当時の行政の作戦かもわかりませんが、桜島降灰を、当地区にこういう施設をつくるような土地がないというように、桜島降灰を埋めると、災害の土砂を埋めるとか、そういうようなお願いをいたしまして処理場として許可をいただいたと。そして、今のような立派な公民館、運動場、道の駅ができていたというような事実を私は聞いているわけですけども、一番長く市役所にいらっしゃる副市長によろしくお願ひします。聞いたことはないか、そういうことを。

○土木課長（深港 涉）今、2点につきまして、市長とかあるいは副市長への答弁ということでございましたけれども、僭越ではございますけど、所管課としまして考え方を一端述べさせていただきます。

当然、地目が変更になりまして、地権者の権利が一番重要でございまして、それは法律でも当然そうなるので、仮に改良事業等においてそのような事業を求めます場合も、正式なやはり法令にのっとりたおりの手続といえますか、それが重要になってくるのはもう確かであると言えます。

ただ、今、議員の言われる案件といえますか、細かいことがわかりますとまた細かい調査もできると思いますが、今、現段階でどの地区かちょっと把握し切れていないところもございまして、このことについては当然、何度も申しますとおり、法令に従いまして、正当な手続によってやってまいりたいと。したがって、結果論的には、買収後の課税の問題でありますとか、その辺もまた法令どおりに進めていかなければならないと考えているところでございます。

それから、2点目の松ヶ崎小におきます処分場、埋め立てに関して、降灰等の処分という話がございますけれども、所管課としてはそのことは承知していないところでございますけれども、あくまでも公有地を求めるために公有水面の埋め立てをなされたということで、原簿のほうは私どものほうに残っている状況ではあることは間違いありません。失礼いたしました。

○市長（水迫順一）前もって通告でもあれば詳しく調べるんですけど、個々のやつを急に言われてもわかりませんから、その辺はまたよく調べて、今、課長が申したとおりの処置をしたい。

○篠原静則議員 ども、課長の答弁も重たいんですけども、やっぱり大事なことは市長、副市長の答弁が重たいんですよ。でも、その打ち合わせはしてないですか、市長と。

○市長（水迫順一）ここで初めて聞きましたからですね、その通告の中で、個々の個人名が入って、この道路が畑だったけど、公衆道路になっておると、そのトラブっておる、トラブルがあるかどうかわかりませんが、そういうものを具体的にお示しいただかないと、この場で市長の答弁を求められても、副市長の答弁を求められても、答える方法がない。そういうことだと思います。

できるだけ、今、課長が言いましたように、考えられる法令にのっとりたその時点で処理するのが市役所の仕事ですから、それでやってきたと、そういうふうには思いますが、その後問題が生じたんであったら、新たなまた処置の仕方を法にのっとりた考えていかなきゃいけない、そういうことだと思います。

○土木課長（深港 涉）質問に対しての答弁を後ほどと答えましたところに、今、2点ほど回答が来ましたので、それを先に説明させていただきます。

元垂水原田線のいわゆる買収価格でございますけれども、山林につきましては300円、御指摘のとおりでございます。畑が600円から1,000円、いずれも1平米価格でございます。宅地につきましては9,000円ということで今、推進しているところでございます。

それから、道路内にあります個人の土地につきましてですが、一部、従前の原道部分と重複している場所もありますので、原道部分につきましては寄附採納の形をとっていただくと。当然それ以外の、従前の原道以外の拡幅部分については買収の対象とさせていただいているところでございます。

また、原道部分につきましてはの取り扱いが非常に難しいところでございますけれども、進め方としましては、従前から道路として使われていますことから、過去に寄附されているものとして書類としては済ませていただいているところでございます。

それから、所有権移転の問題につきましては、当然実施しなければならないと考えているところでございます。このことは、今までの取り扱いの中でも前例があったということで今、確認がとれましたので、報告を申し上げておきます。

以上でございます。

○篠原静則議員 最後ですので、よろしくお願ひします。もう要望にしておきますので。

元垂水原田線ですね、途中から1.5車線になったことや、また防災無線のチャイムの回数が減ったこと、また、一部の市民からの要望じゃないかと思うんですね、この辺をよく検討されて、庁舎内でよく協議されて、チャイムにしても、元垂水原田線にしても、「はよ、おいどんがおいうち、幅が狭かったで、はよとつけてくれ」と言う人もおいやっど。じゃっどん、将来的な長い目で垂水市を考えた場合は2車線で行っていただきたいと、そういう考えの人もいるんですね。こういうのはやっぱり行政で、

庁舎内でもんで、将来的に垂水はどういう方向に行くのか、そういうふうにやっぱり考えて、今度、元垂水からスタートする場合は2車線で行くのか、1車線で行くのか、1.5車線で行くのかわかりませんが、よく庁舎内で検討されて、市民がどう言ったこう言ったじゃなくて、やっぱり責任を持って事業を進めていただきたいと思います。

それから、今後また降灰が続くようなことがあれば、先ほど申し上げましたとおり、私の記憶ではそういう降灰を捨てるというような作戦だったかわかりませんが、そういう形で松ヶ崎小学校、それから公民館、それから堀添議員が言われましたとおり、憩の家をつくるような適当な場所がないというようなことも含めて、まずそういう申請をされて、埋め立て申請をされたと聞いております。

そういうことで、今後また灰が続くようであれば、またそういうことも考えて、前例といたしますか、考えて、一番いいところは、それは地域民の反対もあるかもわかりませんが、荒崎パーキングから港にずっと離岸堤が真っ直ぐ並んでいますけど、あの区域を埋め立て申請して、何か利用するんだという目的をつくって、そういう方向もあると私は考えております。

だから、将来、もう自分たちはいないかもわかりませんが、そういうことによって臨海道路も実現性が出てくるんじゃないかと、私は考えております。元垂水は臨海道路の賛否両論ありましたが、やっぱり用地を確保せんことには臨海道路もできないわけですから、将来のこととはいえ、やっぱりそういう考えもあってもいいんじゃないかと私は考えております。

降灰のほうからあっちこっち話が飛びますけれども、庁舎にしても、災害があれば災害対策本部になるはずでございます。そういうところが一番危険な建物じゃないかという先輩も

いらっしゃいます。何でかという、庁舎の基礎ぐいは松だそうですね、何人かの方に聞くと。だから、そういうのを含めて、やっぱり市民の安心・安全を言われるのであれば、そういう庁舎の移転、そういうのも今から考えていただきたいと。

やっぱりだれかが泥をかぶって動かないと、行政は前には進まないと思うんですよね。だから、病院にしても、潮彩町の埋立地にしても、だれかが反対を押しつけて動いたから、今ああいう姿があるわけで、将来ぜひ、降灰それから工事の土砂、そういうのを、ただ上野台地に侵食谷があるからというんじゃなくて、新たな土地を、どこが適当か、そこはいろいろ庁舎内で全員でやっぱり検討して、市長任せじゃなくて、検討されていると思いますけれども、ぜひそういう対策をとっていただきたいと思います。

あっちこっち飛びましたけれども、これで終わります。

ありがとうございました。

○議長（川尻達志）以上で、一般質問を終わります。

本日の日程は、全部終了しました。

△日程報告

○議長（川尻達志）明17日から24日までは、議事の都合により休会とします。

次の本会議は、25日午前10時から開きます。

△散 会

○議長（川尻達志）今日は、これにて散会します。

午後3時12分散会

平成 22 年 第 2 回 定 例 会

会 議 録

第 4 日 平成 22 年 6 月 25 日

本会議第4号(6月25日)(金曜)

出席議員 15名

| | | | |
|----|---------|-----|---------|
| 1番 | 感王寺 耕 造 | 9番 | 森 正 勝 |
| 2番 | 大 藪 藤 幸 | 10番 | 持 留 良 一 |
| 3番 | 尾 脇 雅 弥 | 11番 | 宮 迫 泰 倫 |
| 4番 | 堀 添 國 尚 | 12番 | 川 尻 達 志 |
| 5番 | 池之上 誠 | 13番 | (欠 員) |
| 6番 | 田 平 輝 也 | 14番 | 徳 留 邦 治 |
| 7番 | 北 方 貞 明 | 15番 | 篠 原 静 則 |
| 8番 | 池 山 節 夫 | 16番 | 川 畑 三 郎 |

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

| | | | |
|---------|---------|-------------|---------|
| 市 長 | 水 迫 順 一 | 水 産 課 長 | 塚 田 光 春 |
| 副 市 長 | 小 島 憲 男 | 商工観光課長 | 倉 岡 孝 昌 |
| 総 務 課 長 | 今 井 文 弘 | 土 木 課 長 | 深 港 涉 |
| 企 画 課 長 | 山 口 親 志 | 会 計 課 長 | 尾 迫 逸 郎 |
| 財 政 課 長 | 北 迫 睦 男 | 水 道 課 長 | 白 木 修 文 |
| 税 務 課 長 | 川井田 志 郎 | 監 査 事 務 局 長 | 磯 脇 正 道 |
| 市 民 課 長 | 葛 迫 隆 博 | 消 防 長 | 宮 迫 義 秀 |
| 市 民 相 談 | | | |
| サービスク長 | 前木場 強 也 | 教 育 長 | 肥 後 昌 幸 |
| 保健福祉課長 | 城ノ下 剛 | 教育総務課長 | 三 浦 敬 志 |
| 生活環境課長 | 感王寺 八 郎 | 学校教育課長 | 有 馬 勝 広 |
| 農 林 課 長 | 森 下 利 行 | 社会教育課長 | 瀬 角 龍 平 |

議会事務局出席者

| | | | |
|---------|---------|-----|---------|
| 事 務 局 長 | 松 浦 俊 秀 | 書 記 | 篠 原 輝 義 |
| | | 書 記 | 松 尾 智 信 |

平成22年 6月25日 午前10時開議

△開 議

○議長（川尻達志） 定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから休会明けの本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

△諸般の報告

○議長（川尻達志） 日程第1、諸般の報告を行います。

この際、議長の報告を行います。

去る5月26日、東京都の日比谷公会堂において第86回全国市議会議長会定期総会が開催され、本市議会から私を含め5名の方の議員表彰がありました。川畑三郎議員、篠原静則議員及び徳留邦治議員の3名が正・副議長職4年以上、宮迫泰倫議員及び私が在職15年以上の表彰を授与されましたので、ここに御報告し、お喜びを申し上げます。

以上で、諸般の報告を終わります。

△議案第39号～議案第48号、請願第1号、陳情第21号、陳情第23号、陳情第25号一括上程

○議長（川尻達志） 日程第2、議案第39号から日程第11、議案第48号までの議案10件及び日程第12、請願第1号、日程第13、陳情第21号、日程第14、陳情第23号及び日程第15、陳情第25号の請願1件及び陳情3件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第39号 垂水市水力発電施設周辺地域交付金基金条例を廃止する条例 案

議案第40号 平成22年度垂水市一般会計補正予算（第3号）案

議案第41号 平成22年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案

議案第42号 平成22年度垂水市老人保健医療特別会計補正予算（第1号）案

議案第43号 平成22年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第1号）案

議案第44号 平成22年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）案

議案第45号 平成22年度垂水市水道事業会計補正予算（第1号）案

議案第46号 垂水市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 案

議案第47号 平成22年度垂水市一般会計補正予算（第4号）案

議案第48号 平成22年度垂水市と畜場特別会計補正予算（第1号）案

請願第1号 桜島口交差点に信号機設置を求める請願

陳情第21号 快適な生活環境を守るために養豚場の移転を要望する陳情について

陳情第23号 垂水市議会議員定数削減について

陳情第25号 住民の生活基盤を支える県土防災と建設業振興を求める陳情書

○議長（川尻達志） ここで、各委員長の審査報告を求めます。

最初に、産業厚生委員長北方貞明議員。

[産業厚生委員長北方貞明議員登壇]

○産業厚生委員長（北方貞明） おはようございます。

去る6月7日及び6月15日の本会議において産業厚生委員会付託となりました各案件について、6月18日委員会を開き、午前中に現地視察を行い、午後より付託案件の審査をいたしましたので、その報告をいたします。

最初に、議案第46号垂水市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第40号平成22年度垂水市一般会計補正予算（第3号）案及び議案第47号平成22年

度垂水市一般会計補正予算（第4号）案中の所管費目については、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第43号平成22年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第1号）案、議案第44号平成22年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）案、議案第45号平成22年度垂水市水道事業会計補正予算（第1号）案及び議案第48号平成22年度垂水市と畜場特別会計補正予算（第1号）案については、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、陳情第25号住民の生活基盤を支える県土防災と建設業振興を求める陳情書については、採択することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査となっていました陳情第21号快適な生活環境を守るために養豚場の移転を要望する陳情については、結論を得るに至らず、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（川尻達志）次に、総務文教委員長田平議員。

[総務文教委員長田平輝也議員登壇]

○総務文教委員長（田平輝也）おはようございます。

去る6月7日及び15日の本会議におきまして総務文教委員会付託となりました各案件について、6月22日委員会を開き、審査いたしましたので、その結果を報告いたします。

最初に、議案第39号垂水市水力発電施設周辺地域交付金基金条例を廃止する条例案については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第40号平成22年度垂水市一般会計補正予算（第3号）案中の所管費目・歳入全款及び議案第47号平成22年度垂水市一般会計補正予算（第4号）案中の歳入全款については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第41号平成22年度垂水市国民健康

保険特別会計補正予算（第1号）案及び議案第42号平成22年度垂水市老人保健医療特別会計補正予算（第1号）案については、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、請願第1号桜島口交差点に信号機設置を求める請願については、採択とすることに決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（川尻達志）次に、議会運営委員長篠原議員。

[議会運営委員長篠原静則議員登壇]

○議会運営委員長（篠原静則）おはようございます。

3月の本会議において議会運営委員会に付託となり、閉会中の継続審査となっておりました陳情第23号垂水市議会議員定数削減について、去る4月21日、5月19日及び今月24日に委員会を開き、審査を行いましたので、審査の結果を報告いたします。

委員会では、陳情書を提出されました振興会長連絡協議会会長及び副会長から意見聴取を行い、さらに、その後も審議を重ねました。

審議の過程で、「効率的な議会運営のあり方や議会の果たす役割などさらに調査していく必要がある」との意見が出され、結論を得るに至らず、本陳情については、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（川尻達志）これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川尻達志）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川尻達志）討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

最初に、議案からお諮りします。

議案第39号から議案第48号までの議案10件を各委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川尻達志）異議なしと認めます。

よって、議案第39号から議案第48号までの議案10件は、各委員長の報告のとおり決定しました。

次に、請願をお諮りします。

請願第1号は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川尻達志）異議なしと認めます。

よって、請願第1号は採択とすることに決定しました。

次に、陳情をお諮りします。

陳情第21号、陳情第23号及び陳情第25号の陳情3件を委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川尻達志）異議なしと認めます。

よって、陳情第21号は継続審査、陳情第23号は継続審査及び陳情第25号は採択とすることに決定しました。

△意見書案第27号上程

○議長（川尻達志）日程第16、意見書案第27号口蹄疫発生に伴う防疫対策の強化及び畜産経営安定対策の充実を求める意見書案についてを議題とします。

案文は配付しておりますので、朗読を省略いたします。

意見書案第27号 口蹄疫発生に伴う防疫対策の強化及び畜産経営安定対策の充実を求める意見書案について

口蹄疫発生に伴う防疫対策の強化及び畜産

経営安定対策の充実を求める意見書（案）

4月20日宮崎県で口蹄疫の疑似患畜が確認されて以来殺処分対象数が約30万頭を超えるなど、今、未曾有の口蹄疫被害により宮崎県の畜産は危機的状況にあり、鹿児島県をはじめ全国の畜産業界まで甚大な影響と、壊滅的打撃を与えることが懸念され、一日も早い終息と農家救済策が求められる。

本市の畜産は農業粗生産額の5割以上を占めており、このままでは畜産を含む農業が基幹産業である本市においては、農業のみならず地域経済に甚大な影響が懸念される。

本市は、家畜伝染病予防法による移動制限・搬出制限区域外であるにもかかわらず、現在、行政をはじめ各関係機関・団体一丸となって感染拡大を防止するための懸命な取り組みを進めている。

国においても、口蹄疫対策特別措置法が可決され、一層の防疫対策の強化や農家救済対策などが始動することになるが、日本の畜産を守るため、更に具体的な畜産経営安定対策の充実など下記事項について、強く求める。

記

- 1 口蹄疫発生の影響により子牛せり市を延期し、子牛価格が下落した場合、再生可能な水準価格（40万円）と販売価格の差額を特別措置として全額補てんすること。
- 2 市場価格低迷時において農家が肉用子牛を自家保留した場合、助成措置を講ずること。
- 3 農家及び農協等が離農跡地を活用して肥育を開始した場合、助成措置を講ずること。
- 4 家畜市場再開時には家畜市場から肉用子牛を購入した場合に、購買者に対し出荷日齢にあわせた助成金・輸送費の助成措置を講ずること。
- 5 商店街など地域経済全体への影響を考慮し他の産業へも国として、できる限りの支援策

を講ずること。

- 6 口蹄疫の風評による被害等を最小限に留める対策として、消費者へ向けた広報活動を展開すること。
 - 7 殺処分農家、殺処分に関わった人への心身のケアを講ずること。
 - 8 口蹄疫発生の原因究明と侵入経路を特定し、今後の徹底した予防対策を講ずること。
 - 9 地方自治体や関係機関が独自の対策を講じる場合は、地域に裁量権を与えた上で、特別交付税を含む十分な財政措置を講じること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成22年6月25日

鹿児島県垂水市議会議長 川尻 達志

衆議院議長 横路 孝弘 殿
参議院議長 江田 五月 殿
内閣総理大臣 菅 直人 殿
総務大臣 原口 一博 殿
財務大臣 野田 佳彦 殿
農林水産大臣 山田 正彦 殿

○議長（川尻達志）お諮りします。

ただいまの意見書案については、提出者の説明及び委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川尻達志）異議なしと認めます。

よって、いずれもそのように決定しました。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川尻達志）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。
お諮りします。

意見書案第27号を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川尻達志）異議なしと認めます。

よって、意見書案第27号口蹄疫発生に伴う防疫対策の強化及び畜産経営安定対策の充実を求める意見書案は、原案のとおり可決されました。

△議案第49号・議案第50号一括上程

○議長（川尻達志）日程第17、議案第49号及び日程第18、議案第50号の議案2件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第49号 平成21年度垂水市水道事業会計決算認定について

議案第50号 平成21年度垂水市病院事業会計決算認定について

○議長（川尻達志）両決算については、7人の委員をもって構成する公営企業決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川尻達志）異議なしと認めます。

よって、両決算については、7人の委員をもって構成する公営企業決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました公営企業決算特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、感王寺耕造議員、大藪藤幸議員、堀添國尚議員、田平輝也議員、北方貞明議員、森正勝議員、持留良一議員、以上7人を指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川尻達志）異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました7人を公営企

業決算特別委員会委員に選任することに決定しました。

○議長（川尻達志）以上で、日程は全部終了しました。

お諮りします。

閉会中、各常任委員会及び議会運営委員会の所管事項調査を行うことに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川尻達志）異議なしと認めます。

よって、閉会中、各常任委員会及び議会運営委員会の所管事項調査を行うことに決定しました。

△閉 会

○議長（川尻達志）これをもちまして、平成22年第2回垂水市議会定例会を閉会します。

午前10時15分開会

地方自治法第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

垂水市議会議長

垂水市議会議員

垂水市議会議員